

資料2-2(別紙)

第7次大阪府医療計画 中間評価
＜中間評価年までの取組の評価(個票)＞

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

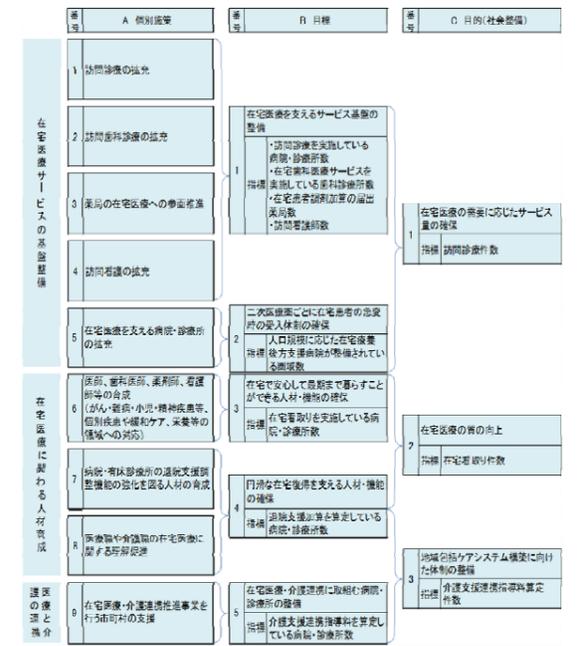
疾病・事業名 第4章 地域医療構想		担当課名 保健医療企画課		参考(目標値) (「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類 ① 目標</th> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">対象 年齢</th> <th colspan="2">計画策定時</th> <th colspan="4">2021年度(中間評価年)の評価</th> <th rowspan="2">目標値に対する 到達度等</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>値</th> <th>出典</th> <th>値</th> <th>調査年</th> <th>出典</th> <th>傾向</th> <th>2020年度 (中間年)</th> <th>2023年度 (最終年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域医療 構想</td> <td>B</td> <td>病床機能報告における回復期病床の割合</td> <td>-</td> <td>9.0%(2016年度)</td> <td>厚生労働省 「病床機能報告」</td> <td>12.8%</td> <td>2020年度</td> <td>病床機能報告</td> <td>↗</td> <td>○</td> <td>増加</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>各二次医療圏で設定した取組</td> <td>-</td> <td colspan="2">各二次医療圏の保健医療協議会等で評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分類 ① 目標	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度等	目標値		値	出典	値	調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	地域医療 構想	B	病床機能報告における回復期病床の割合	-	9.0%(2016年度)	厚生労働省 「病床機能報告」	12.8%	2020年度	病床機能報告	↗	○	増加	増加	B	各二次医療圏で設定した取組	-	各二次医療圏の保健医療協議会等で評価										
分類 ① 目標	指標				対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度等	目標値																																			
		値	出典	値		調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)																																						
地域医療 構想	B	病床機能報告における回復期病床の割合	-	9.0%(2016年度)	厚生労働省 「病床機能報告」	12.8%	2020年度	病床機能報告	↗	○	増加	増加																																				
	B	各二次医療圏で設定した取組	-	各二次医療圏の保健医療協議会等で評価																																												
現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ◆2013年度の病床数の必要量と2014年度病床機能報告の病床機能区分割合には、大きな差異があり、将来の病床機能を検討するには、病床機能区分だけでなく、診療実態を把握する必要があります。 ◆2025年に必要な病床機能を確保していくためには、病床機能報告の実態を分析の上、現在の病床機能を2025年の病床数の必要量の機能区分ごとの割合(高度急性期11.6%、急性期34.5%、回復期30.9%、慢性期22.9%)に近づけていく必要があります。 																																																
事業概要 (A 個別施策)		医療計画に記載された個別施策の詳細		中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)		中間評価年までの取組に対する評価																																										
取組番号						◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(10) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)																																										
① 病床機能分化・連携の検討のための基礎データの把握		1 地域における医療体制(病床機能、医療機能、診療実態、医療需要、受療動向等)について、病床機能報告やNDB、DPC、医療機関情報システムの分析等を行い、経年的な把握に努めます。 2 今後の病院の経営の方向性を確認するため、公的医療機関等2025プラン対象病院に対しては、プランの策定を求めるとともに、プラン策定の対象でない病院に対しても、今後の病院の方向性についての調査を実施します。		・患者の流入状況、各病院の病床機能別の診療実態等を二次医療圏毎に分析した(2018～2020年度)。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた診療実態を二次医療圏毎に分析した(2021年度)。 ・公的医療機関等2025プランの対象でない病院を含む全病床機能報告対象病院に病院プラン調査を実施し取りまとめた。 ・【病院プラン提出率】 2018年度 95.8%、2019年度 96.4%、2020年度 95.4%、2021年度 99.1%		○ 病床機能分化・連携を検討するため、病床機能報告や医療機関情報システムの分析等を行い、経年的な把握に努める。 ○ 全病床機能報告対象病院に病院プラン調査を実施する。																																										
② 関係者間での将来のあるべき姿の協議検討・認識の共有		3 医療計画全体を扱う「医療懇話会(部会)」と「病床機能懇話会(部会)」を統合再編し、「(仮)医療・病床懇話会(部会)」を新たに設置し、地域医療構想と医療計画を一体的に推進します。 4 二次医療圏単位を基本に、全病床機能報告対象病院を対象とした「(仮)病院連絡会」を新たに設置します。 5 病床機能分化・連携の検討のための基礎データから、地域で必要とされている病床機能・診療機能を明らかにし、関係者間で認識の共有を図ります。 6 「地域医療構想調整会議(大阪府保健医療協議会)」において、将来のあるべき姿をとりまとめ、その後、将来のあるべき姿の実現に向け、具体的に意見交換を行い、医療機関の自主的な判断を促します。		二次医療圏毎に「医療・病床懇話会(部会)」を設置、地域医療構想・医療計画について一体的に協議した。 【医療・病床懇話会開催回数】 2018～2019年度 各圏域で年2回、2020～2021年度 各圏域で年1回 ・全病床機能報告対象病院を対象とした「病院連絡会」を設置し、二次医療圏(または保健所)毎に実施した。 ・地域医療構想調整会議(保健医療協議会)において、将来のあるべき姿の到達度を測定する指標とした「将来に向けて回復期への転換が必要な病床」の割合や、診療分野毎の各医療機関の診療実態の見える化を行い、病院連絡会等において情報を共有した。 【病院連絡会 参加率】 2018年度 第1回 82.8% 第2回 87.0%、2019年度 第1回 86.9% 第2回 86.3% 2021年度 87.2% (※2020年度はコロナ感染状況により実施を見送り) ・二次医療圏毎の病院連絡会において、2025年に向けた病院の方向性について病院間で意見交換し、その後、医療・病床懇話会(部会)、保健医療協議会において、病院連絡会の意見を踏まえた各病院の方向性について協議した。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染状況にかかる診療実態等の分析結果を、地域医療構想調整会議等に提供した。 【地域医療構想調整会議の開催回数、病院プランに合意形成できた割合】 2018年度 1回 95.6%、2019年度 1回 93.9%、2020年度 1回 94.3%、2021年度 1回 97.9%		○ 二次医療圏毎に設置する「医療・病床懇話会(部会)」において、将来に向けた各病院の方向性を共有し、地域の医療提供体制について協議する。 ○ 病床機能報告等の基礎データを元に、二次医療圏単位で必要な病床機能・診療機能を明らかにし、将来のあるべき姿について関係者間で認識の共有を図る。 ○ 病院プラン調査等のデータを元に、「地域医療構想調整会議(大阪府保健医療協議会)」において、将来のあるべき姿をとりまとめ、その実現に向け、具体的な意見交換を行った上で、医療機関の自主的な判断を促進する。																																										
						最終年度までの取組の概要																																										
						事業実施にあたっての改善点																																										
						各分析データの可視化の充実。 未提出医療機関への働きかけを強化。 オンライン等を用いた会議開催方法の充実。 オンライン等を用いた会議開催方法の充実。 病床機能毎の報告基準の検討。																																										

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(10) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要 事業実施にあたっての改善点	
③ 病床転換 に対する 支援	7	医療機関が、将来時に需要が増加することが予想される回復期機能へ病床を転換する場合、必要な施設の新增改築や改修に係る工事費等の一部を支援します。	病床転換等促進事業補助金を用い、「回復期」機能へ病床を転換する取組を行う病院を支援した。 【補助金の活用】 2018～2021年度:17病院、650床、うち整備完了542床、整備中108床(2022年2月1日時点)	○	医療機関が、将来に需要が増加することが予想される回復期機能へ病床を転換する場合、必要な施設の新增改築や改修に係る工事費等の一部を支援する。	病床転換等促進事業補助金の周知。
	8	上記取組により、急性期、慢性期の病床から回復期へ病床の転換を図ることにより、重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を推進します。		○	急性期、慢性期の病床から回復期へ病床の転換を図ることにより、重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を推進する。	病床転換等促進事業補助金の周知。
	9	その他、病床の機能分化・連携を進めている医療機関等に対して、地域医療介護総合確保基金を活用し、必要に応じて支援します。	医療施設近代化施設整備事業補助金を用い、1病院の病床再編を支援した(2018～2021年の4か年計画)。	○	病床の機能分化・連携を進めている医療機関等に対して、地域医療介護総合確保基金を活用し支援する。	—
	10	「地域医療構想調整会議(大阪府保健医療協議会)」において、地域医療介護総合確保基金事業についても、意見を聴取することで、地域の実情を把握し、大阪府地域医療介護総合確保計画の改善に活用します。	二次医療圏毎の「医療・病床懇話会(部会)」等において聴取した意見を踏まえ、病床転換促進事業の補助要件を拡充するなど大阪府地域医療介護総合確保基金計画の改善に活用した。	○	引き続き、「医療・病床懇話会」等を通じて、地域医療介護総合確保基金事業の意見を聴取することで、地域の実情を把握し、大阪府地域医療介護総合確保計画の改善に活用する。	オンラインによる会議の開催等、意見聴取にあたり、臨機応変に方法を検討。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第5章 在宅医療																																																																																																																																																										
担当課名	保健医療企画課(医療対策課・健康づくり課・地域保健課・薬務課・介護支援課)																																																																																																																																																										
参考(目標値)	〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く																																																																																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類 目標 項目</th> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">対象 年齢</th> <th colspan="2">計画策定時</th> <th colspan="4">2021年度(中間評価年)の評価</th> <th rowspan="2">目標値に対する 到達度</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>値</th> <th>出典</th> <th>値</th> <th>調査年</th> <th>出典</th> <th>傾向</th> <th>2020年度 (中間年)</th> <th>2023年度 (最終年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">在宅医療</td> <td>B</td> <td>訪問診療を実施している病院・診療所数</td> <td>-</td> <td>2,156か所(2014年)</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>2,143か所</td> <td>2017年</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>↘</td> <td>△</td> <td>3,350か所</td> <td>3,820か所</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>在宅歯科医療サービスを実施している歯科診療所数</td> <td>-</td> <td>1,134か所(2014年)</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>1,278か所</td> <td>2017年</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>↗</td> <td>△</td> <td>1,540か所</td> <td>1,750か所</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>在宅患者調剤加算の届出薬局数</td> <td>-</td> <td>1,366か所(2017年)</td> <td>近畿厚生局「施設基準届出」</td> <td>2,020か所</td> <td>2021年</td> <td>近畿厚生局「施設基準届出」</td> <td>↗</td> <td>◎</td> <td>1,610か所</td> <td>1,830か所</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>訪問看護師数</td> <td>-</td> <td>3,640人(2015年)</td> <td>厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」</td> <td>7,162人</td> <td>2019年</td> <td>厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」</td> <td>↗</td> <td>○</td> <td>6,360人</td> <td>7,250人</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備されている圏域数(4か所/圏域10万人)</td> <td>-</td> <td>2圏域(2017年)</td> <td>近畿厚生局「施設基準届出」</td> <td>6圏域</td> <td>2021年</td> <td>近畿厚生局「施設基準届出」</td> <td>↗</td> <td>○</td> <td>5圏域</td> <td>7圏域</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>在宅看取りを実施している病院・診療所数</td> <td>-</td> <td>335か所(2014年)</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>405か所</td> <td>2017年</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>↗</td> <td>△</td> <td>460か所</td> <td>520か所</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>退院支援加算を算定している病院・診療所数 ※※</td> <td>-</td> <td>248か所(2017年)</td> <td>近畿厚生局「施設基準届出」</td> <td>269か所</td> <td>2021年</td> <td>近畿厚生局「施設基準届出」</td> <td>↗</td> <td>△</td> <td>290か所</td> <td>330か所</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数</td> <td>-</td> <td>254か所(2015年)</td> <td>厚生労働省「データブックDisk1」</td> <td>289か所</td> <td>2019年</td> <td>厚生労働省「データブックDisk1」</td> <td>↗</td> <td>△</td> <td>330か所</td> <td>370か所</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>訪問診療件数</td> <td>-</td> <td>107,714件(2014年9月)</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>119,787件</td> <td>2017年</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>↗</td> <td>△</td> <td>167,380か所※</td> <td>190,820か所</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>在宅看取り件数</td> <td>-</td> <td>6,660件(2014年)</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>10,068件</td> <td>2017年</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> <td>↗</td> <td>○</td> <td>9,000件※</td> <td>10,260件</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>介護支援連携指導料算定件数</td> <td>-</td> <td>25,321件(2015年)</td> <td>厚生労働省「データブックDisk1」</td> <td>41,516件</td> <td>2019年</td> <td>厚生労働省「データブックDisk1」</td> <td>↗</td> <td>◎</td> <td>32,660件※</td> <td>37,230件</td> </tr> </tbody> </table>	分類 目標 項目	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値		値	出典	値	調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	在宅医療	B	訪問診療を実施している病院・診療所数	-	2,156か所(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	2,143か所	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↘	△	3,350か所	3,820か所	B	在宅歯科医療サービスを実施している歯科診療所数	-	1,134か所(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	1,278か所	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	△	1,540か所	1,750か所	B	在宅患者調剤加算の届出薬局数	-	1,366か所(2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	2,020か所	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗	◎	1,610か所	1,830か所	B	訪問看護師数	-	3,640人(2015年)	厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」	7,162人	2019年	厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」	↗	○	6,360人	7,250人	B	人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備されている圏域数(4か所/圏域10万人)	-	2圏域(2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	6圏域	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗	○	5圏域	7圏域	B	在宅看取りを実施している病院・診療所数	-	335か所(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	405か所	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	△	460か所	520か所	B	退院支援加算を算定している病院・診療所数 ※※	-	248か所(2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	269か所	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗	△	290か所	330か所	B	介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数	-	254か所(2015年)	厚生労働省「データブックDisk1」	289か所	2019年	厚生労働省「データブックDisk1」	↗	△	330か所	370か所	C	訪問診療件数	-	107,714件(2014年9月)	厚生労働省「医療施設調査」	119,787件	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	△	167,380か所※	190,820か所	C	在宅看取り件数	-	6,660件(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	10,068件	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	○	9,000件※	10,260件	C	介護支援連携指導料算定件数	-	25,321件(2015年)	厚生労働省「データブックDisk1」	41,516件	2019年	厚生労働省「データブックDisk1」	↗	◎	32,660件※	37,230件	<p>※大阪府高齢者計画2018との整合性を図るため、在宅医療については「〇：目的」についても中間年の目標値を設定しています。 ※※指標「退院支援加算を算定している病院・診療所数」にかかる「退院支援加算」は、平成30年度から「入退院加算」に変更されています。</p>
分類 目標 項目	指標				対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値																																																																																																																																														
		値	出典	値		調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)																																																																																																																																																	
在宅医療	B	訪問診療を実施している病院・診療所数	-	2,156か所(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	2,143か所	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↘	△	3,350か所	3,820か所																																																																																																																																															
	B	在宅歯科医療サービスを実施している歯科診療所数	-	1,134か所(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	1,278か所	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	△	1,540か所	1,750か所																																																																																																																																															
	B	在宅患者調剤加算の届出薬局数	-	1,366か所(2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	2,020か所	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗	◎	1,610か所	1,830か所																																																																																																																																															
	B	訪問看護師数	-	3,640人(2015年)	厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」	7,162人	2019年	厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」	↗	○	6,360人	7,250人																																																																																																																																															
	B	人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備されている圏域数(4か所/圏域10万人)	-	2圏域(2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	6圏域	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗	○	5圏域	7圏域																																																																																																																																															
	B	在宅看取りを実施している病院・診療所数	-	335か所(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	405か所	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	△	460か所	520か所																																																																																																																																															
	B	退院支援加算を算定している病院・診療所数 ※※	-	248か所(2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	269か所	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗	△	290か所	330か所																																																																																																																																															
	B	介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数	-	254か所(2015年)	厚生労働省「データブックDisk1」	289か所	2019年	厚生労働省「データブックDisk1」	↗	△	330か所	370か所																																																																																																																																															
	C	訪問診療件数	-	107,714件(2014年9月)	厚生労働省「医療施設調査」	119,787件	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	△	167,380か所※	190,820か所																																																																																																																																															
	C	在宅看取り件数	-	6,660件(2014年)	厚生労働省「医療施設調査」	10,068件	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	○	9,000件※	10,260件																																																																																																																																															
	C	介護支援連携指導料算定件数	-	25,321件(2015年)	厚生労働省「データブックDisk1」	41,516件	2019年	厚生労働省「データブックDisk1」	↗	◎	32,660件※	37,230件																																																																																																																																															
	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆今後のニーズ増大・多様化を見据え人材確保(量の確保)と医療従事者のスキルアップや休日や夜間の対応等の、機能充実・拡大(質の充実)が必要です。 ◆退院支援から看取りまで地域で完結できる医療提供体制が必要です。 ◆在宅医療について入院医療や外来医療との機能の違いを理解した上で、適切に選択できるよう、医療関係者の理解促進と府民への周知が必要です。 ◆地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行える体制づくりが必要です。 																																																																																																																																																									

施策・指標マップ



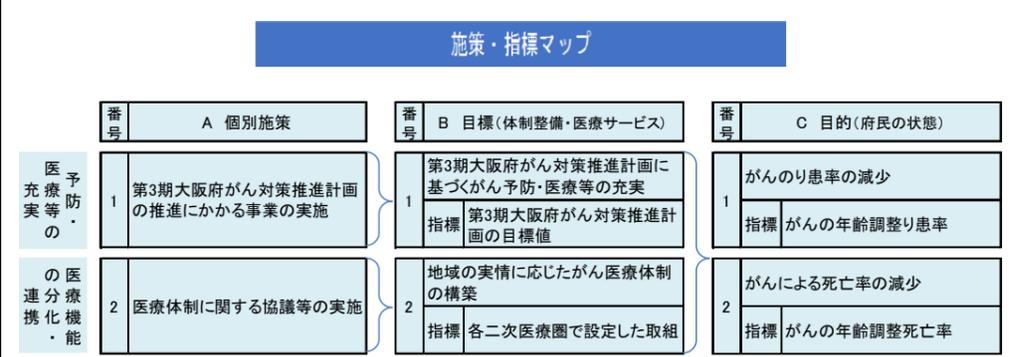
事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)			
			◎: 予定以上(2) ○: 概ね予定どおり(21) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
① 訪問診療の拡充	1	訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、訪問診療に関心のある医師に対する同行訪問等の取組を支援します。	訪問診療を行う医師の確保に向け、病院・診療所における医師・医学生を対象とした同行訪問研修等の取組を支援した。また、1大学で地域枠の学生でカリキュラム化された。 【同行訪問研修受入機関数、参加者数】 2018年度 33機関 のべ327人、2019年度 32機関 のべ576人 2020年度 33機関 のべ651人、2021年度 21機関 のべ959人(見込み)	○	訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、医師・医学生に対する同行訪問研修等の取組を支援する。	効果的な周知の時期、手法を検討。
	2	急変時や看取り等の患者ニーズに対応するため、引き続き、病院や在宅医療に関わる医師等との協議による後方支援機能の運用ルール作成等の取組を支援します。	病院の入退院支援機能の強化に向け、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援した。 【補助機関数等】 2018年度 10機関、2019年度 2機関 2020年度 3機関、2021年度 4機関(見込み)	○	病院の入退院支援機能の強化に向け、引き続き、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援する。	効果的な周知の時期、手法を検討。
② 訪問歯科診療の拡充	3	訪問歯科診療を行う歯科医師の確保に向け、歯科医師に対し、患者の全身疾患等に応じた歯科治療にかかる実践研修等の取組を支援します。	「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を作成し研修会を実施した。摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した。 【歯科チーム養成数】 2018～2021年度: 43チーム、86人(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により実施を見送った。)	○	引き続き、研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成する(目標: 56チーム112名)。	効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。
	4	歯科衛生士等訪問歯科診療を支える歯科医療従事者の育成、連携機能の強化等を支援し、歯科医師との連携体制を強化します。		○		
	5	訪問歯科診療に関わる関係機関(病院や歯科診療所、他職種等)の連携強化を図るため、連絡調整を円滑に行う窓口機能の充実等を支援します。	在宅歯科ケアステーションの活用促進に向けた周知活動を、医療圏別歯科口腔保健推進連絡会、歯科口腔保健推進連絡会等において実施した。	○	引き続き、活用促進に向けた周知活動を実施する。	効果的な周知の時期、手法を検討。
③ 薬局の在宅医療への参画推進	6	在宅医療に関連する知識・技術を研鑽するため、薬剤師に対する同行訪問を含めた実践的な研修実施を、引き続き支援します。	訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向け、訪問薬剤管理にかかる研修を支援した。 【研修参加者数】 2018年度 のべ2,175人、2019年度 のべ2,104人 2020年度 のべ2,303人、2021年度 のべ2,000人程度(見込み)	○	訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向けた研修の支援を継続する。	現場ニーズを取入れた実践的な内容とするため、関係団体等にヒアリング。
	7	入退院時における医療機関と薬局間での情報共有等、円滑な在宅医療への移行のための取組を支援します。	・かかりつけ薬局の機能強化に向け、モデル地域において高齢者の多剤・重複投与等について、地域での薬薬連携を活用した取組を実施した(2018～2020年度)。 ・入退院時における医療機関と薬局間での連携推進に向けた病院薬剤師と訪問薬剤管理を行う薬局薬剤師の相互研修等を支援した(2020～2021年度)。	○	入退院時における医療機関と薬局間での情報共有等の連携推進に向けた病院薬剤師と訪問薬剤管理を行う薬局薬剤師の相互研修等の支援を継続する。	感染症対策としてオンラインを併用しながら、顔の見える関係を構築できる実施方法を検討。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(2) ○: 概ね予定どおり(21) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
④ 訪問看護 の拡充	8	訪問看護サービスの需要に応じた訪問看護師を確保するため、引き続き、訪問看護の職場体験等による理解促進、新任看護師の育成、離職防止、復職支援等の取組を支援します。	多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2018年度 41回 656人、2019年度 63回 876人 2020年度 59回 1,063人、2021年度 44回 1,744人(見込み)	○	多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、引き続き、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援する。	効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討
	9	休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、引き続きICT等の活用による事業所(訪問看護ステーション)間の効率的な情報共有等、事業所の規模拡大・機能強化を支援します。	休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事務効率化のための事務職員雇用等による事業所の規模拡大・機能強化を支援した。 【補助事業所数】 2018年度 79機関、2019年度 87機関 2020年度 56機関、2021年度 76機関(見込み)	○	休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、引き続き、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事務効率化のための事務職員雇用等による事業所の規模拡大・機能強化を支援する。	効果的な周知の時期、手法を検討
⑤ 在宅医療 を支える 病院・診療所 の拡充	10	急変時や看取り等の体制確保に向け、医療機関に対するアンケート等を踏まえ、地域のニーズに応じた機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院等の整備を支援します。	急変時や看取り等の体制確保に向け、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援した。 【補助機関数】 2018年度 9機関、2019年度 10機関 2020年度 5機関、2021年度 9機関(見込み)	○	急変時や看取り等の体制確保に向け、引き続き、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援する。	効果的な周知の時期、手法を検討。
	11	退院支援の体制整備を目指す病院に対し、体制の構築までの間、退院調整を行う専門人員の配置等を支援します。 ※「取組番号2と同じ」	病院の入退院支援機能の強化に向け、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援した。 【補助機関数等】 2018年度 10機関、2019年度 2機関 2020年度 3機関、2021年度 4機関(見込み)	○	病院の入退院支援機能の強化に向け、引き続き、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援する。	効果的な周知の時期、手法を検討。
	12	引き続き地域の拠点となる病院から、診療所への情報提供を効率的に行うICT活用等を支援します。	円滑な在宅移行に向け、病院-診療所間で患者情報を共有するICTシステムの活用を支援し、病診連携を促進した。 【補助機関数】 2018年度 0機関、2019年度 2機関 2020年度 7機関、2021年度 1機関(見込み)	○	円滑な在宅移行に向け、引き続き、病院-診療所間で患者情報を共有するICTシステムの活用を支援し、病診連携を促進する。	・ICTシステムを活用したネットワークの実態調査を実施。 ・今後、調査結果をとりまとめ、既存ネットワークの活用等を検討。
⑥ 医師、歯科 医師、薬剤師、 看護師等の 育成 (がん・難病・小児・ 精神疾患 等、個別 疾患や緩和 ケア、 栄養等の 領域への 対応)	13	(医師) 訪問診療の基本に加え、がんや難病等の個別疾患への対応力向上を図る研修等の取組を支援します。	(第6章第1節「がん」取組番号4、第5節「精神疾患」取組番号11、第7節「難病対策」取組番号11、第9節「小児医療」取組番号6に記載。)			
	14	(医師) 訪問診療・看取りの研修において、適切な看取りに関連した死亡診断書の作成等、技術の向上を図ります。	訪問診療・看取りの研修において、当初計画していた参加者数(1,650人)以上に対して、適切な看取りに関連した死亡診断書の作成等、技術の向上を図った。 【研修開催回数、参加者数】 2018年度 5回 475人、2019年度 5回 778人 2020年度 2回 428人、2021年度 4回 400人(見込み)	◎	引き続き、訪問診療・看取りの研修において、適切な看取りに関連した死亡診断書の作成等、技術の向上を図る。	効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。
	15	(歯科医師等) 歯科医師をはじめとする歯科医療従事者に対して、訪問歯科診療の基本に加え、摂食嚥下障がい等への対応力向上を図る研修等の取組を支援します。	「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を作成し研修会を実施した。摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した。 【歯科チーム養成数】 2018～2021年度:43チーム、86人(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により実施を見送った。)	○	引き続き、研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成する(目標:56チーム112名)。	効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。
	16	(薬剤師) 薬剤師の在宅医療に関連する知識・スキル向上を図る研修等の取組を支援します。	訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向け、訪問薬剤管理にかかる研修を支援した。 【研修参加者数】 2018年度 のべ2,175人、2019年度 のべ2,104人 2020年度 のべ2,303人、2021年度 のべ2,000人程度(見込み)	○	訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向けた研修の支援を継続する。	現場ニーズを取入れた実践的な内容とするため、関係団体等にヒアリングを行う。
	17	(看護師) 緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援します。	緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2018年度 41回 656人、2019年度 63回 876人 2020年度 59回 1,063人、2021年度 44回 1,744人(見込み)	○	引き続き、緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組を支援する。	効果的な研修の実施手法(開催規模やテーマとする領域、対象者の範囲の工夫、オンラインの活用等)を検討。
	18	(管理栄養士・栄養士) 訪問栄養食事指導等のスキル向上の取組を支援します。	・在宅療養を担う管理栄養士の育成及びスキルアップのため、他職種と連携した訪問栄養ケア研修を実施した。 【研修参加者数】 2018年度 37人 ・栄養士・管理栄養士の育成及びスキルアップのため、在宅療養者の栄養ケアに関する研修会を実施した。 【研修開催回数参加者数】 2019年度 3回 209人	○	府栄養士会等の協力を得ながら、引き続き、在宅療養者の栄養ケアを担う人材の確保・資質向上を図るとともに、人材活用に向けた体制整備を図る。	府栄養士会等と連携し、地域のニーズに応じた栄養ケアサービスの提供するための拠点の整備・拡大を支援。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(2) ○: 概ね予定どおり(21) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
⑦	19	病院・有床診療所の退院支援調整機能の強化を図る人材の育成 入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援します。	入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2018年度 2回 176人、2019年度 2回 199人 2020年度 2回 151人、2021年度 2回 120人(見込み)	○	入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、引き続き、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援する。	効果的な研修の実施手法(開催規模やテーマとする領域、対象者の範囲の工夫、オンラインの活用等)を検討。
⑧	20	医療職や介護職の在宅医療に関する理解促進 患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援します。	患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援した。 【補助機関数、研修参加者数】 2018年度 22機関 3,066人、2019年度 25機関 2,999人 2020年度 9機関 984人、2021年度 16機関 1,950人(見込み)	○	患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、引き続き、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援する。	効果的な周知の時期、手法を検討。
	21	多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、関係職種に対して、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援します。	多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、個別疾患や意思決定支援等のテーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2018年度 3回 187人、2019年度 1回 243人 2020年度 3回 886人、2021年度 3回 350人(見込み)	○	多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、引き続き、個別疾患や意思決定支援等の各テーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組を支援する。	効果的な研修の実施手法(開催規模やテーマとする領域、対象者の範囲の工夫、オンラインの活用等)を検討。
⑨	22	在宅医療・介護連携推進事業を行う市町村の支援 各二次医療圏の保健医療協議会・在宅医療懇話会(部会)等において、医療及び介護関係機関間で課題を共有し、地域の実情に応じた取組を推進します。	二次医療圏ごとの在宅医療懇話会(部会)等において、圏域計画の取組状況及び課題、在宅医療におけるグループ診療等について協議するとともに、地域医療介護総合確保基金事業について意見を聴取した。	○	医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合を図るための「医療と介護の協議の場」等として、在宅医療懇話会(部会)を活用し、引き続き、医療及び介護関係者の課題の共有や、地域の実情に応じた取組の推進を図る。	オンラインによる会議の開催等、臨機応変に方法を検討。
	23	在宅医療と介護の連携推進に向け、所属機関を異にする多職種において在宅患者の日常的なケア記録等の情報を共有するICT活用を支援します。 ※「取組番号9及び取組番号10の一部と同じ」	機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の整備や、訪問看護ステーションの規模拡大に際して、ICT活用を支援した。 【補助機関数、補助事業所数】 2018年度 79機関、2019年度 87機関 2020年度 56機関、2021年度 76機関(見込み)	○	在宅医療と介護の連携推進に向け、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の整備や、訪問看護ステーションの規模拡大・機能強化に際して、ICT活用を支援する。	効果的な周知の時期、手法を検討。
	24	患者のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制が整備されるよう、関係団体や市町村域を超えた広域対応の調整等市町村を支援します。	・「地域包括ケアシステム(在宅医療)構築のためのロードマップ策定マニュアル」の作成(2018～2019年度)や国保データベース(KDB)分析データの提供(2020年度)、市町村等の在宅医療・介護連携推進事業に関わる方を対象とした研修実施(2020～2021年度)等により、市町村を支援した。 ・第8期介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、医療計画との整合性を図るため、府及び市町村の医療・介護関係者等で協議を行った(2020年度)。 ⇒協議結果:2025年における訪問診療等による医療需要は、2017年の協議結果116,193人から、119,498人に変更 【研修開催等回数、支援対象等】 2018年度 研修9回、3地域の市町及び関係機関 2019年度 研修1回、3地域の市町及び関係機関 2020年度 説明会1回(福祉部共同開催)、全市町村 2021年度 研修会2回(福祉部共同開催)、参加者のべ 189人 ・市町村が取組む在宅医療・介護連携推進事業(地域住民への普及啓発)を広域的に支援するため、これまでの市町村支援に加え、人生会議(ACP)の啓発資料を作成・配布した。また、啓発動画を制作し、活用について周知した。 【啓発資料配布数】 2020年度 23,745枚、2021年度 15,000枚(見込み) ・「看護職のためのACP支援マニュアル」を活用したACP支援専門人材の育成を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2021年度 2回(専門人材研修 151名、管理者向け研修 430名) ・市町村の相談窓口人材(在宅医療・介護連携支援コーディネーター等)に対する研修や、市町村域を超えた相談窓口人材の広域連携を支援した。 【研修開催回数、受講者数】 2018年度 研修会 2回 のべ151名 2019年度 研修会 1回 のべ195名 2021年度 研修会 1回 のべ100名(見込み)	◎	・患者のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制が整備されるよう、引き続き、広域的な観点から市町村を支援する。 ・引き続き、人生会議について、関係団体や市町村等と連携し、普及啓発を図る。	・福祉部と連携して市町村を支援。 ・市町村の相談窓口人材(在宅医療・介護連携支援コーディネーター等)の広域連携を支援。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第6章5疾病4事業の医療体制第1節 がん													
担当課名	保健医療企画課・健康づくり課													
参考(目標値)	〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く													
分類 B:目標 C:目的	指標	対象年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価	目標値に対する到達度	目標値							
			値	出典			値	調査年	出典	傾向	2020年度(中間年)	2023年度(最終年)		
			B	第3期大阪府がん対策推進計画での目標値			—	第3期大阪府がん対策推進計画で評価						
			B	各二次医療圏で設定した取組			—	各二次医療圏の保健医療協議会等で評価						
	C	がんによる年齢調整死亡率(進行がん)(人口10万対)	75歳未満	149.8(2012年)	大阪府「がん登録」	163.2	2018年	大阪府「がん登録」	△	—	—	減少	—	—
	C	がんによる年齢調整死亡率(人口10万対)	75歳未満	79.9(2017年推計値)	大阪府がんセンター「がんセンター」「がんセンター推計」	75.1	2019年	国立がん研究センターがん登録サービス「がん登録」(人口動態統計)	▽	—	—	72.3	—	—
現状・課題	<p>◆大阪府のがんの年齢調整死亡率は減少していますが、依然全国平均を上回っています。</p> <p>◆がん予防・早期発見に向けた取組とあわせて、がん診療拠点病院の機能強化、各医療機関の役割に基づく連携の充実を図る必要があります。</p>													



事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
第3期大阪府がん対策推進計画の推進にかかる事業の実施	1	市町村、学校、医療保険者、関係団体、民間企業等と連携し、禁煙、朝食や野菜摂取、栄養バランスの良い食生活、適正体重、身体活動量、適量飲酒等、がんの予防につながる生活習慣の改善に取組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 府教育庁及び各市町村教育委員会と連携して、府内中学校にて、がん教育をモデル的に実施した。 中学・高校を対象としたがん教育を実施するにあたり、外部講師のリストを作成し、教育庁より、府立学校、市町村教委へ配布した。 生活習慣の改善やがん検診受診率の向上につながるよう、「健活10」<ケンカツテン>を軸として、啓発イベントの実施やWeb、府政だより等を通じた情報発信等、ライフステージに応じた取組により健康づくりの気運醸成を図った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> がん教育を担当する教員に対する研修を実施する。 大学、民間団体や患者団体、医療保険者、事業主など、様々な主体と連携したセミナー開催などの普及啓発に努める。 	市町村への外部講師を活用したがん教育の実施の働きかけ。
	2	市町村におけるがん検診受診率の向上を図るため、啓発資料の作成や研修等の技術支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 精度管理センター事業を通じ、市町村がん検診初任者向け研修会の開催や、エビデンスに基づく啓発資料の作成、検診データの分析結果をもとに効果的な個別勧奨実施に向けた支援を実施した。 大型商業施設や市町村と連携し、乳がん検診車派遣の受診率向上に資するモデル事業を実施するとともに、今後市町村で実施できるよう、市町村向けの事例集を作成し配布した。 【がん検診受診率向上モデル事業実施数】 2018年度 3回、2019年度 2回(当該年度は乳がん検診車以外のモデル事業も実施) ※2020年度 新型コロナウイルス感染症拡大により実施見送り・事業終了 市町村のがん検診担当者を対象にナッジ理論を用いた資料作成に関するワークショップや精度管理向上研修会を開催した。 【ワークショップ等開催回数、参加者数】 2020年度 1回 15人、2021年度 1回 49人 	○	精度管理センター事業による支援を引き続き実施し、市町村における効果的ながん検診の普及・啓発活動を推進する。	市町村のニーズに応じた個別支援の実施。
	3	府内のがん医療提供体制の均てん化を推進するため、大阪府がん診療連携協議会と連携して、がん診療拠点病院における、集学的治療、多職種によるチーム医療等、機能強化に取組みます。	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金(14病院)、地域医療介護総合確保基金(がん診療施設設備整備事業補助金(49病院 2021年度見込含む)、地域連携強化事業補助金(8医療圏 11病院)を活用。 国指定がん拠点病院の指定要件改正を踏まえ、大阪府がん診療拠点病院の指定要件を改正。また、国指定がん拠点病院(高度型)については、各圏域1病院(8病院)の指定となった。 現況報告等により、がん診療情報の収集、分析及び情報発信、医療機関相互の診療連携を図った。 	○	現況報告等により、がん診療情報の収集、分析及び情報発信、医療機関相互の診療連携を図る。	現況報告等提出に係る医療機関における負担を軽減。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(9) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 第3期大阪府がん 対策推進 計画の推 進にかか る事業の 実施	4	緩和ケアについてがん患者に対する普及啓発を図るとともに、質の高い緩和ケアの提供体制の確保、人材育成等に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院等において「がんと診断されたときから始まる緩和ケア」についてリーフレット配布を実施した。 ・がん診療拠点病院の、緩和ケア普及啓発活動を補助した。 ・がん拠点病院での緩和ケアPEACE研修会及び医師会等での初級緩和ケア人材養成研修会を実施した。 <p>【緩和ケアPEACE研修会開催回数、参加者数】 2018年度 44回 1,284人、2019年度 42回 1,252人 2020年度 27回 564人、2021年度 42回(見込み)</p> <p>【初級緩和ケア人材養成研修会開催回数、参加者数】 2018年度 19回 1,251人、2019年度 10回 858人 2021年度 11回 1,478人(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルスの影響で中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PEACE研修修了者へのフォローアップ研修、アドバンス・ケア・プランニング研修を実施した。 <p>【フォローアップ研修開催回数、参加者数】 2018年度 3回 208人、2019年度 3回 186人 ※2020年度は新型コロナウイルスの影響で中止 2021年度 1回 250人(見込み)</p> <p>【アドバンス・ケア・プランニング研修開催回数、参加者数】 2019年度 1回 78人 2021年度 1回 66人(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルスの影響で中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府がん診療拠点病院のPEACE研修会受講率向上に向け、アンケート調査を実施した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診断時の情報提供体制を確認、改善する。 ・大阪府がん診療拠点病院のPEACE研修会受講率90%をめざした計画書を作成、進捗を管理する。 ・地域の医療従事者等に対し緩和ケア研修(PEACE研修を除く)を実施する病院に対し、補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の緩和ケア提供体制が、患者にわかりやすく情報提供されているか現況報告時に確認。 ・受講率が低く、自院での開催歴が少ない病院の参加を優先する、PEACE研修会の参加を促す。 ・補助金の交付条件に地域の医療従事者等の関与について追加。
	5	がん診療拠点病院のがん相談支援センターの機能強化を図るため、相談員向けスキルアップ研修会等を実施します。また、相談支援センターの周知と利用促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携協議会がん相談支援センター部会と連携し、がん相談支援センターの相談員を対象とした研修会を実施した。 <p>【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 1回 約120人 ※2019年度は新型コロナウイルスの影響で中止 2020年度 1回 約80人、2021年度 1回 約80人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同部会や民間と連携したフォーラムにブースの設置や、療養情報冊子、別冊の改訂を行い、がん相談支援センターを周知した。 ・患者のニーズ把握のため、がん相談支援センターの認知度アンケートを実施した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員を対象に妊よう性温存治療・就労支援・アピアランスケアに係る研修を開催する。 ・がん診療連携協議会相談支援センター部会と連携し、継続して相談支援センターの認知度アンケートを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援員同士が直接意見を交わすことができるワークショップ形式の研修について検討。 ・回収したデータが公平でランダムなものになるよう、アンケートの回収方法を検討。
② 医療体制 に関する 協議等の 実施	6	地域におけるがんの医療提供体制について、医療機関情報システムやDPCデータの分析等を行い、経年的な把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・NDB、DPCデータ等を用い二次医療圏毎に医療体制を分析した。 ・医療機能表(がん診療を行っている病院の一覧)をホームページに掲載した。 	○	地域におけるがんの医療提供体制について、医療機関情報システム等の分析を行い、経年的な把握に努めるとともに、医療機能表をホームページに掲載する。	各分析データの可視化の充実。
	7	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有します。	上記データを病院連絡会、医療・病床懇話会(部会)、保健医療協議会で共有し、各二次医療圏における医療体制の現状と課題について協議した。	○	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有する。	オンライン等を用いた会議開催方法の充実。
	8	がん診療拠点病院等で構成する「大阪府がん診療連携協議会」や二次医療圏がん診療ネットワーク協議会と連携して、がん診療地域連携クリティカルパス、緩和ケア、在宅医療等、地域の実情に応じた連携体制の充実に努めます。	大阪府がん診療連携協議会や二次医療圏がん診療ネットワーク協議会へ参画し、国及び府の動向などを情報提供した。	○	各圏域のがん診療ネットワーク協議会におけるがん登録を用いた分析や患者満足度調査等の実施を推進する。	二次医療圏間での連携体制の格差是正に向け、府内医療圏間の実施状況の情報共有。
9	重粒子線治療施設と大阪国際がんセンターで診療情報等を共有し、最適ながん治療が行えるよう連携を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・がんセンターと大阪重粒子線センターで、共通診察券を発行した。 ・がんセンターのパンフレットコーナーに重粒子線センターのパンフレットを設置した。 ・重粒子線センターにて、がんセンター管理栄養士が「がん患者さんの栄養管理」について学習会を開催した。(2021年度) ・重粒子線センターのBLS研修開催(2021年度)に、がんセンター看護部からISLSインストラクター3名を派遣した。 <p>・診療情報を共有のうえ、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重粒子線センターの班会議やカンサーボードにがんセンターの医師が参加した。 ・がんセンター放射線腫瘍科及び婦人科のカンファレンスに重粒子線センターの医師が参加した。 ・がんセンターと重粒子線センターの技師が情報交換し技術交流を行った。 ・がんセンターにて重粒子線治療外来を開設した(週に2~3回、2021.10.01より) ・がんセンター/放射線腫瘍科と重粒子線センター/物理部との共同研究を開始した(テーマ: Dual-energy CTの重粒子線治療への応用、2022.01より本格稼働) 	○	引き続き、両センターにおいて、医師やその他医療スタッフとの情報交換や交流等を実施する。	—	

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名		第6章5疾患4事業の医療体制第2節 脳卒中等の脳血管疾患											
担当課名		保健医療企画課・医療対策課・健康づくり課											
参考(目標値)		〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く											
分類 B:目標 C:現状	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値			
			値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)		
(第2節) 脳卒中等の 脳血管疾患	B	第3次大阪府健康増進計画での目標値	-	第3次大阪府健康増進計画で評価									
	B	脳卒中救急搬送患者における搬送困難患者数	-	17,594件(2015年)※	消防庁 「救急救助の現況」※	475件	2020年	大阪府 「医療対策調べ」	↓	○	減少	減少	
	B	各二次医療圏で設定した取組	-										
C	脳血管疾患による年齢調整死亡率 (人口10万対)	-	男性 33.2(2015年) 女性 16.6(2015年)	厚生労働省 「人口動態統計」	-	2022年公表予定	厚生労働省 「人口動態統計」	-	-	-	男性26.5 女性12.0		
※「脳卒中救急搬送患者における搬送困難患者数」について、「計画策定時」の値と出典に誤りがありました。値は「892件」、出典は「大阪府医療対策調べ」に修正します。													
現状・課題		<p>◆脳卒中治療を行う医療機関は充実しており、脳卒中死亡率は全国的にも低い水準にありますが、二次医療圏間において患者流入割合や、平均在院日数に差がある等、今後も医療体制のあり方について検討していく必要があります。</p> <p>◆脳卒中の救急患者の97%は3回以内の連絡で搬送先医療機関が決定しており、救急搬送体制は整備されていますが、今後も引き続き、脳卒中患者の搬送受け入れ体制の検証が必要です。</p>											
事業概要 (A 個別施策)		取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細				中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)				中間評価年までの取組に対する評価		
											◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(7) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
①	第3次大阪府健康増進計画に基づく生活習慣病予防の取組	1	特定健診等のデータ及び医療保険データを収集し、疾病発生状況、健康課題等を分析します。	市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ大阪支部の特定健診、医療費データを収集、分析し、各市町村、協会けんぽに分析結果を提供した。				○	引き続き、市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ大阪支部の特定健診、医療費データを収集、分析し、各市町村、協会けんぽに分析結果を提供する。		—		
		2	市町村や関係機関と連携し、府民の健康に対するインセンティブの仕組みづくりやICT等を活用して保険者が行う特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上支援に取組めます。	府民の主体的な健康意識の向上と実践を促す「大阪版健康マイレージ事業”おおさか健活マイレージアスマイル”」を府内全市町村において展開した。				○	令和4年度以降の事業継続を前提に、府民全体の主体的な健康づくりをさらに推進するため、引き続き、取組を推進する。		アプリの改善やポイント項目の見直し等を実施し利用者の拡大。		
		3	保険者や関係機関と連携し、府民の自主的な健康づくりや職場における健康づくりを促進します。	「健活10」<ケンカツテン>を軸として、啓発イベントの実施やWeb、府政だより等を通じた情報発信等、ライフステージに応じた取組により健康づくりの気運醸成を図った。また、中小企業の抱える健康課題・ニーズに対応したセミナー等を通して職場における健康づくりを促進した。				○	引き続き、府民の主体的な健康づくりを推進するとともに、Withコロナに対応した取組を実施する。 ・健活おおさか推進府民会議の活動等を通じ、公民で連携した健康づくりを展開する。		市町村や民間企業、医療保険者等との連携を強化。		
②	救急システム等の検証	4	ICTを活用した大阪府の独自システムで収集した救急患者搬送データの検証・分析を行い、脳血管疾患に関する医療体制の充実を図ります。	2020年12月に傷病者の搬送及び受入れの実施基準を改正し、脳卒中が疑われる症状について、より適切な搬送先医療機関が選定できるよう観察基準を改善するとともに、脳血栓回収術等の術式を特定機能に追加し、搬送先医療機関を区分した。また、脳血管疾患などの循環器病対策を推進するため、大阪府循環器病対策推進計画を策定した。				○	必要に応じて傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を改正する。		保健所と調整し、搬送先医療機関リストの随時更新。		
③	医療体制に関する協議の実施	5	地域における脳血管疾患の医療体制(医療機能、医療需要、受療動向等)について、医療機関情報システムやNDB、DPCデータの分析を行い、経年的な把握に努めます。	・NDB、DPCデータ等を用い二次医療圏毎に医療体制を分析した。 ・医療機能表(脳卒中等の診療を行っている病院の一覧)をホームページに掲載した。				○	地域における脳血管疾患の医療提供体制について、医療機関情報システム等の分析を行い、経年的な把握に努めるとともに、医療機能表をホームページに掲載する。		各分析データの可視化の充実。		
		6	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有します。	上記データを病院連絡会、医療・病床懇話会(部会)、保健医療協議会で共有し、各二次医療圏における医療体制の現状と課題について協議した。				○	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有する。		オンライン等を用いた会議開催方法の充実		
		7	脳血管疾患の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。	二次医療圏ごとに、地域医療連携のための連携会議及び事業を地域の特性に応じて毎年実施した。 【会議開催回数】 2018年度 会議22回 事業4回、2019年度 会議24回 事業5回 2020年度 会議20回 事業1回 (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の会議・事業等を中止)				○	引き続き、コロナ禍においても会議の開催方法(書面会議やWeb会議等)を工夫しながら、地域医療連携のための連携会議及び事業を実施する。		—		



第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名		第6章5疾患4事業の医療体制第3節 心筋梗塞等の心血管疾患									
担当課名		保健医療企画課・医療対策課・健康づくり課									
参考(目標値)		〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く									
分類 C:目標	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値	
			値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)
(第3節) 心筋梗塞等の 心血管疾患	B	第3次大阪府健康増進計画での目標値	—	第3次大阪府健康増進計画で評価							
	B	心血管疾患救急搬送患者における搬送困難患者数	—	25,426件(2015年)※	消防庁 「救急救助の現況」※	1,031件	2020年	大阪府 「医療対策調べ」	▽	○	減少 減少
	B	各二次医療圏で設定した取組	—								
	C	心血管疾患による年齢調整死亡率(人口10万対)	—	男性 72.9(2015年) 女性 37.8(2015年)	厚生労働省 「人口動態統計」	—	2022年公表予定	厚生労働省 「人口動態統計」	—	—	男性67.6 女性39.1
※「心血管疾患救急搬送患者における搬送困難患者数」について、「計画策定時」の値と出典に誤りがありました。値は「1,136件」、出典は「大阪府医療対策調べ」に修正します。											
現状・課題		<p>◆心血管疾患の急性期治療を行う医療機関は充実していますが、心血管疾患の年齢調整死亡率は、全国平均と比較すると高いため、引き続き発生予防も踏まえた医療体制の在り方について検討していく必要があります。</p> <p>◆心血管疾患救急患者の95%は3回以内の連絡で搬送先医療機関が決定しており、救急搬送体制は整備されていますが、今後も引き続き、心血管疾患患者の搬送受入れ体制の検証が必要です。</p>									

施策・指標マップ

番号	A 個別施策	番号	B 目標(体制整備・医療サービス)	番号	C 目的(府民の状態)	
予防	1	第3次大阪府健康増進計画に基づく生活習慣病予防の取組	1	第3次大阪府健康増進計画に基づく生活習慣病予防の推進 指標 第3次大阪府健康増進計画の目標値	1	心血管疾患による死亡者の減少 指標 心血管疾患による年齢調整死亡率
	体制の充実	2	救急システム等の検証	2		心血管疾患救急搬送患者における搬送困難患者の減少 指標 心血管疾患救急搬送患者における搬送困難患者数
		3	医療体制に関する協議の実施	3		地域の実情に応じた心血管疾患の医療体制の構築 指標 各二次医療圏で設定した取組

事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎:予定以上(0) ○:概ね予定どおり(7) △:予定どおりでない(0) —:未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 第3次大阪府健康増進計画に基づく生活習慣病予防の取組	1	特定健診等のデータ及び医療保険データを収集し、疾病発生状況、健康課題等を分析します。	市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ大阪支部の特定健診、医療費データを収集、分析し、各市町村、協会けんぽに分析結果を提供した。	○	引き続き、市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ大阪支部の特定健診、医療費データを収集、分析し、各市町村、協会けんぽに分析結果を提供する。	—
	2	市町村や関係機関と連携し、府民の健康に対するインセンティブの仕組みづくりやICT等を活用して保険者が行う特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上支援に取組みます。	府民の主体的な健康意識の向上と実践を促す「大阪版健康マイレージ事業”おおさか健活マイレージスマイル”」を府内全市町村において展開した。	○	令和4年度以降の事業継続を前提に、府民全体の主体的な健康づくりをさらに推進するため、引き続き、取組を推進する。	アプリの改善やポイント項目の見直し等を実施し利用者を拡大。
	3	保険者や関係機関と連携し、府民の自主的な健康づくりや職場における健康づくりを促進します。	「健活10」<ケンカツテン>を軸として、啓発イベントの実施やWeb、府政だより等を通じた情報発信等、ライフステージに応じた取組みにより健康づくりの気運醸成を図った。また、中小企業の抱える健康課題・ニーズに対応したセミナー等を通して職場における健康づくりを促進した。	○	・引き続き、府民の主体的な健康づくりを推進するとともに、Withコロナに対応した取組を実施する。 ・健活おおさか推進府民会議の活動等を通じ、公民で連携した健康づくりを展開する。	市町村や民間企業、医療保険者等との連携を強化。
② 救急システム等の検証	4	ICTを活用した大阪府の独自システムで収集した救急患者搬送データの検証・分析を行い、心血管疾患に関する医療体制の充実を図ります。	2020年12月に傷病者の搬送及び受入れの実施基準を改正し、心血管疾患が疑われる症状について、より適切な搬送先医療機関が選定できるよう観察基準を改善した。また、心血管疾患などの循環器病対策を推進するため、大阪府循環器病対策推進計画を策定した。	○	必要に応じて傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を改正する。	保健所と調整し、搬送先医療機関リストの随時更新。
③ 医療体制に関する協議の実施	5	地域における心血管疾患の医療体制(医療機能、医療需要、受療動向等)について、医療機関情報システムやNDB、DPCデータの分析を行い、経年的な把握に努めます。	・NDB、DPCデータ等を用い二次医療圏毎に医療体制を分析した。 ・医療機能表(心血管疾患の診療を行っている病院の一覧)をホームページに掲載した。	○	地域における心血管疾患の医療提供体制について、医療機関情報システム等の分析を行い、経年的な把握に努めるとともに、医療機能表をホームページに掲載する。	各分析データの可視化の充実。
	6	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有します。	上記データを病院連絡会、医療・病床懇話会(部会)、保健医療協議会で共有し、各二次医療圏における医療体制の現状と課題について協議した。	○	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有する。	オンライン等を用いた会議開催方法の充実。
	7	心血管疾患の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。	二次医療圏ごとに、地域医療連携のための連携会議及び事業を地域の特性に応じて毎年実施した。 【会議開催回数】 2018年度 会議22回 事業4回、2019年度 会議24回 事業5回 2020年度 会議20回 事業1回 (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の会議・事業等を中止。)	○	引き続き、コロナ禍においても会議の開催方法(書面会議やWeb会議等)を工夫しながら、地域医療連携のための連携会議及び事業を実施する。	—

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第6章5疾患4事業の医療体制第4節 糖尿病																																																							
担当課名	保健医療企画課・健康づくり課																																																							
参考(目標値)	〔「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く〕																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類 B:目標 C:現状</th> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">対象 年齢</th> <th colspan="2">計画策定時</th> <th colspan="4">2021年度(中間評価年)の評価</th> <th rowspan="2">目標値に対する 到達度</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>値</th> <th>出典</th> <th>値</th> <th>調査年</th> <th>出典</th> <th>傾向</th> <th>2020年度 (中間年)</th> <th>2023年度 (最終年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(第4節) 糖尿病</td> <td>B</td> <td>第3次大阪府健康増進計画での目標値</td> <td>—</td> <td>第3次大阪府健康増進計画で評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>各二次医療圏で設定した取組</td> <td>—</td> <td>各二次医療圏の保健医療協議会等で評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>糖尿病による新規人工透析導入患者数</td> <td>—</td> <td>1,162人(2015年) 日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現状」</td> <td>1,293人</td> <td>2019年</td> <td>日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現状」</td> <td>△</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,000人未満</td> </tr> </tbody> </table>	分類 B:目標 C:現状	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値		値	出典	値	調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	(第4節) 糖尿病	B	第3次大阪府健康増進計画での目標値	—	第3次大阪府健康増進計画で評価								B	各二次医療圏で設定した取組	—	各二次医療圏の保健医療協議会等で評価								C	糖尿病による新規人工透析導入患者数	—	1,162人(2015年) 日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現状」	1,293人	2019年	日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現状」	△	—	—	1,000人未満	
分類 B:目標 C:現状	指標				対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値																																											
		値	出典	値		調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)																																														
(第4節) 糖尿病	B	第3次大阪府健康増進計画での目標値	—	第3次大阪府健康増進計画で評価																																																				
	B	各二次医療圏で設定した取組	—	各二次医療圏の保健医療協議会等で評価																																																				
	C	糖尿病による新規人工透析導入患者数	—	1,162人(2015年) 日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現状」	1,293人	2019年	日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現状」	△	—	—	1,000人未満																																													
現状・課題	<p>◆大阪府における糖尿病の入院受療率は減少傾向にあります。全国平均を上回っています。</p> <p>◆糖尿病治療を行う医療機関は充実していますが、糖尿病治療が本来必要であるにもかかわらず、未治療の患者がいることから、重症化予防の観点も含め、今後も引き続き、医療体制のあり方について検討していく必要があります。</p>																																																							

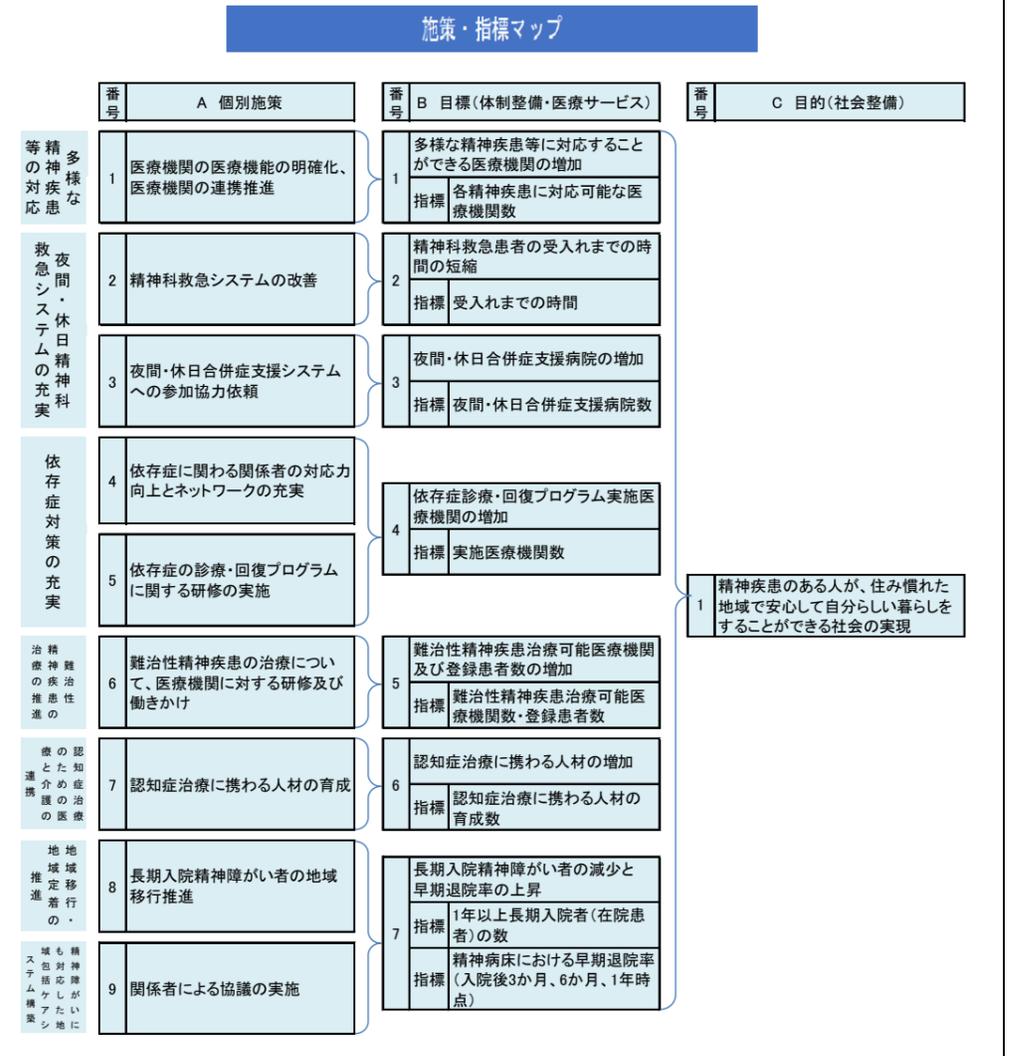
事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0)	○: 概ね予定どおり(7)	△: 予定どおりでない(0)
① 第3次大阪府健康増進計画に基づく生活習慣病予防の取組	1	特定健診等のデータ及び医療保険データを収集し、疾病発生状況、健康課題等を分析します。	市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ大阪支部の特定健診、医療費データを収集、分析し、各市町村、協会けんぽに分析結果を提供した。	○	引き続き、市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ大阪支部の特定健診、医療費データを収集、分析し、各市町村、協会けんぽに分析結果を提供する。	—
	2	市町村や関係機関と連携し、府民の健康に対するインセンティブの仕組みづくりやICT等を活用して保険者が行う特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上支援に取組みます。	府民の主体的な健康意識の向上と実践を促す「大阪版健康マイレージ事業」おおさか健活マイレージアスマイル」を府内全市町村において展開した。	○	令和4年度以降の事業継続を前提に、府民全体の主体的な健康づくりをさらに推進するため、引き続き、取組を推進する。	アプリの改善やポイント項目の見直し等を実施し利用者の拡大。
	3	保険者や関係機関と連携し、府民の自主的な健康づくりや職場における健康づくりを促進します。	「健活10」<ケンカツテン>を軸として、啓発イベントの実施やWeb、府政だより等を通じた情報発信等、ライフステージに応じた取組みにより健康づくりの気運醸成を図った。また、中小企業の抱える健康課題・ニーズに対応したセミナー等を通して職場における健康づくりを促進した。	○	引き続き、府民の主体的な健康づくりを推進するとともに、Withコロナに対応した取組を実施する。 ・健活おおさか推進府民会議の活動等を通じ、公民で連携した健康づくりを展開する。	市町村や民間企業、医療保険者等との連携を強化。
	4	保険者や関係機関と連携し、糖尿病患者に対する適切な受診勧奨や保健指導の実施等、重症化予防の取組を促進します。	特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施主体である保険者への支援として、医学知識の講座や取組の好事例を紹介するなど、研修会を実施した。また、医師会・関係機関と連携し、市町村国保が行う糖尿病性腎症重症化予防事業等を支援した。 【保健指導研修会開催回数、参加者数】 2018年度 4回 208人、2019年度 2回 132人 2020年度 3回 371人、2021年度 3回(予定) 【糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業】 市町村国保に対し技術的支援や連携体制構築に向け専門医によるアドバイスを18市町村に実施(2018年度～2021年度)。	○	引き続き、特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施主体である保険者への支援として、医学知識の講座や取組の好事例を紹介するなど、研修会を実施する。 ・医師会・関係機関と連携し、市町村国保が行う糖尿病性腎症重症化予防事業の支援を行う。	検討会やワーキングを通じた医師会との連携強化。
② 医療体制に関する協議の実施	5	地域における糖尿病の医療体制(医療機能、医療需要、受療動向等)について、医療機関情報システムやNDB、DPCデータの分析を行い、経年的な把握に努めます。	・NDB、DPCデータ等を用い二次医療圏毎に医療体制を分析した。 ・医療機能表(糖尿病の診療を行っている病院の一覧)をホームページに掲載した。	○	地域における糖尿病の医療提供体制について、医療機関情報システム等の分析を行い、経年的な把握に努めるとともに、医療機能表をホームページに掲載する。	各分析データの可視化の充実。
	6	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有します。	上記データを病院連絡会、医療・病床懇話会(部会)、保健医療協議会で共有し、各二次医療圏における医療体制の現状と課題について協議した。	○	二次医療圏ごとに設置している「大阪府保健医療協議会」において、上記で分析した結果に基づき、今後の地域の医療提供体制について協議し、関係者間でめざすべき方向性について認識を共有する。	オンライン等を用いた会議開催方法の変更。
	7	糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、糖尿病連携手帳の活用等による連携体制の充実を図ります。	二次医療圏ごとに、地域医療連携のための連携会議及び事業を地域の特性に応じて毎年実施した。 【会議開催回数】 2018年度 会議22回 事業4回、2019年度 会議24回 事業5回 2020年度 会議20回 事業1回 (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の会議・事業等を中止)	○	引き続き、コロナ禍においても会議の開催方法(書面会議やWeb会議等)を工夫しながら、地域医療連携のための連携会議及び事業を実施する。	—

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第6章5疾病4事業の医療体制第5節 精神疾患										
担当課名	地域保健課(生活基盤推進課・介護支援課)										
参考(目標値)	〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く										
分類 B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z AA AB AC AD AE AF AG AH AI AJ AK AL AM AN AO AP AQ AR AS AT AU AV AW AX AY AZ BA BB BC BD BE BF BG BH BI BJ BK BL BM BN BO BP BQ BR BS BT BU BV BW BX BY BZ CA CB CC CD CE CF CG CH CI CJ CK CL CM CN CO CP CQ CR CS CT CU CV CW CX CY CZ DA DB DC DD DE DF DG DH DI DJ DK DL DM DN DO DP DQ DR DS DT DU DV DW DX DY DZ EA EB EC ED EE EF EG EH EI EJ EK EL EM EN EO EP EQ ER ES ET EU EV EW EX EY EZ FA FB FC FD FE FF FG FH FI FJ FK FL FM FN FO FP FQ FR FS FT FU FV FW FX FY FZ GA GB GC GD GE GF GG GH GI GJ GK GL GM GN GO GP GQ GR GS GT GU GV GW GX GY GZ HA HB HC HD HE HF HG HH HI HJ HK HL HM HN HO HP HQ HR HS HT HU HV HW HX HY HZ IA IB IC ID IE IF IG IH II IJ IK IL IM IN IO IP IQ IR IS IT IU IV IW IX IY IZ JA JB JC JD JE JF JG JH JI JJ JK JL JM JN JO JP JQ JR JS JT JU JV JW JX JY JZ KA KB KC KD KE KF KG KH KI KJ KK KL KM KN KO KP KQ KR KS KT KU KV KW KX KY KZ LA LB LC LD LE LF LG LH LI LJ LK LM LN LO LP LQ LR LS LT LU LV LW LX LY LZ MA MB MC MD ME MF MG MH MI MJ MK ML MN MO MP MQ MR MS MT MU MV MW MX MY MZ NA NB NC ND NE NF NG NH NI NJ NK NL NM NO NP NQ NR NS NT NU NV NW NX NY NZ OA OB OC OD OE OF OG OH OI OJ OK OL OM ON OO OP OQ OR OS OT OU OV OW OX OY OZ PA PB PC PD PE PF PG PH PI PJ PK PL PM PN PO PP PQ PR PS PT PU PV PW PX PY PZ QA QB QC QD QE QF QG QH QI QJ QK QL QM QN QO QP QQ QR QS QT QU QV QW QX QY QZ RA RB RC RD RE RF RG RH RI RJ RK RL RM RN RO RP RQ RR RS RT RU RV RW RX RY RZ SA SB SC SD SE SF SG SH SI SJ SK SL SM SN SO SP SQ SR SS ST SU SV SW SX SY SZ TA TB TC TD TE TF TG TH TI TJ TK TL TM TN TO TP TQ TR TS TU TV TW TX TY TZ UA UB UC UD UE UF UG UH UI UJ UK UL UM UN UO UP UQ UR US UT UU UV UW UX UY UZ VA VB VC VD VE VF VG VH VI VJ VK VL VM VN VO VP VQ VR VS VT VU VV VW VX VY VZ WA WB WC WD WE WF WG WH WI WJ WK WL WM WN WO WP WQ WR WS WT WU WV WW WX WY WZ XA XB XC XD XE XF XG XH XI XJ XK XL XM XN XO XP XQ XR XS XT XU XV XW XX XY XZ YA YB YC YD YE YF YG YH YI YJ YK YL YM YN YO YP YQ YR YS YT YU YV YW YX YY YZ ZA ZB ZC ZD ZE ZF ZG ZH ZI ZJ ZK ZL ZM ZN ZO ZP ZQ ZR ZS ZT ZU ZV ZW ZX ZY ZZ											
	指標	対象年齢	計画策定時	2021年度(中間評価年)の評価	目標値に対する到達度	目標値					
			値	値	調査年	出典	傾向	2020年度(中間年)	2023年度(最終年)		
	B	各精神疾患等に対応可能な医療機関数	-	①統合失調症 390 ②認知症 339 ③児童 90 ④思春期 189 ⑤うつ病 458 ⑥PTSD 259 ⑦アルコール依存 82 ⑧薬物依存 56 ⑨その他依存 29 ⑩てんかん 165 ⑪高次脳機能障害 80 ⑫摂食障害 173 ⑬発達障害 188 ⑭妊産婦メンタルヘルス 177	大阪府「こころの健康総合センター調べ」	437 373 119 211 511 274 104 60 67 176 103 174 244 161	2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年 2021年	大阪府「こころの健康総合センター調べ」	△ △ △ △ △ △ ◎ ◎ ◎ △ ◎ △ ◎ △	421 366 97 204 495 280 89 60 31 178 86 187 203 191	456 397 105 221 538 303 96 66 34 193 94 202 220 207
	B	おおさか精神科救急ダイヤルを経由しての精神科救急患者の受入れ(または非該当)までの時間	-	平均1時間15分(2016年)	大阪府「地域保健課調べ」	平均51分	2020年	大阪府「地域保健課調べ」	-	平均1時間以内	
	B	夜間・休日合併症支援病院数	-	19(2017年)	大阪府「地域保健課調べ」	18	2021年	大阪府「地域保健課調べ」	△	24	28
	B	①依存症診療	-	①99(2017年)	大阪府「こころの健康総合センター調べ」	①128	2021年	大阪府「こころの健康総合センター調べ」	◎	①107	①116
	B	②回復プログラム実施医療機関数	-	②20(2017年)	大阪府「こころの健康総合センター調べ」	②32	2021年	大阪府「こころの健康総合センター調べ」	◎	②24	②28
	B	①難治性精神疾患の治療可能医療機関数	-	①21か所(2017年)	クロザリル適正使用委員会「CPMS登録医療機関情報」	①28か所	2021年	クロザリル適正使用委員会「CPMS登録医療機関情報」	◎	①22(各圏域2か所以上)	①25(各圏域3か所以上)
	B	②登録患者数	-	②450人(2017年)	クロザリル適正使用委員会「CPMS登録医療機関情報」	②848人	2021年	クロザリル適正使用委員会「CPMS登録医療機関情報」	◎	②470人	②545人
	B	認知症治療に携わる人材の育成数	-	大阪府高齢者計画2018で評価							
	B	1年以上長期入院者(在院患者)数	-	9,823人(2016年)	大阪府「精神科在院患者調査」	9,142人	2020年	大阪府「精神科在院患者調査」	△	2020年6月末時点での1年以上長期入院患者数8,823人	第6期障がい福祉計画策定時(2020年度)に検討
B	精神科病棟における早期退院率(①入院後3か月)	-	①68%(2016年)		①65.3%	2018年度	厚生労働省「国のあり方検討報告書資料」	△	①69%	第6期障がい福祉計画策定時(2020年度)に検討	
B	精神科病棟における早期退院率(②入院後6か月)	-	②84%(2016年)		②82.3%	2018年度	厚生労働省「国のあり方検討報告書資料」	△	②84%	第6期障がい福祉計画策定時(2020年度)に検討	
B	精神科病棟における早期退院率(③入院後1年)	-	③90%(2016年)		③89.3%	2018年度	厚生労働省「国のあり方検討報告書資料」	△	③90%	第6期障がい福祉計画策定時(2020年度)に検討	

現状・課題

- ◆大阪府における精神保健福祉手帳所持者数、通院医療費公費負担患者数は増加傾向にあり、二次医療圏ごとに、多様な精神疾患に対応できる医療機能を明確化して、連携体制を構築していく必要があります。
- ◆府の精神科救急医療システムとして、府民からの相談窓口、精神科救急医療受診にかかる調整窓口、緊急措置診察の受付窓口、合併症支援システムがありますが、さらに利用しやすいシステムにするために改善を図る必要があります。
- ◆依存症者の推計数に対して専門治療を受けている人は少なく、医療機関の増加や、相談機関と治療機関の連携強化、支援者のスキルの向上が課題です。



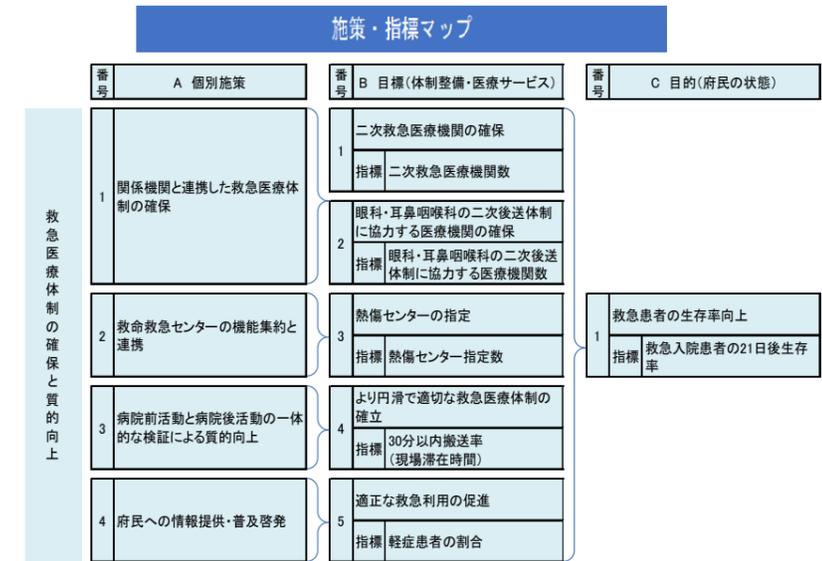
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組に対する評価		
			中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 医療機関の医療機能の明確化、医療機関の連携推進	1	都道府県連携拠点・地域連携拠点・地域精神科医療機関を定めます。	○	引き続き、拠点医療機関の情報を把握すると共に、毎年の実績報告の取りまとめに努める。	毎年実施する実績報告の取りまとめを効率的にできるよう工夫。
	2	二次医療圏ごとの医療機関関係者等による協議の場を設置して、医療の充実と連携体制の構築について検討します。	○	各圏域で実施された懇話会での協議内容を取りまとめ、次年度の取組に活用できるよう各保健所にフィードバックしていく。	開催方法や開催内容の提示等、圏域に合わせた懇話会の実施について、各圏域の担当者と調整。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(16) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
②	精神科救急システムの改善	3	精神科救急医療システムを運用しつつ、精神科救急医療システムの受入れまでにかかる時間等の実態把握を行う等課題整理を行います。	○	精神科救急医療システムの受入れまで迅速に行えるよう、各機関に再度の周知を図り時間短縮に努める。	各機関と連携し、意見交換を行いながら取組む。
③	夜間・休日合併症支援システムへの参加協力依頼	4	夜間・休日合併症支援システムの在り方について精神科救急医療運営審議会等の意見を聞くとともに、精神科病院に対してシステムの説明会を実施する等により、医療機関の協力を求めていきます。	○	精神科救急医療運営審議会における意見集約、各圏域の救急懇話会等での実績報告、システムの案内、説明会の実施等を行う。	・委託先である大阪精神科病院協会と意見交換を実施。 ・説明会のほか各種会議等を活用してシステムを案内。
④	依存症に関わる関係者の対応力向上とネットワークの充実	5	相談窓口の広報と周知活動の強化に努めます。	○	・各種啓発週間において、市町村や関係機関等の協力を得て、啓発ツールにより、依存症の正しい知識の普及と相談窓口の周知を行う。 ・保健所やこころの健康総合センターが実施する関係機関職員研修やセミナー等において、府民や関係機関職員等に相談窓口等の情報提供を行う。	・引き続き効果的な啓発方法を検討し、実施。 ・一般府民向けの啓発強化等として、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」において、WEBコンテンツを活用した啓発を検討。
		6	依存症者支援にかかる関係機関に対する研修や事例検討会を実施することで相談支援の充実と支援対応力の向上をめざします。	○	こころの健康総合センターや保健所において、依存症の支援にかかる関係機関職員等を対象とした研修や事例検討会を実施した。 【研修開催回数、参加者数】 2018年度 ころ 5回・保健所 24回、2019年度 ころ 8回、保健所 26回 2020年度 ころ 8回・保健所 4回、2021年度 ころ 10回、保健所 7回(12月時点) 【事例検討回数、参加者数】 2018年度 ころ 6回・保健所 12回、2019年度 ころ 5回、保健所 19回 2020年度 ころ 5回・保健所 2回、2021年度 ころ 5回、保健所 7回(12月時点) (※2020年度以降は、保健所における研修・事例検討は、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小)	大阪精神医療センター、こころの健康総合センター、保健所と研修等の振り返りを行い、オンラインの活用等を含め、より効果的な研修や事例検討会を実施。
		7	依存症関連機関連携会議や、専門的な事項を協議・検討するための部会、事例検討会を実施する等により、医療、行政、民間機関、自助グループ等による連携体制を推進し、依存症に係るネットワークの充実をめざします。	○	・依存症関連機関連携会議及び部会(アルコール健康障がい対策部会・薬物依存症地域支援体制推進部会・ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会)や事例検討会を行った。 【依存症関連機関連携会議及び部会の実施回数】 2018年度 連携会議2回 部会6回、2019年度 連携会議2回 部会6回 2020年度 連携会議2回(内1回は書面) 部会3回、2021年度 連携会議2回 部会6回 ・こころの健康総合センターを中心に、依存症の本人及び家族、自助グループ等の民間団体、関係機関職員等の交流を目的としたOAC(大阪アディクションセンター)ミニフォーラムを行うこと、地域での顔の見える連携の促進に努めた。 【ミニフォーラム開催回数、参加者数】 2018年度 府内4か所 132人、2019年度 府内3か所 97人 2021年度 府内4か所 128人 (※2020年度は保健所単位で実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施、2021年度も、保健所単位での実施は見送り、こころの健康総合センターで4ブロックに分け実施)	今後、保健所単位で大阪アディクションセンターのミニフォーラム(地域OAC交流会)を実施することで、地域での顔の見える関係づくりを行い、依存症の本人及び家族の切れ目のない支援ネットワークの充実に努める。
⑤	依存症の診療・回復プログラムに関する研修の実施	8	依存症の診療が可能な医療機関・依存症回復プログラム実施が可能な医療機関の増加のために、依存症拠点機関による研修や回復プログラムの見学受入れ、医療機関における回復プログラムのモデル実施を行います。	○	大阪精神医療センター(依存症治療拠点機関)に委託して、医療従事者を対象とした研修の開催や、回復プログラムの見学受入れ、回復プログラムをモデル的に実施する医療機関への支援等を行う。	医療従事者を対象とした研修については、依存症の治療が可能な医療機関を増やすために、国の研修内容を参考に、関心を持って参加してもらえる研修内容の検討を行うとともに、依存症に効果的な治療や回復プログラムの実施と普及に努める。
⑥	難治性精神疾患の治療について、医療機関に対する研修及び働きかけ	9	クロザピンを使用できる医療機関を増やすために、精神科医療機関への働きかけを実施します。また、提携できる血液内科のある医療機関を増やすための働きかけを実施します。	○	引き続き、希望のある精神科医療機関と血液内科のある医療機関のマッチングを行う。	-
		10	重度な副作用への対応を行う「難治性精神疾患バックアップ拠点」として、関西医科大学総合医療センターを指定します。	○	引き続き、関西医科大学総合医療センターを「難治性精神疾患バックアップ拠点」として指定していく。	-

事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(16) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要 事業実施にあたっての改善点	
⑦ 認知症医療に関わる人材の育成	11	認知症サポート医養成研修、かかりつけ医・看護職員・歯科医師・薬剤師・病院勤務の医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施し、認知症治療に携わる人材の育成を図ります。	認知症サポート医養成研修及びかかりつけ医等を対象とした認知症対応力向上研修を、国の定める要綱に基づき実施し、認知症治療に携わる人材の育成を図った。 【養成者数(2020年度末累計)】 認知症サポート医375人、かかりつけ医2,375人、歯科医師1,345人、薬剤師1,149人、看護職員639人、病院勤務の医療従事者9,921人	○	引き続き、国の要綱に基づき研修を実施していく。	研修の実施にあたり、リモート型の導入や受講者数を会場の収容定員の半数以下にする等、必要な新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じる。
	12	認知症疾患医療センターにおいて、二次医療圏毎に地域の保健医療・介護・福祉の関係者を対象とした研修を実施し、保健医療・介護・福祉の連携を図ります。	・全ての認知症疾患医療センターにおいて、二次医療圏内の保健医療・介護・福祉の関係者を対象とした研修を2月末から3月にかけて毎年各1回開催(※2020年度はコロナの影響により開催できない医療機関があった)。 ・毎年開催している認知症疾患医療センター連絡会議の場で前年度の実施内容等について共有を図った(2020年度はコロナの影響により開催できなかった)。	○	引き続き、認知症疾患医療センターにおいて研修を実施し、認知症疾患医療センター連絡会議で研修内容や方法を共有する。	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、認知症疾患医療センターにおいて実施する研修及び、研修内容や方法を共有する場である認知症疾患医療センター連絡会議について、オンラインの活用等、開催方法を多様化。
	13	認知症初期集中支援チームが安定的に稼働するために、認知症初期集中支援チームと認知症の人に関わる医療機関等との連携体制の充実に努めます。	認知症への早期対応や支援体制の中心的な役割を担うことを目的として各市町村に設置されている「認知症初期集中支援チーム」の構成員を対象に、資質向上を目的とする研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 1回 290人、2019年度 1回 36人 2020年度 1回 346人、2021年度 3月実施予定	○	引き続き、市町村における取組状況を把握して共有を図る等、認知症初期集中支援チームの活動の充実を支援する研修会を実施していく。	研修の実施にあたり、リモート型の導入や受講者数を会場の収容定員の半数以下にする等、必要な新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じる。
⑧ 長期入院精神障がい者の地域移行推進	14	在院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざし、平成29年度から3年間の集中取組を行います。	・2017～2019年度 「長期入院精神障がい者退院促進事業」として、福祉部に地域精神医療体制整備広域コーディネーター(非常勤職員)を配置し、精神科病院職員の退院促進に関する理解促進、対象となる患者を把握し市町村へつなぐための取組を行った。 ・2020～2022年度 「長期入院精神障がい者退院支援強化事業」として、地域精神医療体制整備広域コーディネーター(非常勤職員)を引き続き配置し、退院促進に向けた個別支援体制を強化。また、関係機関に向けてのネットワーク設立支援や、精神科病院職員向けの研修、ピアサポーター活動の強化に取組んでいる。	○	・長期入院精神障がい者の退院促進に関する事業を継続する。 ・地域精神医療体制整備広域コーディネーター(非常勤職員)を継続配置する。 ・精神科病院職員対象研修を実施する。 ・ピアサポーター活動を強化する。 ・市町村、保健所圏域のネットワーク構築を支援する。	感染症拡大の影響により、直接訪問、個別支援の機会が減少しているため、支援方法を転換(オンラインの活用、非接触手段による退院意欲喚起の推進)。
	15	関係機関(市町村・保健所・精神科病院・地域援助事業者等)による地域移行のネットワーク構築に向けた働きかけを行います。		○		
⑨ 関係者による協議の実施	16	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、保健・医療・福祉関係者による、市町村単位、保健所圏域単位、都道府県単位の協議の場を設置し、3層構造の支援体制による取組を進めていきます。	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関わる市町村単位、保健所圏域単位の協議の場の設置・運営支援を行った結果、2021年度末までに大阪府・保健所圏域および市町村の協議の場全ての設置が完了した。	○	・市町村協議の場が未設置の2市町村に対して、設立支援を行う。 ・設置が完了した市町村や圏域の協議の場になるべく広域コーディネータ等が参画し、必要な情報共有や課題の集約を行い、大阪府の協議の場へ報告する。	府内の全協議の場の開催状況や議題について、集約。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第6章5疾病4事業の医療体制第6節 救急医療														
担当課名	医療対策課														
参考(目標値)	〔「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く〕														
分類 目標 項目	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値					
			値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)				
			B	二次救急医療機関数	—	287か所(2016年度)	大阪府 「医療対策課調べ」	281か所		2020年度	大阪府 「医療対策課調べ」	↘	○	現状維持	現状維持
			B	眼科・耳鼻咽喉科の二次後送体制に協力する医療機関数	—	輪番制(眼科31か所/耳鼻咽喉科32か所)(2017年度)	大阪府 「医療対策課調べ」	輪番制(眼科30か所/耳鼻咽喉科31か所)		2020年度	大阪府 「医療対策課調べ」	↘	○	現状維持	現状維持
			B	熱傷センター指定数	—	0か所(2017年度)	大阪府 「医療対策課調べ」	0か所		2020年度	大阪府 「医療対策課調べ」	→	○	0か所	2か所
			B	30分以内搬送率(現場滞在時間)※	—	94.9%(2015年中)	消防庁「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」	95.5%		2019年中	消防庁「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」	↗	○	向上	向上
			B	軽症患者の割合	—	61.5%(2016年中)	消防庁「救急救助の現況」	60.1%		2019年中	消防庁「救急救助の現況」	↘	○	減少	減少
			C	救急入院患者の21日後生存率	—	94.2%(2016年中)	消防庁「救急救助の現況」	95.4%		2020年中	大阪府「医療対策課調べ」	↗	—	—	向上
※F30分以内搬送率(現場滞在時間)については、「計画策定時」の指標に誤りがありました。F30分未満搬送率(現場滞在時間)に修正します。															
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆年々、救急搬送患者が増加しており、救急医療機関の質を担保しつつ、救急医療体制を確保する必要があります。 ◆救急搬送人員の軽症患者の割合が高いため、府民に対する救急医療の適正利用を啓発していくことが必要となっています。 														



事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(6) △: 予定どおりでない(0) —: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 関係機関と連携した救急医療体制の確保	1	救急患者に対する受入体制を確保するため、医療機関の協力を得ながら、二次救急医療機関数を確保します。	二次救急医療機関数の維持確保に努めた(2020年度 281か所)。	○	引き続き、二次救急医療機関数の維持確保に努める。	保健所を通じて、各医療機関への救急業務協力の啓発。
	2	眼科・耳鼻咽喉科については、大阪市中央急病診療所で対応できない患者のために、輪番制により体制を確保します。	特定科目の後送病院体制の維持を図るなど、休日、夜間における眼科及び耳鼻咽喉科の二次救急医療体制の確保に努めた。	○	引き続き、輪番制による後送病院の維持を図り、眼科及び耳鼻咽喉科の二次救急医療体制の確保に努める。	後送病院担当者等を対象とした会議において協力依頼。
② 救命救急センターの機能集約と連携	3	重傷熱傷等の症例に関する機能集約と連携のあり方について検討します。	ORIONデータにより、救急医療機関における重症熱傷等の傷病者受入状況を収集した。	○	2か所程度の熱傷センターの指定を図る。	熱傷センターの指定基準の策定。
③ 病院前活動と病院後活動の一体的な検証による質的向上	4	脳卒中等救急隊判断の的中率や圏域外への搬送等について、病院前活動と病院後活動の一体的な検証を行える体制をすべての二次医療圏で整えます。	一部の二次医療圏(豊能・北河内・南河内)において、メディカルコントロール協議会と救急懇話会の組織統合等により、病院前・病院後活動の検証体制を一体化した。	○	引き続き、残りの二次医療圏について、組織の統合等により、検証体制の一体化を図る。	関係消防機関及び保健所とのさらなる調整。
	5	必要に応じて傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を改正します。	2020年12月に傷病者の搬送及び受入れの実施基準を改正した。	○	必要に応じて傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を改正する。	保健所と調整し、搬送先医療機関リストの随時更新。
④ 府民への情報提供・普及啓発	6	府政だより等を通じて、引き続き救急医療の適正利用を呼びかけていきます。	救急の日(9月9日)に関する啓発ポスターの配布やSNSを活用した啓発を行った。	○	引き続き、府政だより等による啓発を行う。	大阪府が管理する広報媒体の活用について調整。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名 第6章5疾病4事業の医療体制第7節 災害医療		担当課名 医療対策課 (保健医療総務課・保健医療企画課・健康づくり課・地域保健課・業務課)																																																																																													
参考(目標値) (「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く)		施策・指標マップ																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類 B:指標 C:目的</th> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">対象 年齢</th> <th colspan="2">計画策定時</th> <th colspan="4">2021年度(中間評価年)の評価</th> <th rowspan="2">目標値に対する 到達度</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>値</th> <th>出典</th> <th>値</th> <th>調査年</th> <th>出典</th> <th>傾向</th> <th>2020年度 (中間年)</th> <th>2023年度 (最終年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>災害医療コーディネーター数</td> <td>-</td> <td>20人(2017年)</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>118人</td> <td>2021年</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>↗</td> <td>◎</td> <td>50人</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>災害医療訓練の回数</td> <td>-</td> <td>1回(2016年)</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>1回</td> <td>2019年</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>→</td> <td>◎</td> <td>毎年1回以上</td> <td>毎年1回以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>病院の耐震化率</td> <td>-</td> <td>59.9%(全国71.5%) (2016年)</td> <td>厚生労働省 「病院の耐震改修状況調査」</td> <td>69.6%(全国76.0%)</td> <td>2019年</td> <td>厚生労働省 「病院の耐震改修状況調査」</td> <td>↗</td> <td>△</td> <td>70%</td> <td>全国平均以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>災害拠点病院のBCP策定率</td> <td>-</td> <td>36.8%(2017年)</td> <td>厚生労働省 「災害拠点病院現況調査」</td> <td>100%</td> <td>2019年</td> <td>厚生労働省 「災害拠点病院現況調査」</td> <td>↗</td> <td>◎</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>原子力災害拠点病院数</td> <td>-</td> <td>0病院(2017年)</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>1病院</td> <td>2018年</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>↗</td> <td>◎</td> <td>1病院</td> <td>1病院</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>原子力災害医療協力機関数</td> <td>-</td> <td>0機関(2017年)</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>2機関</td> <td>2018年</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>↗</td> <td>◎</td> <td>2機関</td> <td>2機関</td> </tr> </tbody> </table>		分類 B:指標 C:目的	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値		値	出典	値	調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	B	災害医療コーディネーター数	-	20人(2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	118人	2021年	大阪府 「医療対策課調べ」	↗	◎	50人	100人	B	災害医療訓練の回数	-	1回(2016年)	大阪府 「医療対策課調べ」	1回	2019年	大阪府 「医療対策課調べ」	→	◎	毎年1回以上	毎年1回以上	B	病院の耐震化率	-	59.9%(全国71.5%) (2016年)	厚生労働省 「病院の耐震改修状況調査」	69.6%(全国76.0%)	2019年	厚生労働省 「病院の耐震改修状況調査」	↗	△	70%	全国平均以上	B	災害拠点病院のBCP策定率	-	36.8%(2017年)	厚生労働省 「災害拠点病院現況調査」	100%	2019年	厚生労働省 「災害拠点病院現況調査」	↗	◎	100%	100%	B	原子力災害拠点病院数	-	0病院(2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	1病院	2018年	大阪府 「医療対策課調べ」	↗	◎	1病院	1病院	B	原子力災害医療協力機関数	-	0機関(2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	2機関	2018年	大阪府 「医療対策課調べ」	↗	◎	2機関	2機関		
分類 B:指標 C:目的	指標				対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値																																																																																		
		値	出典	値		調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)																																																																																					
B	災害医療コーディネーター数	-	20人(2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	118人	2021年	大阪府 「医療対策課調べ」	↗	◎	50人	100人																																																																																				
B	災害医療訓練の回数	-	1回(2016年)	大阪府 「医療対策課調べ」	1回	2019年	大阪府 「医療対策課調べ」	→	◎	毎年1回以上	毎年1回以上																																																																																				
B	病院の耐震化率	-	59.9%(全国71.5%) (2016年)	厚生労働省 「病院の耐震改修状況調査」	69.6%(全国76.0%)	2019年	厚生労働省 「病院の耐震改修状況調査」	↗	△	70%	全国平均以上																																																																																				
B	災害拠点病院のBCP策定率	-	36.8%(2017年)	厚生労働省 「災害拠点病院現況調査」	100%	2019年	厚生労働省 「災害拠点病院現況調査」	↗	◎	100%	100%																																																																																				
B	原子力災害拠点病院数	-	0病院(2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	1病院	2018年	大阪府 「医療対策課調べ」	↗	◎	1病院	1病院																																																																																				
B	原子力災害医療協力機関数	-	0機関(2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	2機関	2018年	大阪府 「医療対策課調べ」	↗	◎	2機関	2機関																																																																																				
現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時に備えた医療体制は、ハード面では19か所の災害拠点病院を中心に整備されていますが、病院全体の耐震化率は全国平均を下回っており、耐震化を進めていく必要があります。 ◆ソフト面では、災害時の院内マニュアルや業務継続計画(BCP)の策定を進めていく必要があります。 ◆災害時に医療機関と行政等を調整する災害医療コーディネーターを、災害拠点病院の医師以外にも、様々な分野に拡充する必要があります。 ◆DMATについては養成が一定進んでいるものの、不足している災害拠点病院もあり、DPATと同様にさらなる養成が必要です。 ◆大阪府、医療機関、保健所等、多数の関係機関と連携した訓練を引き続き実施し、連携における課題の抽出、改善につなげていく必要があります。 ◆原子力災害医療体制については、原子力規制庁による原子力災害対策指針の改正を踏まえた整備が必要です。 																																																																																															
事業概要 (A 個別施策)		中間評価年までの取組に対する評価																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組番号</th> <th>医療計画に記載された個別施策の詳細</th> <th>中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)</th> <th>最終年度までの取組の概要</th> <th>事業実施にあたっての改善点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 連携促進に向けた取組</td> <td>1</td> <td>災害時小児周産期リエゾンや透析リエゾン関係者等、幅広い分野から災害医療コーディネーターを新たに選定し、医療救護班の派遣調整等災害時の迅速・的確な連携体制の構築を図ります。</td> <td>◎</td> <td>災害医療コーディネーターの活動期間は、発災後から地域の医療資源が確保され医療チームの派遣調整等の業務が収束するまでを想定しており、超急性期のDMATと急性期から慢性期の医療チームによる支援が切れ目なく行われるよう、それぞれのフェーズで活躍できるよう技能を要請していく。</td> <td>各関係団体と訓練等を通じて明らかとなった課題等についてに対応。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国と連携しながら、DMAT・DPATを養成します。</td> <td>○</td> <td>引き続き、各医療機関と連携を図りDMAT養成研修を行っていく。 ・精神科医療機関に対して、DPAT活動等への理解を深め、DPAT研修受講者の増加を図る。</td> <td>・養成訓練等を通じて明らかとなった課題等についてに対応。 ・精神科医療機関に対して、DPAT活動等への理解を深め、DPAT養成研修受講者の増加を図る。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>歯科医療班の円滑な派遣を行えるよう、災害時の連携体制の充実に努めます。</td> <td>○</td> <td>引き続き、関係団体と連携し、歯科医療班の活動に関する訓練参加、活動指針の作成を行う。</td> <td>関係団体と連携し、訓練等を通じて明らかとなった課題に対応。</td> </tr> </tbody> </table>		取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	① 連携促進に向けた取組	1	災害時小児周産期リエゾンや透析リエゾン関係者等、幅広い分野から災害医療コーディネーターを新たに選定し、医療救護班の派遣調整等災害時の迅速・的確な連携体制の構築を図ります。	◎	災害医療コーディネーターの活動期間は、発災後から地域の医療資源が確保され医療チームの派遣調整等の業務が収束するまでを想定しており、超急性期のDMATと急性期から慢性期の医療チームによる支援が切れ目なく行われるよう、それぞれのフェーズで活躍できるよう技能を要請していく。	各関係団体と訓練等を通じて明らかとなった課題等についてに対応。	2	国と連携しながら、DMAT・DPATを養成します。	○	引き続き、各医療機関と連携を図りDMAT養成研修を行っていく。 ・精神科医療機関に対して、DPAT活動等への理解を深め、DPAT研修受講者の増加を図る。	・養成訓練等を通じて明らかとなった課題等についてに対応。 ・精神科医療機関に対して、DPAT活動等への理解を深め、DPAT養成研修受講者の増加を図る。	3	歯科医療班の円滑な派遣を行えるよう、災害時の連携体制の充実に努めます。	○	引き続き、関係団体と連携し、歯科医療班の活動に関する訓練参加、活動指針の作成を行う。	関係団体と連携し、訓練等を通じて明らかとなった課題に対応。	<p>◎: 予定以上(1) ○: 概ね予定どおり(9) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)</p>																																																																								
取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点																																																																																											
① 連携促進に向けた取組	1	災害時小児周産期リエゾンや透析リエゾン関係者等、幅広い分野から災害医療コーディネーターを新たに選定し、医療救護班の派遣調整等災害時の迅速・的確な連携体制の構築を図ります。	◎	災害医療コーディネーターの活動期間は、発災後から地域の医療資源が確保され医療チームの派遣調整等の業務が収束するまでを想定しており、超急性期のDMATと急性期から慢性期の医療チームによる支援が切れ目なく行われるよう、それぞれのフェーズで活躍できるよう技能を要請していく。	各関係団体と訓練等を通じて明らかとなった課題等についてに対応。																																																																																										
	2	国と連携しながら、DMAT・DPATを養成します。	○	引き続き、各医療機関と連携を図りDMAT養成研修を行っていく。 ・精神科医療機関に対して、DPAT活動等への理解を深め、DPAT研修受講者の増加を図る。	・養成訓練等を通じて明らかとなった課題等についてに対応。 ・精神科医療機関に対して、DPAT活動等への理解を深め、DPAT養成研修受講者の増加を図る。																																																																																										
	3	歯科医療班の円滑な派遣を行えるよう、災害時の連携体制の充実に努めます。	○	引き続き、関係団体と連携し、歯科医療班の活動に関する訓練参加、活動指針の作成を行う。	関係団体と連携し、訓練等を通じて明らかとなった課題に対応。																																																																																										

事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(1) ○: 概ね予定どおり(9) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 連携促進に向けた取組	4	災害時に的確に医薬品等を供給できるよう、随時、医薬品等の備蓄・供給体制の見直しを図るとともに、避難所でのお薬相談や衛生指導等を円滑に行えるよう、薬剤師班の派遣体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医薬品等備蓄・供給事業の契約を締結する大阪府医薬品卸協同組合と定期的に備蓄委員会を開催するなど、災害時の医薬品供給体制について確認、調整した(2018～2021年度)。 ・府内市町村と、災害時の医薬品供給等における連絡体制等の確認、意見交換を図った(2021年度)。 ・災害時の医療救護活動に関する協定書を締結している(一社)大阪府薬剤師会に対して、災害医療コーディネーターを委嘱(2019年度)し、訓練機会において、災害時の連絡体制等を検証した。また、各地域でリーダー的役割を担う薬剤師への研修を実施した。 【研修開催回数、参加者数】 2021年度 1回 82人	○	引き続き、災害時の医薬品供給等に係る契約・協定を締結する関係団体等と、定期的な協議、訓練や研修の実施等により、より堅固な連携体制の構築、維持を図る。	連絡体制の適宜見直し(複数手段等)。
	5	避難住民の健康相談や健康管理業務等を円滑に行えるよう、看護班派遣体制の充実に努めます。	大阪府地震・津波災害対策訓練の保健医療調整本部に大阪府看護協会が参加した。災害時の体制も含め大阪府看護協会と連携した。	○	大阪府看護協会と2013年に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」について、一定期間経過し体制等の見直しが必要か同協会と協議する。	災害時には医療救護活動を円滑に実施。
	6	災害時健康危機管理研修の実施による保健所職員の人材育成、保健所と市町村をはじめとする関係機関との連携体制の構築への取組を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度から開始された国立保健医療科学院主催のDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)養成研修(高度編)に医師・保健師等の専門職の派遣を計画的に進め、2020年度まで11名受講し、受講した医師・保健師が府主催研修の講師、ファシリテーターを担っている。 ・毎年、保健所職員を対象とした災害時健康危機管理研修を実施し、受講した保健所職員が中心となり、所内訓練及び市町村や医療機関等、管内関係機関向けに研修・実地訓練を行った。 ・2019年3月に各保健所で作成していた「保健所災害対策標準マニュアル」から「大阪府保健所災害対策マニュアル」共通版に変更し、併せて「大阪府災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)応援派遣要領」及び「大阪府災害時公衆衛生チーム応援派遣要領」を作成した。2020年6月には、マニュアルの別冊版とし、災害時初動活動について、具体的に示した「アクションカード」、保健所が市町村など関係機関と事前調整すべき内容を整理した「事前調整のてびき」を作成し、「アクションカード」については研修や実地訓練で確認を行い、「事前調整のてびき」については、市町村や医療機関等との調整を進める際に活用している。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保健所職員向けに「災害時健康危機管理研修」や訓練等を実施し、保健所におけるDHEAT等を構成する職員の人材育成を図る。 ・「新型コロナウイルス感染症」など新興感染症を加えた災害時対応についての考え方や基本的対策を整理し、マニュアル(別冊版を含む)に反映していく。 	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまでの災害時における感染症対策に加え、災害時の自宅療養者の避難方法、避難所での感染予防対策など、関係各所との事前調整、連携のあり方を検討。
② ハード・ソフト両面での災害医療体制強化	7	国補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化向上に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、耐震化されていない医療機関に対し、国の補助金事業を周知耐震化の推進を図った。 ・災害拠点病院においては19病院中14病院が耐震化が完了しており、耐震化されていない5病院のうち4病院については工事着工の目途が立った。 ・災害拠点病院以外の医療機関においては、4病院の建替え目途が立った。 	○	引き続き、国補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化向上に向けた取組みの支援を行う。	国に対して、補助率及び補助上限額の充実などについて要望。
	8	サンプル等を示しながら、院内災害マニュアル・BCPの整備率の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・策定率向上に向けて、救急告示病院を対象に毎年行われる説明会において、策定の重要性を説明し促進を行った。 ・病院に対して、BCP策定の必要性や知識を高めてもらうため、セミナーを実施した。 	○	引き続き、策定の重症性を説明し、さらに、BCP策定促進を図るため、ひな形及び記載例を作成し、医療機関へ周知しBCP策定の支援を行う。	BCPのひな形を作成し、未策定の医療機関へ配布し、BCP策定を支援。
	9	なかでも、先進事例の紹介等により、災害拠点病院のBCP策定をサポートします。	<ul style="list-style-type: none"> ・策定率向上に向けて、救急告示病院を対象に毎年行われる説明会において、策定の重要性を説明し促進を行った。 ・病院に対して、BCP策定の必要性や知識を高めてもらうため、セミナーを実施した。 ・府内全ての災害拠点病院においては、BCPが策定された。 【BCPセミナー回数、参加者数】 2018年度 1回60人 (※2019～2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	○	今後も、各災害拠点病院と訓練等を通じて意見交換を行い、災害時における対応力向上に取組む。	災害拠点病院と訓練等を通じて明らかとなった課題等に対応。
③ 緊急被ばくに備えた医療機関の指定	10	原子力災害時に被ばくがある場合の診療等を実施する「原子力災害拠点病院」、原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等の支援を行う「原子力災害医療協力機関」の候補となる機関を複数指定します。	2019年3月25日付けで独立行政法人国立病院機構大阪医療センターを「原子力災害拠点病院」に指定した。同日付けでりんくう総合医療センター及び大阪府立中河内救命救急センターを「原子力災害医療協力機関」に登録した。	○	原子力災害拠点病院と災害訓練を行い、原子力災害時における対応力向上に取組む。	原子力災害医療活動マニュアルの改訂。

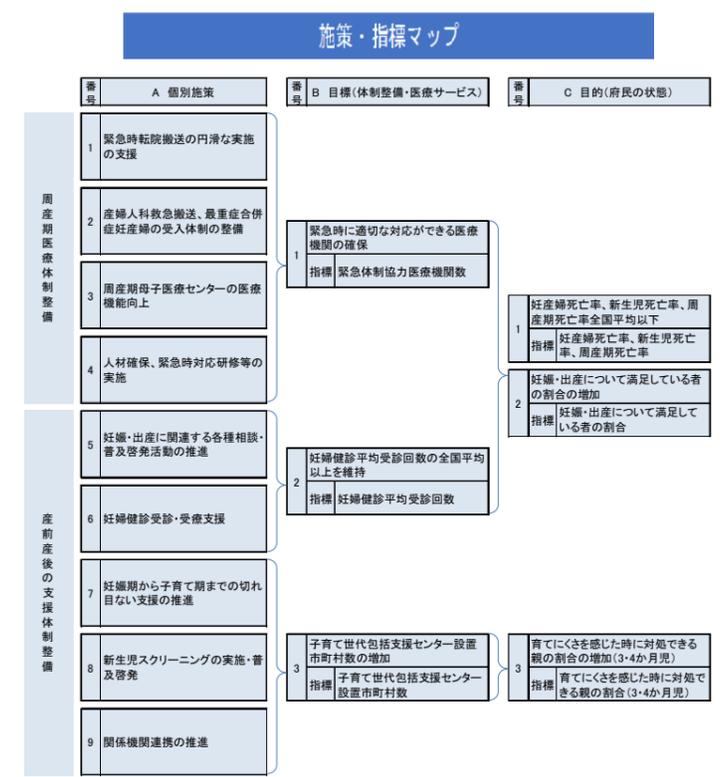
第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第6章5疾病4事業の医療体制第8節 周産期医療
担当課名	地域保健課
参考(目標値)	(「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く)

分類 の 番号 C. 目標	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値	
			値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)
B	緊急体制協力医療機関数	-	37医療機関 (2016年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	38医療機関	2017年度	大阪府 「地域保健課調べ」	↗	○	維持	維持
B	妊婦健診平均受診回数	-	10.3回(全国9.8回) (2015年)	厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」	11.3回(全国9.8回)	2019年	厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」	↗	○	全国平均以上	全国平均以上
B	子育て世代包括支援センター設置市町村数	-	29市町村 (2017年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	43市町村	2020年	大阪府 「地域保健課調べ」	↗	◎	43市町村	43市町村
C	妊産婦死亡率	-	5.7(全国3.4) (2016年)	厚生労働省 「人口動態統計」	3.1(全国3.3)	2018年	厚生労働省 「人口動態調査」	↘	-	-	全国平均以下
C	新生児死亡率	-	0.7(全国0.9) (2016年)	厚生労働省 「人口動態統計」	0.8(全国0.9)	2018年	厚生労働省 「人口動態調査」	↗	-	-	全国平均以下
C	周産期死亡率	-	3.5(全国3.6) (2016年)	厚生労働省 「人口動態統計」	3.6(全国3.4)	2018年	厚生労働省 「人口動態調査」	↗	-	-	全国平均以下
C	妊娠・出産について満足している者の割合	-	73.7% (2015年度)	厚生労働省 「健やか親子21」	81.7%	2019年度	厚生労働省 「健やか親子21」	↗	-	-	85%
C	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 (3・4か月児)	-	77.7% (2015年度)	厚生労働省 「健やか親子21」	80.3%	2019年度	厚生労働省 「健やか親子21」	↗	-	-	95%

現状・課題

- ◆周産期母子医療センター、周産期専用病床について目標とする整備は達成しているものの、精神疾患を合併する妊産婦、災害時の医療等新たな医療ニーズに対応することが必要です。
- ◆周産期医療体制の整備においては、周産期医療を担う人材の確保が重要であり、特に緊急医療を担う周産期母子医療センターにおける取組が必要で
- ◆出生数は減少傾向にあります。産婦人科救急搬送体制確保事業による受入件数、NMCS、OGCSによる緊急搬送受入件数、最重症合併症妊産婦受入件数は例年同程度で推移しており、引き続き体制維持が必要です。
- ◆「子ども虐待による死亡事例等の検証結果報告等について」(第13次報告)によると、児童虐待による死亡は、0歳児が約6割で、そのうち0日・0か月児が43.3%と最も多く、妊娠からの予防対策が必要です。



事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
① 緊急時転院搬送の円滑な実施の支援	1	周産期緊急医療体制の中心となるNMCS、OGCSの取組を支援します。	NMCS、OGCSの活動及び搬送受入実績に応じた助成を実施し、取組を支援した。 【NMCS助成件数】 2018年度 24件、2019年度 27件 2020年度 25件、2021年度 25件(見込み) 【OGCS助成件数】 2018年度 31件、2019年度 30件 2020年度 29件、2021年度 29件(見込み)	○	周産期緊急医療体制の核となるNMCS、OGCSの取組を支援する。	OGCS、NMCSの周知。
	2	円滑な転院搬送に資するようNMCS、OGCS参加医療機関相互における空床情報の検索等に利用される周産期医療情報システムの運用状況を検証し、情報システムが有効に活用されるよう検討を行います。	周産期医療情報システムの改修を実施する等利便性や機能向上を図った。	○	周産期医療情報システムの運用状況を検証し、情報システムが有効に活用されるよう検討を行う。	スマホ対応等、更なる機能向上に向けた検討。
	3	近畿ブロック周産期医療広域連携体制により、自府県内で搬送先が確保できない場合等府県域を超える搬送を調整します。	近畿ブロック周産期医療広域連携体制の構築を図り、近隣府県からの搬送を受入れた。 【搬送受入件数】 2018年度 31件、2019年度 36件 2020年度 38件、2021年度 38件(見込み)	○	近畿ブロック周産期医療広域連携体制により、自府県内で搬送先が確保できない場合等府県域を超える搬送を調整する。	近畿ブロックにおける広域での災害訓練等実施に向けた検討。
	4	搬送コーディネーターによる調整を実施します。	周産期緊急医療体制コーディネーター機能(大阪母子医療センター内設置)を活用し、搬送調整の円滑化を図った。	○	緊急搬送コーディネーター機能を活用し、円滑な調整を実施する。	—

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(20) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
② 産婦人科救急搬送、最重症合併症妊産婦の受入体制の整備	5	府内を3つの区域に分け、当番制により、夜間休日に産婦人科救急搬送を受入れる体制を引き続き確保します。	府内3地区の当番病院確保(2022年3月現在:14病院)により産婦人科救急搬送受入体制を整備した。	○	府内を3つの区域に分け、当番制により、夜間休日に産婦人科救急搬送を受入れる体制を引き続き確保する。	当番病院の拡充について検討。
	6	最重症合併症妊産婦の受入体制を検証し、周産期における必要な救命医療が速やかに提供できる体制を整備します。	最重症合併症妊産婦受入体制検証会議での症例検証を重ね、母体救命医療体制を整備した。 【会議開催件数】 2018年度～2021年度 各1回	○	最重症合併症妊産婦の受入体制を検証し、周産期における必要な救命医療が速やかに提供できる体制を整備する。	最重症合併症妊産婦受入体制の周知。
③ 周産期母子医療センターの医療機能向上	7	新たな医療ニーズに対応するため、精神疾患を合併する妊産婦の対応、災害時の業務継続計画策定等総合周産期母子医療センターの指定基準を改定します。	大阪府総合周産期母子医療センターに対する運営費助成を実施するとともに、大阪府周産期医療協議会(2021年6月改組)において、指定基準を改定し、機能強化を図った。 【助成件数】 2018年度～2021年度 各6件	○	更なる周産期医療体制の充実に向け、総合周産期母子医療センターの在り方等の検討に着手する。	感染症対策に係る今後の動向に注視。
	8	在宅移行を支援する入院児支援コーディネーターの配置等、地域周産期母子医療センターの認定基準を改定します。	大阪府地域周産期母子医療センターに対する運営費助成を実施するとともに、大阪府周産期医療協議会(2021年6月改組)において、認定基準を改定し、機能強化を図った。 【助成件数】 2018年度～2021年度 各16件	○	更なる周産期医療体制の充実に向け、地域周産期母子医療センターの在り方等の検討に着手する。	感染症対策に係る今後の動向に注視。
④ 人材確保、緊急時対応研修等の実施	9	緊急時に対応できるよう周産期関連施設の医師・助産師・看護師を対象とした新生児蘇生講習会や最新の知見や課題に基づく周産期医療従事者研修を実施します。	新生児蘇生講習会、周産期医療研修会を毎年実施し、周産期医療従事者の技能向上を図った。 【新生児蘇生講習会参加者数】 2018年度 4回 78人、2019年度 3回 68人 2020年度 4回 84人、2021年度 2回 39人 【周産期医療研修会参加者数】 2018年度 4回 523人、2019年度 4回 387人 2020年度 2回 119人、2021年度 4回 544人	○	緊急時に対応できるよう周産期関連施設の医師・助産師・看護師を対象とした新生児蘇生講習会や最新の知見や課題に基づく周産期医療従事者研修を実施する。	参加者拡大に向け周知方法を工夫。
	10	大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業等の実施や処遇改善事業等を通じ、周産期医療を担う医師を確保します(※第8章第1節「保健医療従事者の確保と資質の向上:医師」参照)。	(※第8章第1節「保健医療従事者の確保と資質の向上:医師」取組番号1、4に記載)			
⑤ 妊娠・出産に関連する各種相談・普及啓発活動の推進	11	引き続き、各種相談事業(にんしんSOS、妊産婦こころの相談、不妊相談)を実施します。	妊娠、メンタルヘルス、不妊・不育等の各種相談について、開設日時の見直しやSNSの活用等、相談機能の拡充を図った。	○	引き続き各種相談事業(にんしんSOS、妊産婦こころの相談、不妊・不育相談等)を実施する。	機能拡充に向けた検討。
	12	関係団体が実施する相談事業も含めリーフレットを作成し、広く府民に周知します。	リーフレット・QRコード付カードを作成し、関係機関(市町村母子保健主管課・公民連携企業等)を通じて府民に広く周知を図った。 【リーフレット・カード作成枚数】 2018年度 リーフレット12,000枚、2019年度 リーフレット25,000枚 カード18,000枚 2020年度 カード37,000枚、2021年度 リーフレット40,000枚 カード6,000枚(見込)	○	関係団体が実施する相談事業も含めリーフレット等を作成し、広く府民に周知する。	リーフレット等の内容見直し。
	13	関係機関と連携し、妊娠・出産に関する知識の普及啓発事業を実施します。	教育庁との連携により「性に関する指導研修」にてリーフレット・QRコード付カードを教員に配布。また、公民連携により、リーフレット「妊娠と出産の話」を配架する等、普及啓発を推進した。 【リーフレット・カード配布枚数】 2018年度 8,996枚、2019年度 25,671枚 2020年度 21,300枚、2021年度 24,461枚(見込)	○	関係機関と連携し、妊娠・出産に関する知識の普及啓発事業を実施する。	公民連携企業や教育機関との連携・協力による周知強化。
⑥ 妊婦健診受診・受療支援	14	大阪府のホームページを活用し、妊婦健診の重要性を啓発し、受診を促進します。	妊婦健診の重要性等をホームページに掲載する等、府民への周知・啓発を推進した。	○	大阪府のホームページを活用し、妊婦健診の重要性を啓発し、引き続き、受診を促進する。	—
	15	産後の育児不安が高い時期に行う産婦健診について、関係団体との調整を行い、各種様式例を示す等、市町村が円滑に実施できるよう支援します。	大阪府医師会、先行市等と協議を重ね、各種様式例、フロー図等を市町村に提供するとともに、実施状況を取りまとめ、市町村にフィードバックする等、市町村における円滑な実施を支援した。	○	産後の育児不安が高い時期に行う産婦健診について、関係団体との調整を行い、各種様式例を示す等、市町村が円滑に実施できるよう支援する。	妊娠出産包括支援推進連絡会の効果的な活用。産婦健診後の支援等に関する事例検討会の実施。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(20) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要 事業実施にあたっての改善点	
⑦ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進	16	妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援されるよう、市町村における子育て世代包括支援センターの設置促進を支援します	府下全市町村において、子育て世代包括支援センターの設置が完了(2021年3月末)した。	○	妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援されるよう、府内の全市町村で設置されている子育て世代包括支援センターの取組等を支援する。	連絡会において、先駆的な取組等について情報共有等を図り、市町村間での横展開を促進。
	17	要養育支援者情報提供票の活用による医療機関と保健機関の連携により、支援の必要な妊産婦を適時把握し、児童虐待の発生を予防する取組を推進します。	研修等の機会を通じ、要養育支援者情報提供票の意義等を説明する等、児童虐待の発生を予防する取組を推進した。	○	要養育支援者情報提供票の活用による医療機関と保健機関の連携により、支援の必要な妊産婦を適時把握し、児童虐待の発生を予防する取組を推進する。	—
	18	市町村において、支援の必要な妊産婦一人ひとりに適した個別支援計画を作成し、これを活用した保健活動が実施できるよう人材育成を支援します。	母子保健コーディネーター研修を実施し、市町村の母子保健活動に従事する人材の育成を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2018年度 3回 154人、2019年度 3回 154人 2020年度 2回 97人、2021年度 3回 120人(2022年2月時点)	○	市町村において、支援の必要な妊産婦一人ひとりに適した個別支援計画を作成し、これを活用した保健活動が実施できるよう、研修方法を人材育成を支援する。	開催方法やプログラムの見直しを図る等、より効果的な研修手法を検討・実施。
⑧ 新生児スクリーニングの実施・普及啓発	19	先天性代謝異常等検査を引き続き実施します。	府内医療機関で出産したすべての新生児を対象とした先天性代謝異常等検査事業を実施した。	○	先天性代謝異常等検査を引き続き実施する。	—
	20	大阪府域において新生児聴覚検査への取組が推進されるよう関係機関連携会議を開催するとともに、府民に対し新生児聴覚検査の目的を周知します。	・関係機関連携会議を開催し、新生児聴覚検査推進体制について協議した。 ・新生児聴覚検査の目的などを記載したリーフレットを作成し、母子手帳交付時等において周知した。また、新生児聴覚スクリーニング検査の重要性が理解できるよう、府ホームページに掲載した。	○	大阪府域において新生児聴覚検査への取組が推進されるよう関係機関連携会議を開催するとともに、スクリーニング検査受検後二次精検等の必要な検査につながる体制を構築する。	—
⑨ 関係機関連携の推進	21	関係機関連携の取組を推進するツールである小児在宅生活支援地域連携シートを活用し、NICU等を退院する児の支援を実施します。	小児在宅生活支援地域連携シートを活用し、支援を実施した。	○	関係機関連携の取組を推進するツールである小児在宅生活支援地域連携シートを活用し、NICU等を退院する児の支援を実施する。	—

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名		第6章5疾病4事業の医療体制第9節 小児医療										
担当課名		医療対策課・地域保健課										
参考(目標値)		〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く										
分類 目標	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値		
			値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	
(第9節) 小児医療	B	30分以内搬送率(現場滞在時間)※	15歳 未満	95.9%(2015年中)	消防庁「緊急搬送における医療機関の 受入状況等実態調査」	96.8%	2019年中	消防庁「緊急搬送における医療機関の 受入状況等実態調査」	△	○	向上	向上
	B	在宅医療に対応できる医療機関数	—	1,962機関 (2016年度)	近畿厚生局データより 大阪府算定	1,941機関	2021年度	近畿厚生局データより 大阪府算定	△	△	増加	増加
	B	児童虐待に係る研修会の参加保健機関数	—	全保健機関 (2016年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	全保健機関	2019年度	大阪府 「地域保健課調べ」	—	○	維持	維持
	B	児童虐待に対応する体制を整えている救急告示 医療機関	—	20.8%(2017年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	100%	2019年度	大阪府 「地域保健課調べ」	△	◎	100%	100%
	C	小児死亡率(人口10万対)	15歳 未満	0.2(2014年度)	厚生労働省 「人口動態調査」	2.3	2018年度	厚生労働省 「人口動態調査」	△	—	—	全国平均以下

※「30分以内搬送率(現場滞在時間)」について、「計画策定時」の指標に誤りがありました。「30分未満搬送率(現場滞在時間)」に修正します。

施策・指標マップ

番号	A 個別施策	番号	B 目標(体制整備・医療サービス)	番号	C 目的(府民の状態)
1	小児救急医療機関等と連携した体制の確保	1	より円滑で適切な小児救急医療体制の確保 指標 30分以内搬送率(現場滞在時間)	1	小児死亡率全国平均以下 指標 小児死亡率
2	慢性疾患・障がい児への支援の充実	2	在宅医療に対応できる医療機関数の増加 指標 在宅医療に対応できる医療機関数		
3	医療的ケア児の在宅療養を支えるための取組の促進	3	児童虐待予防等に対応できる人材の確保 指標 児童虐待に係る研修会の参加保健機関数		
4	保健機関における児童虐待発生予防対策の充実	4	児童虐待に対応する体制を整えている救急告示医療機関数の増加 指標 児童虐待に対応する体制を整えている救急告示医療機関の割合		
5	医療機関における児童虐待対応の院内整備の支援				

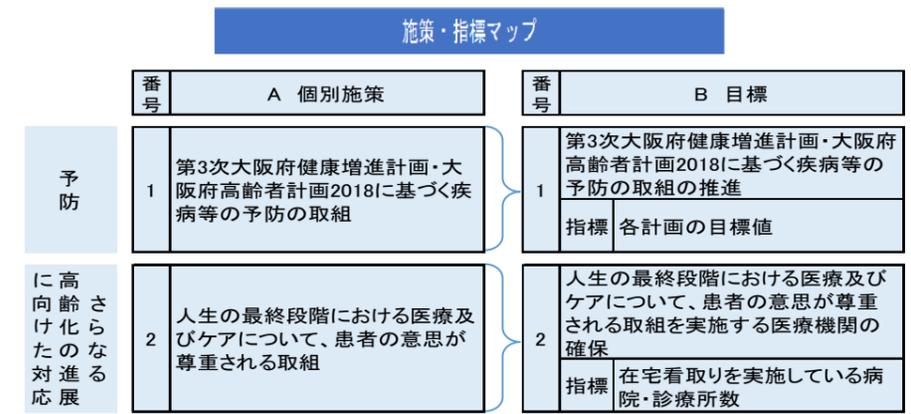
縦軸: 小児救急医療体制の確保、慢性疾患・障がい児への支援体制の整備、発生予防・児童虐待

現状・課題		- ◆小児死亡率は全国水準にありますが、引き続き、適切な小児医療体制の確立について検討していくことが重要です。 - ◆救急隊が応急処置や病院選定を行う現場滞在時間について、小児救急では96%が30分以内となっていますが、依然4%が30分を超えています。 - ◆増加する小児救急電話相談に対応するため、相談体制を拡充しています。 - ◆NICU(新生児特定集中治療室)や小児病棟等に長期入院する児童の在宅移行が進んでいるため、医療的ケア児等の在宅療養を支えるための地域医療体制の整備が必要です。 - ◆児童虐待相談件数が増える中、医療機関においては、児童虐待対応の組織的な体制がない場合があるため、院内体制の整備が必要です。									
事業概要(A 個別施策)		取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組(2018年度から2021年度までの取組)				中間評価年までの取組に対する評価			
								◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(11) △: 予定どおりでない(0) —: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
①	小児救急医療機関等と連携した体制の確保	1	小児救急患者の受入体制を確保するため、病院の協力を得ながら、二次小児救急医療機関数を確保します。	小児救急医療体制の確保充実に向け、2018年度には府内3か所の医療機関を小児救命救急センターに認定を行い、府内小児救急医療体制の確保に取組んだ。				○	引き続き、小児救急患者の受入体制を確保するため、二次小児救急医療機関数を確保する。	—	
2	小児救急の圏域外搬送等については、病院前活動と病院後活動の一体的な検証を行える体制をすべての二次医療圏で整えます。	・受入困難症例を受入れるために体制確保に取り組む医療機関に対する支援を行った。 ・2019年3月に設置した「大阪府における小児外傷救急医療体制に関する検討会」において、医師が保護者へ説明するための資料「子ども頭部3日誌」を大阪府ホームページに掲載し、初期救急医療体制の充実を図った。				○	小児救急医療を支援するため、二次救急当番病院の体制を維持する。	—			
3	小児救急電話相談の相談体制を確保し、府政だよりによる啓発等にさらに取組みます。	「府政だより」の他、啓発ポスターの作成や民間企業が管理するデジタルサイネージに掲載するなどの啓発に取組んだ。また、2020年10月から相談開始時間を1時間早め、開設時間の拡充を図った。				○	引き続き、府政だより等による啓発を行うとともに、小児救急電話相談体制を確保する。	相談時間の拡充。			
②	慢性疾患・障がい児への支援の充実	4	保健所における専門職による訪問指導や療育相談を引き続き実施し、疾患や療養についての学習会や交流会を充実します。	保健所において、専門職による訪問指導や療育相談等の相談支援事業や地域の実情に応じた学習会・交流会を実施する等、支援の充実を図った。				○	保健所における専門職による訪問指導や療育相談を引き続き実施し、疾患や療養についての学習会や交流会を充実する。	—	
5	上記の他、「大阪府難病児者支援対策会議」で把握した慢性疾患児童の現状と課題を踏まえ、地域の実情に応じた支援事業を展開します。	慢性疾患児及びその保護者に実施した療養生活調査結果をもとに、保健所で実施する自立支援事業についての検討を行った。				○	「大阪府難病児者支援対策会議」で把握した慢性疾患児童の現状と課題を踏まえ、地域の実情に応じた支援事業を展開する。	—			
③	医療的ケア児の在宅療養を支えるための取組みの促進	6	在宅療養が必要な医療的ケア児に対する日常的な診療や訪問診療等が地域で可能になるように、内科医等を対象に小児特有の医療技術の習得を目的とした研修を小児科医との同行訪問も含め実施します。	大阪府医師会に委託し、医師等医療職向けの小児在宅医療研修会等を実施する等、地域での小児在宅診療体制の確保を図った。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 2回 58人、2019年度 2回 88人 2020年度 2回 158人、2021年度 4回 250人(見込み) ※2020、2021はWeb研修				○	在宅療養が必要な医療的ケア児に対する日常的な診療や訪問診療等が地域で可能になるように、内科医等を対象に小児特有の医療技術の習得を目的とした研修等を実施する。	参加者拡大に向けた周知等。	
7	成人移行期の医療体制整備に向け、関係機関を対象に現状を調査します。	小児期医療機関、成人期医療機関双方に対する調査を通じ、現状や課題等を把握するとともに、移行期医療センターの取組みにより、移行期医療支援体制の整備を図った。				○	移行期支援センターの機能を維持・発展できるよう、センターと府が連携を強化し、引き続き、府内の移行期医療体制の構築を図る。	センター機能の拡充等について検討。			
8	地域における保健・医療・障がい福祉・保育・教育機関等による連携会議・症例検討・研修会等を実施し、ネットワーク(協議の場)の構築を進めます。	大阪府難病児者支援対策会議や保健所単位での会議等を開催し、関係機関間のネットワーク構築を図った。 【大阪府難病児者支援対策会議(事務局会議含む)開催回数】 2018年度 4回、2019年度 3回 2020年度 2回、2021年度 2回				○	地域における保健・医療・障がい福祉・保育・教育機関等による連携会議・症例検討・研修会等を実施し、ネットワーク(協議の場)の構築を進める。	—			

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(11) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要 事業実施にあたっての改善点	
④ 保健機関 における 児童虐待 発生予防 対策の充 実	9	母子保健事業や医療機関等関係機関からの連絡を通じて支援が必要と判断した子どもと保護者を、関係機関との連携のもと適切に支援します。	医療機関と保健機関の連携ツールである要養育支援者情報提供票を活用し、支援を実施した。	○	母子保健事業や医療機関等関係機関からの連絡を通じて支援が必要と判断した子どもと保護者を、関係機関との連携のもと適切に支援する。	—
	10	母子保健事業に携わる職種を対象とした研修を開催し、虐待に関する知識や対応技術のスキルアップを図ります。	保健師等を対象に児童虐待研修等を開催し、虐待に関する知識や対応技術のスキルアップを図った。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 6回 250人、2019年度 3回 251人 2020年度 4回 222人、2021年度 3回 200人(見込み)	○	母子保健事業に携わる職種を対象とした研修を開催し、虐待に関する知識や対応技術のスキルアップを図る。	—
⑤ 医療機関 における 児童虐待 対応の院 内整備の 推進	11	児童虐待の早期発見・支援につながるよう、全ての救急告示医療機関において児童虐待に対応する院内体制整備を促進します。	救急告示医療機関の認定要件化により、全ての救急告示医療機関において児童虐待に対応する院内体制を確保。また、府内2カ所の拠点病院(高槻病院、大阪母子医療センター)を設置し、救急告示医療機関等に対する相談対応、研修会、連絡会等を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 ・児童虐待防止医療ネットワーク事業(2018～2019年度) 2018年度 7回 565人、2019年度 4回 335人 ・児童虐待防止体制整備フォローアップ事業(2020年度～) 2020年度 2回 187人、2021年度 2回 190人(見込み)	○	救急告示医療機関が児童虐待対応に係る院内体制の実効性を高められるよう、拠点病院を中心にフォローアップを実施し、地域医療全体で児童虐待防止体制を整備する。	—

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他の医療体制第1節 高齢者医療						
担当課名	保健医療企画課(健康づくり課・介護支援課)						
参考(目標値)	〔「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く〕						
	分類 ○:目的 ◎:目標	指標	対象 年齢	計画策定時 値 出典	2021年度(中間評価年)の評価 値 調査年 出典 傾向	目標値に対する 到達度	目標値 2020年度 (中間年) 2023年度 (最終年)
(第1節) 高齢者医療	B	第3次大阪府健康増進計画・大阪府高齢者計画2018に基づく疾病等の予防の取組	-	第3次大阪府健康増進計画・大阪府高齢者計画2018で評価	405か所 2017年 厚生労働省「医療施設調査」	△	460か所 520か所
現状・課題	<p>◆健康寿命の延伸に向け、フレイル等の予防等、高齢者の特性に応じた総合的な施策が必要です。</p> <p>◆さらなる高齢化の進展を見据え、人生の最終段階における医療及びケアについて、医療関係者のみならず、患者及び家族への普及啓発が必要です。</p>						

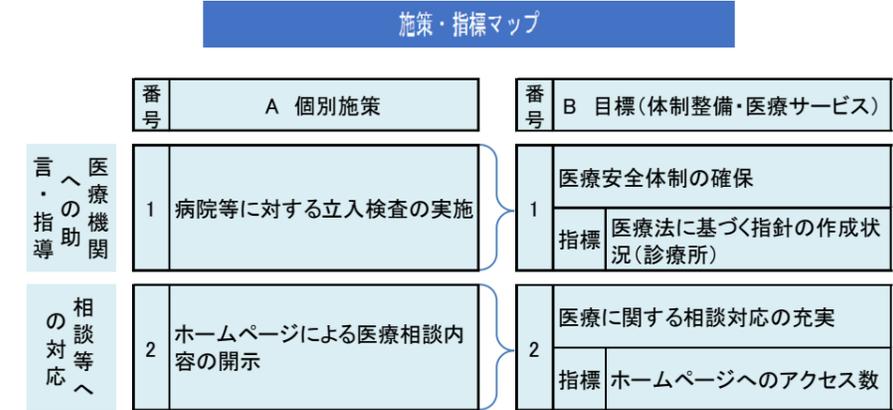


事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(2) ○: 概ね予定どおり(4) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 第3次大阪府健康増進計画・大阪府高齢者計画2018に基づく疾病等の予防の取組	1	フレイル等を未然に防ぎ、高齢者になっても健康的な生活を送ることができるよう、若いうちから栄養・食生活、運動等の生活習慣の改善に取組ます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「健活10」<ケンカツテン>を掲げ、生活習慣の改善に向け、府民の健康づくりの推進に取組んだ。 ・フレイルを予防するための取組として国立健康・栄養研究所や市町村と連携し、「働く世代からのフレイル予防プログラム」とツールを作成した。 ・特定健診や健康イベント等既存事業にフレイルチェックを実施し、市町村での横展開を行った。 <p>【働く世代からのフレイル予防の取組】</p> <p>2018年度 無記名式郵送調査1市対象10,000人、啓発3市、リーフレット作成 2019年度 無記名式郵送調査1市対象 8,000人、モデル実施2市、啓発2市、効果検証1市 2020年度 アスマイル調査回答 17,756人、プログラム完成、ツール作成、モデル実施1市 2021年度 アスマイル調査、ツール作成、モデル実施8市町、全健康サポート薬局で啓発</p>	○	働く世代からのフレイル予防プログラムの横展開及びフレイルの周知啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・得られたデータの利活用。 ・関係部局や関係機関との連携。 ・継続した取組に向けた手法の検討。
	2	高齢者が要介護・要支援状態となることの予防や要介護・要支援状態にある者の状態の改善や重度化の予防を目的として介護予防について、市町村における取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援に資する地域ケア会議を支援するアドバイザーの派遣や専門職の養成、生活機能改善等を目的とする短期集中予防サービスを通じた成功事例の創出等、市町村における効果的な介護予防ケアマネジメント推進を支援した。2020年度、府内全市町村で自立支援に資する地域ケア会議を開催し、多職種協働のネットワークを構築した。 <p>【介護予防ケアマネジメント推進への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣 2018年度 61回、2019年度 77回、2020年度 34回、2021年度 66回(見込み) ・専門職の養成 2018年度 758名、2019年度 512名、2020年度 419名、2021年度 658名(見込み) ・事業所向け短期集中予防サービスガイドブック作成(2018年度) ・重点支援3市支援(2019~2020年度) ・重点支援4市町支援(2021年度) 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・短期集中予防サービスの効果的な実施に向け、「訪問アセスメント事業」による介護予防ケアマネジメントの推進をめざす市町村に対して、各市町の状況に応じた重点支援を実施する(4市町)。 ・介護予防ケアマネジメントの効果的な実施に向け、リハビリ専門職対象「生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール(入門・実践コース)」を実施。入門コース修了者を、重点支援市町等へ派遣する。 	重点支援市町における短期集中予防サービスを効果的に実施できるよう支援。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(2) ○: 概ね予定どおり(4) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要 事業実施にあたっての改善点	
② 人生の最終段階における医療及びケアについて患者の意思が尊重される取組	3	地域の拠点となる病院から診療所への情報提供を効率的に行うICT活用等を支援し、診療所と病院における医療機関連携の充実を図ります。 ※「第5章在宅医療 取組番号12と同じ」	円滑な在宅移行に向け、病院－診療所間で患者情報を共有するICTシステムの活用を支援し、病診連携を促進した。 【補助機関数】 2018年度 0機関、2019年度 2機関 2020年度 7機関、2021年度 1機関(見込み)	○	円滑な在宅移行に向け、引き続き、病院－診療所間で患者情報を共有するICTシステムの活用を支援し、病診連携を促進する。	・ICTシステムを活用したネットワークの実態調査を実施。 ・今後、調査結果を踏まえ、既存ネットワークの活用等を検討。
	4	かかりつけ医(診療所または病院)について府民への普及啓発を行います。	・関係者と協議の上、府民向け「上手に医療を受けるため」のパンフレットを作成し、府内病院や地域包括支援センター、保健所等に61,650部送付、開架を依頼するとともにホームページに掲載し、府民が適切に医療機関(かかりつけ医を持つ等)を受診できるよう、普及啓発を実施した(追加希望が9190部あり、別途送付)。 ・もしものときの備え、自分が大切にしていることや、どこで、どのような医療・ケアを望むのかを前もって考え、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組「アドバンス・ケア・プランニング(愛称:人生会議)」において、かかりつけ医と話し合うよう普及啓発を実施した。 【パンフレット配布数】 2020年度 23,745枚、2021年度 15,000枚(見込み) 【ポスター配布数】 2021年度 9,733枚(見込み)	○	・ホームページ掲載や関係機関等での配架等により、普及啓発を実施する。 ・引き続き、人生会議において、かかりつけ医と話し合うよう、普及啓発を実施する。	効果的な啓発方法や媒体等について検討。
② 人生の最終段階における医療及びケアについて患者の意思が尊重される取組	5	在宅医療を提供するにあたり、本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、医療従事者の理解促進を図ります。 ※前半は「第5章在宅医療 取組番号20と同じ」	・患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援した。 【補助機関数、研修参加者数】 2018年度 22機関 3,066人、2019年度 25機関 2,999人 2020年度 9機関 984人、2021年度 16機関 1,950人(見込み) ・上記の当初計画していた取組に加え、医療・ケア従事者が本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、「看護職のためのACP支援マニュアル」の作成を支援するとともに、同マニュアルを活用したACP支援専門人材の育成を支援した。 【研修開催回数、参加者数】 2021年度 2回(専門人材研修 151名、管理者向け研修 430名)	◎	医療・ケア従事者が本人・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、引き続き、ACP支援専門人材の育成並びに医療職等を対象とした在宅医療の理解促進を図る研修会の実施を支援する。	ACP支援専門人材を地域の講演会講師等として活用。
	6	人生の最終段階における医療及びケアについて、適切に選択できるよう、本人及び家族への普及啓発を行います。	・上記②-5の取組に加え、人生会議について、関係団体等の意見を聴取し、パンフレット「だから今、人生会議」を作成するとともに、映画「いのちの停車場」とタイアップポスターを作成し、府内の医療機関、地域包括支援センター、市町村、保健所等に配布するなど、広く普及啓発を実施した。 【パンフレット配布数】 2020年度 23,745枚、2021年度 15,000枚(見込み) 【ポスター配布数】 2021年度 9,733枚(見込み) ・府民が人生会議について理解し、人生会議を始めるきっかけになるよう、医療現場でよくある身近な事例を参考に、アニメーション手法による啓発動画を制作した。また、活用について周知した。 【普及啓発内容(2021年度)】 ・動画を大阪府公式YouTube等で公開 ・周知用フライヤー配布 15,000枚(見込み)、ポスター900枚 ・配布先は関係団体及び関係機関	◎	引き続き、人生会議について、関係団体や市町村等と連携し、普及啓発を図る。	人生会議を府民にわかりやすく伝えるため、アニメ動画や漫画を活用。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他の医療体制第2節 医療安全対策											
担当課名	保健医療企画課											
参考(目標値)	〔「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く〕											
	分類 B:目標 C:現状	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値	
				値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)
(第2節) 医療安全対策	B	医療法に基づく指針の作成状況(診療所)	-	診療所50% (2015年度)	大阪府 「保健医療企画課調べ」	診療所60.9%	2020年度	大阪府 「保健医療企画課調べ」	△	△	70%	100%
	B	ホームページへのアクセス数	-	新規(2018年度分を 2019年4月に把握予定)	大阪府 「保健医療企画課調べ」	1,644	2020年	大阪府 「保健医療企画課調べ」	△	○	増加	増加
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療機関は、医療法に定める指針の策定が必要です。 ◆保健所は、医療機関に対し、定期的に立ち入り検査を行う等、医療安全対策の状況を確認し、助言・指導を行う必要があります。 ◆年々増加傾向にある患者・家族等からの医療相談に対応するため、相談担当職員に対し毎年継続した研修が必要です。 											



事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(7) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 病院等に対する立ち入り検査の実施	1	立入検査においては、院内感染対策や医薬品・医療機器の安全管理等、医療安全対策の確保に向け引き続き助言・指導を行います。	保健所による定例の立入検査で実施した。 (※2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施)	○	定例の立入検査において、助言・指導を行う。	-
	2	医療事故の再発防止の為に、医療事故調査制度を周知します。	医療安全対策指導者講習会で周知した。 【講習会受講者数】 2018年度 202人、2019年度 171人 2020年度 160人、2021年度 125人	○	医療安全対策指導者講習会を開催し、参加者に対して周知していく。	効果的な周知の手法を検討。
	3	無床診療所における医療安全対策の指針の策定については、大阪府医師会と連携して、啓発します。	医療安全指針の策定について、指針策定に関する通知文を作成し、大阪府医師会、大阪府歯科医師会を通じて配布、啓発した(2018年度)。	○	大阪府医師会、大阪府歯科医師会と連携した啓発を行う。	効果的な周知の時期、手法を検討。
	4	医療安全対策を推進する中心的な指導者育成支援のための研修を引き続き実施し、より多くの病院、診療所からの研修者が参加するよう研修受講を働きかけます。	大阪府医師会に委託し、医療安全対策指導者講習会を実施した(3年間の実施日数21日間)。	○	医療安全対策指導者講習会を引き続き実施し、より多くの病院、診療所からの研修者が参加するよう研修受講を働きかける。	効果的な研修の実施手法を検討。
② ホームページによる医療相談内容の開示	5	府民の自己判断・自己解決を支援するため、問い合わせの頻度が高い相談及びその回答について、時間や場所を問わずアクセスできるホームページ上への積極的な公表に取組みます。	ホームページにて府民向けの事例を掲載した。	○	ホームページに府民向け事例の掲載を行っていく。	効果的な府民向けホームページの掲載方法を検討。
	6	相談員や保健所担当職員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施します。	相談員及び担当者向け研修を実施した。 【研修参加者数】 2018年度 2回 35人、2019年度 1回 23人 2020年度 中止、2021年度 1回 書面開催	○	相談員向け及び担当者向け研修を実施する。	効果的な研修の実施手法(実施回数、オンラインの活用等)を検討。
	7	医療関係団体とも連携し、府域における問合せに応じた効率的、効果的な相談体制の構築をめざした取組を進めます。	相談事例の内容、周知方法等の考え方を整理し、医療相談等連絡協議会で検討した。	○	相談事例の内容、周知方法等の考え方を整理し、医療相談等連絡協議会で検討していく。	協議会での検討事項における内容を整理。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名 第7章その他の医療体制第3節 感染症対策		担当課名 感染症対策企画課		参考(目標値) 「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く		施策・指標マップ 																																																																		
現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ◆国や保健所設置市、市町村、医療機関、(地独)大阪健康安全基盤研究所等との連携のもと感染予防やまん延防止、医療体制の確保に向けた取組を推進する必要があります。 ◆結核対策については、患者の早期発見を目的とした対策の強化を図るとともに、医療体制の確保や有症状時には早期に受診する等の正しい知識の普及啓発等に取組んでいく必要があります。 ◆HIV感染症・エイズについては、正しい知識の普及や相談・検査体制、医療体制の確保に取組んでいくことが重要です。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類 B:目標 C:目的</th> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">対象 年齢</th> <th colspan="2">計画策定時</th> <th colspan="4">2021年度(中間評価年)の評価</th> <th rowspan="2">目標値に対する 到達度</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>値</th> <th>出典</th> <th>値</th> <th>調査年</th> <th>出典</th> <th>傾向</th> <th>2020年度 (中間年)</th> <th>2023年度 (最終年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(第3節) 感染症対策</td> <td>B</td> <td>感染症指定医療機関に係る病床の確保</td> <td>—</td> <td>第一種4床/第二種72床 (2017年)</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>第一種4床/第二種72床</td> <td>2021年</td> <td>大阪府 「感染症対策企画課調べ」</td> <td>—</td> <td>◎</td> <td>第一種4床 第二種72床</td> <td>第一種4床 第二種72床</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>DOTS実施率</td> <td>—</td> <td>98.2%(2015年度)</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>99.0%</td> <td>2020年</td> <td>大阪府 「感染症対策企画課調べ」</td> <td>↗</td> <td>◎</td> <td>95%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>AIDS/感染者新規報告比率</td> <td>—</td> <td>25.5%(2016年)</td> <td>大阪府 「医療対策課調べ」</td> <td>21.2%</td> <td>2020年</td> <td>大阪府 「感染症対策企画課調べ」</td> <td>↘</td> <td>◎</td> <td>25%前後</td> <td>25%前後</td> </tr> </tbody> </table>		分類 B:目標 C:目的	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値		値	出典	値	調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	(第3節) 感染症対策	B	感染症指定医療機関に係る病床の確保	—	第一種4床/第二種72床 (2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	第一種4床/第二種72床	2021年	大阪府 「感染症対策企画課調べ」	—	◎	第一種4床 第二種72床	第一種4床 第二種72床	B	DOTS実施率	—	98.2%(2015年度)	大阪府 「医療対策課調べ」	99.0%	2020年	大阪府 「感染症対策企画課調べ」	↗	◎	95%以上	95%以上	B	AIDS/感染者新規報告比率	—	25.5%(2016年)	大阪府 「医療対策課調べ」	21.2%	2020年	大阪府 「感染症対策企画課調べ」	↘	◎	25%前後	25%前後	事業概要 (A 個別施策) 取組番号		医療計画に記載された個別施策の詳細		中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)		中間評価年までの取組に対する評価 ◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(6) △: 予定どおりでない(1) —: 未実施(0)		最終年度までの取組の概要		事業実施にあたっての改善点	
分類 B:目標 C:目的	指標	対象 年齢	計画策定時				2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値																																																												
			値	出典	値	調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)																																																														
(第3節) 感染症対策	B	感染症指定医療機関に係る病床の確保	—	第一種4床/第二種72床 (2017年)	大阪府 「医療対策課調べ」	第一種4床/第二種72床	2021年	大阪府 「感染症対策企画課調べ」	—	◎	第一種4床 第二種72床	第一種4床 第二種72床																																																												
	B	DOTS実施率	—	98.2%(2015年度)	大阪府 「医療対策課調べ」	99.0%	2020年	大阪府 「感染症対策企画課調べ」	↗	◎	95%以上	95%以上																																																												
	B	AIDS/感染者新規報告比率	—	25.5%(2016年)	大阪府 「医療対策課調べ」	21.2%	2020年	大阪府 「感染症対策企画課調べ」	↘	◎	25%前後	25%前後																																																												
① 感染症全般への取組の推進		1 感染症の流行が憂慮された場合には厚生労働省、保健所設置市、市町村、医療機関等と連携し、対策を行います。また、感染症の予防やまん延防止に向けて、大阪府感染症情報センターや大阪府ホームページ等を通じた正しい知識の普及啓発等情報発信に努めるとともに、研修や訓練の実施等、感染症の発生に備えます。		・麻しん、インフルエンザ等の患者数増加時、感染症情報センターの情報により、報道提供やホームページ、facebook等による情報発信をした。 ・環境農林水産部と鳥インフルエンザが府内養鶏場で発生した場合の対応について研修を実施した。 【研修会開催回数】 2018年度 2回、2019年度 1回 (※2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症対応のため休止) ・保健所職員を対象として、感染症についての研修、蚊媒介感染症発生時対応の研修を実施した。		○		・麻しん、インフルエンザ等の患者数増加時、感染症情報センターの情報により、報道提供やホームページ、facebook等による情報発信をする。 ・環境農林水産部と鳥インフルエンザが府内養鶏場で発生した場合の対応について研修を実施する。 ・保健所職員を対象として、感染症についての研修、蚊媒介感染症発生時対応の研修を実施する。 ・政令・中核市と感染症担当者会議を行い、感染症業務の課題や発生時の対応について情報共有する。 ・感染症に関する啓発を府と包括連携協定を締結している企業と連携して実施する。		・訓練や研修については、これまでの課題を踏まえた改善。 ・政令・中核市との感染症担当者会議については、主体を輪番制にするなどの継続可能な運用方法の検討。																																																														
		2 「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、医療機関に対する設備整備等、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を講じます。		・新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、人工呼吸器及びPPE(個人防護具)の購入にかかる補助を実施した。 ・医療従事者を対象とした研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 1回123人、2019年度 1回116人 2020年度 1回(動画配信による研修)、2021年度 1回(動画配信による研修) ・市町村、幼稚園、小学校、その他関係機関に対してチラシ・リーフレットを配布した。 ・インターネット広報媒体「府チャンネル」において啓発を実施した。		○		・新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、人工呼吸器及びPPE(個人防護具)の購入にかかる補助を実施する。 ・医療従事者を対象とした研修会を実施する。 ・市町村、幼稚園、小学校、その他関係機関に対してチラシ・リーフレットを配布する。 ・インターネット広報媒体「府チャンネル」において啓発を実施する。		・新型インフルエンザ患者入院医療機関への周知の徹底。 ・研修会にかかる新たな議題検討。																																																														
		3 予防接種事業や予防接種後の健康状況調査事業等、「予防接種法」に基づき市町村が実施する予防接種健康被害者への救済事業に対して補助するとともに、予防接種に関する意見・提言を国に行います。また、感染症の発生や流行を阻止するため、予防接種センター事業の実施等を通じて予防接種に係る取組を推進します。		・予防接種後の健康状況調査を実施した。 ・市町村が実施する予防接種健康被害者に対する救済事業の費用を負担した。 ・おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)及び骨髄移植等により免疫が失われた方の再接種に係る定期接種化を国へ要望した。 ・予防接種センター事業を通じて予防接種要注者等への対応を実施した。 ・風しん対策について、抗体検査及び予防接種事業を毎年実施するとともに、受検率向上のため、デジタルサイネージやFacebookを活用し府民へ周知した。また、抗体検査については2019年度から実施機関を保健所から医療機関に変更するとともに、2021年1月からは府管内及び吹田市の住民に対して大阪市内の医療機関で受検できる体制を整備した。 ・骨髄移植等により免疫を失われた方に対する定期接種の再接種について、補助を実施した。		○		・おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)及び骨髄移植等により免疫が失われた方の再接種に係る定期接種化について、実現に至るまで要望を継続する。 ・風しん対策について、国の第5期事業は、当初目標が達成困難な状況であり、引き続き抗体保有率を上げるため3年間の事業継続が決定。府においても、妊娠を希望する方への抗体検査及び予防接種事業を継続し、府民への啓発等、受検数増加に取組む。		風しん抗体検査事業について、更なる受検率向上に向けた取組の検討。																																																														

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(6) △: 予定どおりでない(1) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
①	感染症全般への取組の推進	4	<p>感染症指定医療機関をはじめ、感染症患者に対して良質かつ適切な医療の提供がなされるよう体制を整備します。</p> <p>新型インフルエンザやエボラ出血熱患者が発生したと想定し、府、感染症指定医療機関及び政令市中核市等と訓練を実施した。 【訓練:実施回数】 2018年度 5回、2019年度 3回 (※2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症対応のため休止)</p>	○	<p>新型インフルエンザやエボラ出血熱患者が発生したと想定し、府、感染症指定医療機関及び政令市中核市等と訓練を実施する。</p>	<p>政令・中核市感染症担当者会議などでの訓練の共有や課題整理。</p>
②	結核対策の推進	5	<p>感染症法に基づく接触者に対する健康診断、患者管理検診等、結核患者の早期発見を目的として対策の強化を図るとともに、医療体制の確保や結核に関する正しい知識の普及啓発、結核予防従事者の育成研修、DOTS事業等を推進します。</p> <p>・感染連鎖を防ぐ上で非常に重要となる接触者健康診断及び患者管理検診を実施。 ・結核診断に係る知識の向上や喀痰検査の重要性を啓発するため、医療従事者を対象に研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 2回 1,119人、2019年度 2回 1,252人 (※2020年度、2021年度は新型コロナのため未実施) ・2021年度は、近畿地区の自治体、医療機関が多数参加し、Webによる結核予防技術者地区別講習会を実施した。 ・DOTS事業については継続的に実施した。</p>	○	<p>・接触者健康診断及び患者管理検診、DOTS事業や医療従事者、府民等への啓発、結核予防技術者の育成研修を引き続き実施する。 ・外国人患者への対策を推進する。</p>	<p>外国人の検診受診率向上のための対策を検討。</p>
		6	<p>結核は政策医療として位置づけられていることから、公的医療機関が中心となり、民間医療機関とも連携しながら、結核患者数を勘案した地域バランスやそれぞれの専門性を考慮し、医療機関相互の診療体制や病床を確保するように医療機関に働きかけます。</p> <p>国に対し、結核病床の維持について有効な対策を要望した。</p>	△	<p>・国に対し、結核病床の維持について有効な対策を引き続き要望する。 ・府内結核病院に対しては、結核診療体制の維持について協力を依頼する。</p>	<p>効率的な病床運用について、結核対策部会等で検討。</p>
③	HIV感染症・エイズ対策の推進	7	<p>・養護教諭、高齢者施設職員、府保健所保健師等向け研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 7回 329人、2019年度 7回 401人、2021年度 5回 65人(2月末現在) (※2020年度は、新型コロナのため一部未実施) ・市町村を通して、成人式において啓発資材を配付した。 ・府内32か所の保健所・保健センター(保健所設置市を含む)において、即日検査または通常検査を実施した。 ・大阪検査相談・啓発・支援センター(chot CAST)において検査を実施した。2020年度からは一部の実施日を除き即日検査とし、2021年度からは受検者の利便性向上のため、Webによる予約(日本語版・英語版)を開始した。 ・「男性同性愛者向けHIV等検査・相談事業」(大阪府クリニック検査事業)を実施した(2019年度から受検者負担を無料化)。 ・府医師会への委託により、エイズ治療拠点病院との連絡会議及び医療従事者向け研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 1回 46人、2019年度 1回 56人、 2021年度 1回 (Web開催で、視聴人数不明) (※2020年度は新型コロナのため未実施) ・府歯科医師会との連携により、歯科診療所従事者向け研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 1回 109人、2019年度 1回 82人 2021年度 1回 48人 (※2020年度は新型コロナのため未実施)</p> <p>正しい知識の普及や相談・検査体制、医療体制の確保に取組めます。</p>	○	<p>・正しい知識の普及啓発や相談・検査体制、医療体制の拡充に関する取組を引き続き実施する。 ・介護サービス事業者向け啓発事業を継続・促進する。 ・受入可能な医療機関(一般診療や人工透析、歯科診療)の偏在解消のため、エイズ治療拠点病院及び府医師会・府歯科医師会との連携事業を継続する。 ・外国人が受検しやすい体制づくりを検討する。</p>	<p>・受検者数を増やすための「chot CAST」の通常検査体制の見直し。 ・大阪府クリニック検査事業の協力診療所の拡大に向けた取組の検討。 ・外国人向けの啓発資材等の検討。</p>

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他の医療体制第4節 臓器移植対策											
担当課名	地域保健課											
参考(目標値)	〔「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く〕											
分類 区分 目的	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値		
			値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	
(第4節) 臓器移植対策	B	臓器提供の意思表示率	—	19.1%(2016年度)	大阪府「大阪府臓器移植推進 月間街頭アンケート結果」	22.0%	2019年10月	大阪府 「地域保健課調べ」	↗	○	増加	増加
	B	院内移植コーディネーター設置医療機関数 (脳死下臓器提供可能施設)	—	19施設(2016年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	23施設	2021年度	大阪府 「地域保健課調べ」	↗	△	25施設	31施設
	B	院内移植コーディネーター届出者数 (脳死下臓器提供可能施設)	—	95人(2016年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	132人	2021年度	大阪府 「地域保健課調べ」	↗	◎	101人	107人
現状・課題	◆臓器移植希望者に対して臓器提供件数は、依然として大きく不足している状況にあり、引き続き、府民に対する臓器移植に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。											



事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
① 意思表示 カード配 布活動の 推進と普 及啓発活 動	1	臓器移植推進月間(毎年10月)を中心に、街頭キャンペーン等の普及啓発活動を関係機関と連携して行い、臓器移植への正しい理解を深める取組を行います。	街頭啓発事業を以下のとおり実施した。 ・イベント会場(堺まつり、すみよし区民まつり)でリーフレット・意思表示カード等配布した。 【配布数】 2018年度 6,000部、2019年度 5,900部 (※2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染防止のため未実施) ・「グリーンライトアッププロジェクト」を実施した。 【実施数】 2018年度 2カ所、2019年度 5カ所、2020年度 2カ所、2021年度 3カ所	○	臓器移植への正しい理解を深めるための取組として、街頭キャンペーン等の普及啓発活動を関係機関と連携して実施する。	新たな街頭キャンペーン実施個所の掘り起こし(大学祭等)。
	2	引き続き、府ホームページや府広報媒体を利用した普及啓発に努めます。	・府ホームページでの啓発、府政だより(10月号:臓器移植普及推進月間)による啓発をした。 ・日本臓器移植ネットワーク作成の啓発ポスターの配布をした(市町村、関係機関)。 ・府公式Twitterによる啓発をした。	○	府ホームページや府広報媒体を利用した普及啓発をする。	府ホームページの更なる充実。
	3	臓器移植提供意思表示カードの設置個所を増加させ、普及に努めます。	大阪府臓器移植コーディネーターが医療機関をはじめとする関係機関を訪問し設置依頼を行った。	○	様々な機関(公共施設、医療機関等)やイベント会場において臓器移植提供意思表示カードを設置、配布する。	更なる設置場所の開拓。
	4	健康保険証や運転免許証に臓器提供の意思表示欄があることやインターネットによる臓器提供意思登録制度等臓器提供の意思表示方法について周知を図り意思表示率の向上につなげます。	上記、街頭啓発事業や府ホームページなどでの啓発を実施した。	○	臓器提供意思登録制度等、臓器提供の意思表示方法について更なる周知を図る。	効果的な啓発事業の検討及び啓発事業実施個所の掘り起こし。
② 大阪府臓器移植コーディネーターによる普及啓発活動及び協力要請	5	大阪府臓器移植コーディネーターによる、定期的な巡回を通して医療機関に対する普及啓発及び院内体制整備への働きかけを行い、院内移植コーディネーターの設置病院数及び臓器移植コーディネーター届出者が増加するよう努めます。	大阪府臓器移植コーディネーターが医療機関を訪問し設置依頼を行った(5件)。	○	大阪府臓器移植コーディネーターによる定期的な巡回を通して、医療機関に対する普及啓発及び院内体制整備への働きかけを行い、院内移植コーディネーターの設置病院数及び臓器移植コーディネーター届出者の増加に努める。	届出人数増だが届出施設数横ばいのため、新規設置施設の増加。
③ 習熟度別院内移植コーディネーター研修の実施	6	習熟度別研修会を年間、2回以上実施し、院内移植コーディネーターの資質の向上を図ります。	院内移植コーディネーター研修を実施した。 【研修会開催回数】 2018年度 2回、2019年度 2回、2020年度 2回 (※2021年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止) (府直営・腎臓バンク委託事業)	○	院内移植コーディネーターの資質の向上を目的に、習熟度別研修会を実施する。	参加者数増をめざし、事業計画の早期策定、実施周知期間の拡大、研修内容の精査。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名 第7章その他の医療体制第5節 骨髄移植対策		担当課名 地域保健課		参考(目標値) (「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く)		<div style="text-align: center;"> 施策・指標マップ </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">番号</td> <td style="width: 60%;">A 個別施策</td> <td style="width: 15%;">番号</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">B 目標(体制整備・医療サービス)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ドナー確保の推進に向けた</td> <td>1</td> <td>ドナー登録受付体制の充実</td> <td rowspan="2">1</td> <td colspan="2">ドナー登録者数の増加</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>骨髄移植についての普及啓発事業の推進</td> <td colspan="2">ドナー登録者数</td> </tr> </table>							番号	A 個別施策	番号		B 目標(体制整備・医療サービス)	ドナー確保の推進に向けた	1	ドナー登録受付体制の充実	1	ドナー登録者数の増加		2	骨髄移植についての普及啓発事業の推進	ドナー登録者数	
	番号	A 個別施策	番号		B 目標(体制整備・医療サービス)																						
ドナー確保の推進に向けた	1	ドナー登録受付体制の充実	1	ドナー登録者数の増加																							
	2	骨髄移植についての普及啓発事業の推進		ドナー登録者数																							
現状・課題 ◆骨髄移植を望む患者を救済するためには、さらに多くのドナーを確保する必要があります。																											
事業概要 (A 個別施策)		取組番号		医療計画に記載された個別施策の詳細		中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)		中間評価年までの取組に対する評価																			
								◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(4) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)		最終年度までの取組の概要		事業実施にあたっての改善点															
① ドナー登録受付体制の充実		1		引き続き、大阪府保健所(池田・寝屋川・四條畷・富田林の4保健所)にドナー登録受付窓口を開設し、その周知を図ります。		・骨髄ドナーの登録受付をし、検査に必要な血液採取を実施した。 ・2019年4月1日寝屋川市中核市移行に伴い、寝屋川保健所に代わり和泉保健所においてドナー登録受付を開始した(2019年度)。 ・大阪府10保健所、府内市町村、府内10情報プラザにて啓発ポスター、リーフレット等を配布した(2019年度～)。		○		骨髄ドナー登録への更なる周知を図る。		骨髄ドナー登録者数の内、府保健所における登録者の割合が比較的低いため、保健所登録受付窓口の周知を強化。															
		2		NPO法人関西骨髄バンク推進協会や日本赤十字社と連携・協力し、府内主要ターミナルや大学等でドナー登録会を実施するとともに休日ドナー登録会や献血併行型ドナー登録会を実施します。		大阪府内のイベント会場などでボランティア団体等の協力を得ながら、ドナー登録会(NPO法人関西骨髄バンク推進協会へ委託)の実施(年20回)。 【ドナー登録会参加者数】 2018年度 237人、2019年 322人、2020年度 243人、2021年度 361人		○		関係団体と連携・協力し、様々な場所においてドナー登録会を実施する。		骨髄ドナー登録の機会を増やし、ドナー登録の更なる周知。															
② 骨髄移植についての普及啓発事業の推進		3		関係団体と連携し、骨髄バンク推進月間(毎年10月)を中心に街頭キャンペーンやポスターの掲示等骨髄移植への正しい理解とドナー登録について普及啓発に努めます。		・骨髄移植推進月間に関係団体等と連携し、街頭での普及啓発キャンペーンを2回実施した(「骨髄バンクリーフレット」を2018年度 6,000部、2019年度 5,900部配布)。 ・「骨髄バンクリーフレット」配架した(2018年度 府内10カ所情報プラザ300部配架。2019年度以降コロナ禍の影響で未実施)。 ・公立高校3年生全員へ「骨髄ドナー登録チラシ」を配布した(2018年度 43,701部、2019年度 44,557部配布。2020年度 未実施、2021年度 未実施)。 ・公立高校に「ドナー経験者の語りべ派遣チラシ」配布した。 ・関係機関と連携し、「ドナー登録説明員養成研修」を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 7人 ※2019年度以降コロナ禍の影響で未実施。 ・関係機関と連携し、大阪府立大学の学生を対象に勉強会を実施した(2018年度、2019年度)。 ・関係機関と連携し、立命館大学「AsiaWeek2019」で普及啓発活動を実施した(2019年度)。 ・株式会社ハークスレイ本社設置のデジタルサイネージ「HOKKA VISHIN」を利用した普及啓発した(2021年度)。 ・府ホームページや府政だより10月号(骨髄バンク推進月間の10月に合わせて)による啓発を行った。		○		関係団体と連携し、骨髄バンク推進月間(毎年10月)を中心に街頭キャンペーンやポスターの掲示等骨髄移植への正しい理解とドナー登録について普及啓発に努める。		若年層のドナー登録者数確保に向けた、普及啓発などの取組の充実。															
		4		「骨髄ドナー特別休暇制度」の民間企業への普及・拡大に向け、事業主等に対して働きかける等普及啓発の取組を進めます。		・部単独国家要望において、「骨髄ドナー特別休暇制度」の促進及び普及拡大、ドナーの休業制度の創設等を国に要望した(2018年度～)。 ・事業主等への「骨髄ドナー特別休暇制度」の普及啓発を行った(2018年度、2019年度)。リーフレットを作成し、商工会議所・企業向けセミナー等で配布した(2018年度 約1,800部配布)。就業促進課のメルマガ登録企業(約4,000社)等に対して、ドナー休暇の導入について協力を依頼した(2018年度)。		○		骨髄ドナー特別休暇制度の促進のため、企業への働きかけ等、制度の普及啓発の取組を進める。		事業主他関係各所に対する、制度の更なる周知															

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他の医療体制第6節 難病対策											
担当課名	地域保健課											
参考(目標値)	〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く)											
(第6節) 難病対策	分類	指標	対象年齢	計画策定時				2021年度(中間評価年)の評価	目標値に対する到達度	目標値		
	目標			値	出典	値	調査年			出典	傾向	2020年度(中間年)
	B	府民向け講習会参加者の理解度	-	新規	大阪府「地域保健課調べ」	91.3%	2019年度	大阪府「地域保健課調べ」	-	-	増加	増加
	B	府ホームページのアカウント数	-	新規	大阪府「地域保健課調べ」	27,392	2020年度	府ホームページアカウント数	-	-	増加	増加
	B	地域のネットワーク会議の開催数	-	29回(2017年度)	大阪府「地域保健課調べ」	8回	2019年度	大阪府「地域保健課調べ」	△	△	増加	増加
	B	難病対策基本方針に基づく難病診療連携拠点病院の設置状況	-	0か所(2017年度)	大阪府「地域保健課調べ」	12か所	2018年度	大阪府「地域保健課調べ」	△	△	1か所	1か所
B	多様な職種に対応した研修会参加者の理解度	-	新規	大阪府「地域保健課調べ」	91.3%	2019年度	大阪府「地域保健課調べ」	-	-	増加	増加	
現状・課題	<p>◆医療費助成の対象となる疾病の増加や、近年の高齢社会、医療の進歩等の影響で、受給者数が増加傾向にあります。</p> <p>◆難病患者の社会参加促進や多様化するニーズに対応するためには、難病患者だけでなく、社会全体が難病に関する正しい知識と理解をもつことが必要です。</p> <p>◆難病患者や家族に対して十分な支援が行えるよう医療体制や療養生活支援体制の整備が必要です。</p>											

施策・指標マップ



事業概要(A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組(2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
①	府民向け講演会の開催	1 関係機関とも連携し、難病に関する講演会を年10回以上開催し、府民の理解促進を図ります。また研修の参加者数が毎年500人以上になることをめざします。	難病に関する講演会を実施した。 【講演会開催回数、参加者数】 2018年度 16回 642人、2019年度 12回 492人 2020年度 2回 131人、2021年度 2回 77人(2022年1月31日時点) (※2020、2021年度は、新型コロナ感染症流行拡大のため、実施保健所減少)	○	関係機関とも連携し、難病に関する講演会を年10回以上開催する。(年参加者数が毎年500人以上)	新型コロナウイルス感染症流行状況を鑑み、WEB開催も可能とする。
②	ホームページや府広報媒体を利用した情報発信	2 国の難病対策の動きに合わせて、府ホームページや広報媒体を利用した情報発信に取組みます。	2019年4月～難病に関する情報を集約したHP「大阪府難病ポータルサイト」を開設した。 【ホームページアカウント数】 2019年度 9,027回、2020年度 27,392回、2021年度(12月末まで) 20,127回 「ポータルサイト」の周知チラシを作成し、難病患者等に保健所等を通じて周知した。	○	国の難病対策の動きにあわせた大阪府の取組み状況について、ホームページを適宜修正し、関係機関等にリアルタイムな情報提供を行う。	難病講演会等あらゆる場面で、周知し、利用を促す。
		3 医療費助成制度や難病療養生活の支援と関連施策について、ホームページ等の府広報媒体を活用し、わかりやすく、役立つ情報の発信に努めます。	2019年4月～HP「大阪府難病ポータルサイト」に難病患者に役立つ災害啓発チラシや難病患者の理解を深めるため雇用主等を対象とした就労支援についてリーフレットを掲載し、啓発に努めた。	○	継続した情報発信とともに関連団体へのリンクや制度更新、府民向け講演会情報等について、リアルタイムな情報提供を行う。	患者会等の活動内容を確認。
③	療養生活支援体制の強化	4 大阪難病相談支援センターと連携して、患者に必要な情報を的確に把握し、発信に努めます。	・大阪難病相談支援センターは、2021年4月に大阪府こころの健康総合センターに移転し、ホームページもリニューアルされた。 ・大阪難病相談支援センター主催で患者・家族対象の講演会、交流会を開催した。 【交流会開催回数、参加者数】 2018年度 55回 1,376人、2019年度 27回 697人 2020年度 17回 295人、2021年度 5回 133人(2022年1月31日時点)	○	・センター独自のホームページを充実する。 ・患者家族講演会・交流会の情報発信をする(「大阪府難病ポータルサイト」への掲載)。	事業実施にあたっては、周知時期を早める。 難病医療情報センターとの連携。
		5 大阪難病相談支援センター、大阪難病医療情報センターの相談体制の機能強化を図るため、両センター職員の各種研修等への参加を通じて、相談支援の専門性の向上を図ります。	国主催の研修会や会議、難病に関する学会へ大阪難病相談支援センター及び大阪難病医療情報センター職員が参加した。	○	定期的な協議の中で、参加した研修内容の情報を共有し、両センター事業内容の検討を継続する。	情報共有を通じ、相談支援における専門性向上の必要性を再認識し、検討。
		6 療養実態の把握を行い患者等のニーズに応じた「大阪府保健所における難病対策事業ガイドライン・難病患者支援マニュアル」となるよう、見直しを行い、府保健所による支援を強化します。	・難病患者と対象とした「療養生活環境調査」(2018年度)を実施した。 調査結果より、2019年4月「大阪府保健所における難病対策事業・難病患者支援マニュアル」を改訂した。 ・2020年4月「難病患者・慢性疾患児のための災害マニュアル」を作成し、併せて上記マニュアルも修正した。	○	「大阪府保健所における難病対策事業・難病患者支援マニュアル」及び「難病患者・慢性疾患児のための災害マニュアル」に沿った事業を実施する。	保健所から提出されている業務報告内容について検討。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(3) ○: 概ね予定どおり(8) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要 事業実施にあたっての改善点	
③ 療養生活 支援体制 の強化	7	「大阪府難病児者支援対策会議」では、患者会や各分野の専門家を交えた意見交換や情報共有を行い、今後の難病対策に反映させるよう努めます。	・難病患者・家族の療養生活支援体制を構築するために以下の会議を実施した。 【大阪府難病児者支援対策会議開催回数】 2018年度 2回、2019年度 1回、2020年度 1回、2021年度 1回 【大阪府難病児者支援対策会議 事務局会議】 2018年度 2回、2019年度 2回、2020年度 1回(情報提供)、2021年度 1回 【難病事業検討会議】 2018年度 2回、2019年度 1回、2020年度 1回、2021年度 1回	○	「大阪府難病児者支援対策会議」等については、毎年1～2回開催。難病患者・家族の療養状況に沿った意見をまとめ、次年度の難病対策に反映する。	難病児者支援対策会議の効果的な課題検討。
	8	上記会議を保健所や二次医療圏域におけるネットワーク会議等と連動させ、府域全体の難病患者療養生活支援体制の整備を推進します。	大阪府保健所におけるネットワーク会議を開催した。 【会議開催回数】 2018年度 13回、2019年度 7回、2020年度 1回、2021年度 3回	○	各地域におけるネットワーク会議を1保健所1回以上開催する。	WEBを活用した会議開催も進める。
④ 難病診療 連携拠点 病院の指 定等によ る難病医 療の確保	9	国が示す難病医療体制を基に、大阪府の特性を考慮したうえで難病診療連携拠点病院の指定を行い、地域における難病医療体制の確保に努めます。	・2018年度に大阪府難病医療提供体制検討部会を3回開催した。 大阪府難病診療連携拠点病院を公募し、地域の実情に応じて目標(1医療機関)以上の12医療機関指定(2018年11月1日)。 ・大阪府難病診療分野別拠点病院については、大阪府難病医療推進会議及び大阪府難病児者支援対策会議にて協議、専門分野に特化している大阪刀根山医療センター及び国立循環器病研究センターを指定(2019年11月1日) ・大阪府難病医療協力病院については、2019年11月18日から公募開始。2022年1月1日現在14医療機関指定、現在も公募継続中。	◎	難病診療連携拠点病院会議等の開催を継続して実施する。	・地域の療養支援体制の状況も各会議で情報提供。 ・PDCAサイクルを活用した会議の開催。
	10	難病診療連携拠点病院を核とした、医療体制のあり方について大阪府の実情を考慮したうえで検討します。	・大阪府難病医療推進会議を開催した。 【会議開催回数】 2019年度 1回、2020年度 1回(資料提供)、2021年度 1回 ・大阪府難病診療連携拠点病院である大阪急性期・総合医療センターを事務局とした大阪府難病診療連携拠点病院会議等を開催した。 【大阪府難病診療連携拠点病院会議開催回数】 2019年度 3回、2020年度 1回、2021年度 1回 【大阪府難病医療協力病院会議開催回数】 2020年度 1回、2021年度 1回 ・上記会議を定期的に行い、難病の医療提供体制にかかる情報共有を行うことで、各医療機関において先行した事業等を展開することができた。	◎	・各拠点病院等で実施する事業について確認し、評価する。 ・事業についてとりまとめ、各会議で、難病医療体制のあり方について協議する。	・地域の療養支援体制の状況も各会議で情報提供。 ・PDCAサイクルを活用した会議の開催。
⑤ 多様な職 種に対応 した研修 機会の確 保	11	関係機関と連携し、難病患者に携わる様々な職種を対象とした研修を年間5回以上開催し、患者支援に携わる者の難病に関する知識や対応技術のスキルアップを図ります。	支援関係者研修会を予定(年間5回)以上、開催した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 34回 2,481人、2019年度 20回 1,244人 2020年度 16回 1,148人、2021年度 10回 853人(2022年1月31日時点)	◎	関係機関と連携し、研修会を継続して実施する。	難病診療連携拠点病院等の状況も確認し、相互に情報提供し周知。

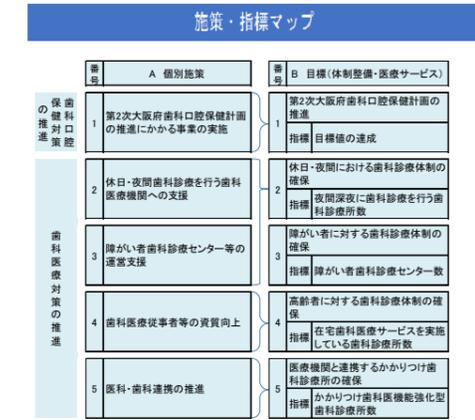
第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他医療体制第7節 アレルギー疾患対策																																																																							
担当課名	地域保健課																																																																							
参考(目標値)	〔「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く〕																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類 B:目標 C:目的</th> <th rowspan="2">指標</th> <th rowspan="2">対象 年齢</th> <th colspan="2">計画策定時</th> <th colspan="4">2021年度(中間評価年)の評価</th> <th rowspan="2">目標値に対する 到達度</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>値</th> <th>出典</th> <th>値</th> <th>調査年</th> <th>出典</th> <th>傾向</th> <th>2020年度 (中間年)</th> <th>2023年度 (最終年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(第7節) アレルギー 疾患対策</td> <td>B</td> <td>府民向け講演会参加者の理解度</td> <td>-</td> <td>99.3%(2017年度)</td> <td>大阪府 「地域保健課調べ」</td> <td>93%</td> <td>2020年10月</td> <td>共催企業実施の アンケート</td> <td>△</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度</td> <td>-</td> <td>新規</td> <td>大阪府 「地域保健課調べ」</td> <td>コロナ禍につき 未実施</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>拠点病院の指定数</td> <td>-</td> <td>0か所(2017年度)</td> <td>大阪府 「地域保健課調べ」</td> <td>4か所</td> <td>2020年度</td> <td>大阪府 「地域保健課調べ」</td> <td>△</td> <td>1~2か所</td> <td>1~2か所</td> </tr> </tbody> </table>	分類 B:目標 C:目的	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値		値	出典	値	調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)	(第7節) アレルギー 疾患対策	B	府民向け講演会参加者の理解度	-	99.3%(2017年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	93%	2020年10月	共催企業実施の アンケート	△	90%以上	90%以上	B	患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度	-	新規	大阪府 「地域保健課調べ」	コロナ禍につき 未実施	-	-	-	80%	80%	B	拠点病院の指定数	-	0か所(2017年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	4か所	2020年度	大阪府 「地域保健課調べ」	△	1~2か所	1~2か所	<p style="text-align: center;">施策・指標マップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>A 個別施策</th> <th>番号</th> <th>B 目標(体制整備・医療サービス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>正しい知識の提供及び普及啓発(府民向け講演会の開催等)</td> <td>1</td> <td>アレルギー疾患に理解をもった府民の数の増加 指標 府民向け講演会参加者の理解度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>患者支援者や教職員等向け研修会の開催等</td> <td>2</td> <td>患者の支援や教育に携わる者の資質向上 指標 患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>拠点病院の指定と拠点病院との連携による相談支援体制の整備</td> <td>3</td> <td>アレルギー疾患医療提供体制の確保 指標 拠点病院の指定数</td> </tr> </tbody> </table> <p>正しい知識の普及 アレルギー疾患に 関係する アレルギー疾患医療 提供体制の 整備</p>	番号	A 個別施策	番号	B 目標(体制整備・医療サービス)	1	正しい知識の提供及び普及啓発(府民向け講演会の開催等)	1	アレルギー疾患に理解をもった府民の数の増加 指標 府民向け講演会参加者の理解度	2	患者支援者や教職員等向け研修会の開催等	2	患者の支援や教育に携わる者の資質向上 指標 患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度	3	拠点病院の指定と拠点病院との連携による相談支援体制の整備	3	アレルギー疾患医療提供体制の確保 指標 拠点病院の指定数
分類 B:目標 C:目的	指標				対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値																																																											
		値	出典	値		調査年	出典	傾向	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)																																																														
(第7節) アレルギー 疾患対策	B	府民向け講演会参加者の理解度	-	99.3%(2017年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	93%	2020年10月	共催企業実施の アンケート	△	90%以上	90%以上																																																													
	B	患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度	-	新規	大阪府 「地域保健課調べ」	コロナ禍につき 未実施	-	-	-	80%	80%																																																													
	B	拠点病院の指定数	-	0か所(2017年度)	大阪府 「地域保健課調べ」	4か所	2020年度	大阪府 「地域保健課調べ」	△	1~2か所	1~2か所																																																													
番号	A 個別施策	番号	B 目標(体制整備・医療サービス)																																																																					
1	正しい知識の提供及び普及啓発(府民向け講演会の開催等)	1	アレルギー疾患に理解をもった府民の数の増加 指標 府民向け講演会参加者の理解度																																																																					
2	患者支援者や教職員等向け研修会の開催等	2	患者の支援や教育に携わる者の資質向上 指標 患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度																																																																					
3	拠点病院の指定と拠点病院との連携による相談支援体制の整備	3	アレルギー疾患医療提供体制の確保 指標 拠点病院の指定数																																																																					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆府民の多くが何らかのアレルギー疾患に罹患しているものと推測されています。 ◆アレルギー疾患は、正しい知識を持ち、適切な対応をすることで上手にコントロールすることが可能であるため、正しい知識の普及・啓発が重要となります。 ◆居住する地域に関わらず適切な治療と支援を受けることができるよう医療提供体制の整備が必要です。 																																																																							

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)				
			最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点			
① 正しい知識の提供及び普及啓発(府民向け講演会の開催等)	1	アレルギー疾患に関する総合的な情報ページの開設や府民向けの講演会を設置予定の拠点病院や関係団体と連携して実施するなど正しい知識の普及啓発に努めます。また講演会は、年1回以上実施し、参加者数が毎年200人以上になることをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患に関する総合的な情報ページとして「大阪府アレルギーポータルサイト」を開設した(2018年4月)。日本アレルギー学会が運営する「アレルギーポータル」(2018年10月開設)との掲載情報の棲み分けを図るべく、2019年7月にサイトをリニューアルし公開した。 ・府民向けアレルギー疾患講演会の開催した(2018年度1回)。 ・各種講演会への講師派遣を行った。 ・普及啓発資料を作成した(2018年度 リーフレット10,000部)。 ・アストラゼネカ株式会社と「アレルギー疾患対策の推進に係る連携・協力に関する協定書」の締結(2019年8月27日)、公民連携による取組として、共催による府民公開講座(2019年度は来場形式、2020年度はオンライン形式で実施した。2021年度は来場・オンライン形式で10月に2つの会場で実施した)。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府アレルギーポータルサイトに掲載する情報の更なる充実化。 ・拠点病院や関係団体と連携して実施するなど正しい知識の普及啓発に努める。 ・講演会は年1回以上実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトに掲載する情報の更なる充実化。 ・講演会参加者の増加を図るための事業内容を再検討。 ・公民連携事業の拡大について検討。 	
	② 患者支援者や教職員向け研修会の開催等	2	学校や保育所等の管理者や教職員を対象とし、食物アレルギーをはじめとするアレルギー症状に対して適切な対応ができるよう、設置予定の拠点病院や関係機関と連携して実践的な研修機会の確保に努めます。	学校教職員向けの研修を大阪府アレルギー疾患医療拠点病院(2018年6月1日選定)の独自事業として実施した(2019年度)。以降、各拠点病院による独自事業として、エビベン講習会などを随時実施した(2019年度)。	○	学校や保育所等の管理者や教職員を対象とし、食物アレルギーをはじめとするアレルギー症状に対して適切な対応ができるよう、設置予定の拠点病院や関係機関と連携して実践的な研修機会の確保に努める。	2021年度は、事前に拠点病院に実施計画の有無を確認の上、基金を活用して実施予定。
		3	市町村が行うアレルギーに関する研修会に対して設置予定の拠点病院や関係機関と連携して技術的助言を行うなどの支援を行います。	大阪府アレルギー疾患医療拠点病院と市町村の連携による人材育成活動を支援した(市主催の研修会、市保健所の協力による食物アレルギー研修会の実施)。	○	市町村が行うアレルギーに関する研修会に対して設置予定の拠点病院や関係機関と連携して技術的助言を行うなどの支援を行う。	市町村等にアンケート等を実施する等ニーズ把握のうえ、拠点病院との連携を密に行い計画的に実施。
		4	国等が行うアレルギーに関する研修会等に府職員や拠点病院の医療従事者等を派遣するなど、アレルギー疾患に関する一般的な相談等に対応できる人材の育成に努めます。	アレルギー相談員養成研修会への府職員参加(2018年度1人、2019年度1人)。また、大阪府アレルギー疾患医療拠点病院、市町村、学校関係及び関係団体に対し同研修会実施に係る情報提供を行った(2020年度、2021年度)。	○	国等が行うアレルギーに関する研修会等に府職員や拠点病院の医療従事者等を派遣するなど、アレルギー疾患に関する一般的な相談等に対応できる人材の育成に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院に対し、医療従事者の積極的な派遣を依頼。 ・庁内関係職員、市町村職員へのより一層の周知を図り受講者の増加。
③ 拠点病院の指定と拠点病院との連携による相談支援体制の整備	5	アレルギー疾患医療の拠点となる病院を選定し、地域医療の確保と診療連携体制を順次、整備します。	新制度である大阪府アレルギー疾患医療拠点病院として、関西医科大学附属病院、大阪赤十字病院、大阪はびきの医療センター、近畿大学病院の4医療機関(順不同)を新規に選定した(2018年6月1日)。新制度導入にあたり複数の医療機関の選定に加えて、選定を受けた各医療機関がアレルギー疾患の普及啓発や医療従事者等の人材育成等、府のアレルギー疾患対策事業において積極的に取組んだ。	◎	4拠点病院を中心としたアレルギー疾患医療提供体制を整備する。	拠点病院と地域の診療所等の綿密な連携が図られるような診療連携体制の検討(アレルギー疾患医療連携協力病院の制度設計等)。	
	6	選定した拠点病院を中心として「大阪府アレルギー疾患医療連絡協議会」を設立し、アレルギー疾患に関する普及・啓発や人材育成など総合的なアレルギー疾患対策の推進に努めます。	大阪府アレルギー疾患対策会議を設置(2018年6月15日)し、府のアレルギー疾患対策の方向性等について検討した。 【会議開催回数】 2018年 2回、2019年度 1回、2021年度 2回(うち1回は実施済、1回は3月実施予定) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施)	○	大阪府アレルギー疾患対策会議において、府のアレルギー疾患対策の方向性等について検討する。	検討内容を次年度予算へ反映させる必要があることから、開催に向けた早期の調整、計画的な実施。	
	7	拠点病院や関係機関と連携し、医療従事者向けの研修を行い人材の育成を図ります。	医療従事者の人材育成を目的とした研修会を大阪府アレルギー疾患医療拠点病院事業として実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 4回 221人、2019年度 2回 151人、2021年度 2回(予定) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施)	○	拠点病院や関係機関と連携し、医療従事者向けの研修を実施する。	研修等実施後に行ったアンケート調査の結果をもとに、拠点病院などの意見を踏まえ研修内容について検討。	
	8	拠点病院と連携し医療機関等へ最新の診療ガイドラインに基づく標準的な治療方法に関する情報の普及に努めます。	府ホームページでは、主なアレルギー疾患の症状や疾患について、日本アレルギー学会が運営する「アレルギーポータル」へのリンクの形で掲載した。 ・大阪府アレルギー疾患医療拠点病院(4機関)では、それぞれのホームページにおいて、各病院の特色、治療方針等について詳細に掲載。なお、これら4病院とは定期的に連絡会議を開き情報を共有した。 【会議開催回数】 2018年度 3回、2019年度 1回、2021年度 3回(うち1回は予定) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施)	○	拠点病院と連携し、医療機関等に対する最新の診療ガイドラインに基づく標準的な治療方法に関する情報の普及を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院による情報提供に加えて連携企業のネットワークを活用した情報提供の手法について検討。 ・参加者増加に対応すべく、医師会他関係機関への協力要請を検討。 	

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他の医療体制第8節 歯科医療対策											
担当課名	健康づくり課											
参考(目標値)	〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く											
(第8節) 歯科医療対策	分類 B 目標	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値	
				値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)
	B	第2次大阪府歯科口腔保健計画での目標値	-	第2次大阪府歯科口腔保健計画で評価								
	B	夜間深夜に歯科診療を行う歯科診療所数	-	1か所(2017年度)	大阪府「健康づくり課調べ」	1か所	2021年度	大阪府「健康づくり課調べ」	→	◎	1か所	1か所
	B	障がい者歯科診療センター数	-	1か所(2017年度)	大阪府「健康づくり課調べ」	1か所	2021年度	大阪府「健康づくり課調べ」	→	◎	1か所	1か所
B	在宅歯科医療サービスを実施している歯科診療所数	-	1,134か所(2014年度)	厚生労働省「医療施設調査」	1,278か所	2017年	厚生労働省「医療施設調査」	↗	△	1,540か所	1,750か所	
B	かかりつけ歯科医療機能強化型診療所数	-	539か所(2016年度)	近畿厚生局「施設基準届出」	976か所	2021年3月	近畿厚生局「施設基準届出」	↗	○	増加	増加	

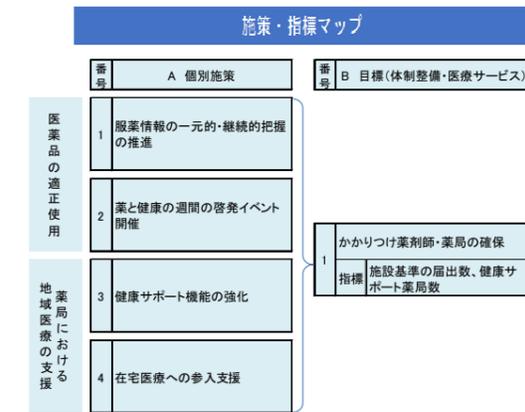


現状・課題 ◆高齢化に伴い歯科医療ニーズが変化するなか、在宅歯科診療体制の整備や、糖尿病やがん治療等の分野における医科・歯科連携の推進が課題となっています。

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
① 第2次大阪府歯科口腔保健計画の推進にかか事業の実施	1	う蝕(むし歯)や歯周病を早期に発見し、早期に治療を受けるようにするため、関係団体と連携して、定期的な歯科健診の受診の必要性について普及啓発を行います。	・大学等の学生に対し、歯科口腔保健の重要性を伝えるため、学校の保健担当者向け「歯と口の健康サポーター研修会」を実施(26人参加)し、府内の大学・短大・専修学校(14校)で歯と口の健康リーダーによる啓発を実施した(2018年度)。 ・公民連携のもと、府民に対しセルフケアの重要性を啓発した(2018~2020年度:健口セミナー3回、健康イベントでの啓発2回、企業との連携ポスター・啓発POPの作成・展開、2021年度:デジタルサイネージによる啓発)。	○	引き続き、公民連携の枠組み等を活用し、啓発を実施する。	効果的な啓発手法を検討。
	2	地域における歯科保健課題に対応できるよう、口腔保健支援センターとして、歯科口腔保健・歯科保健関係者を対象とした資質向上のための研修を実施するとともに、市町村や関係機関からの求めに応じて必要な助言を行います。	・市町村の歯科保健関係者の資質・知識の向上を目的とした研修会を開催した。 【研修開催回数】 2018~2021年度:計10回 ・府民へ直接健康教育を行っている市町村職員(保健師等)の歯科にかかる専門性を高めるために「歯科コーチングスキル向上事業研修会」を実施した(2019~2021年度:6医療圏で取組み)。	○	引き続き、口腔保健支援センターとして市町村支援を実施する。	好事例を収集し、府域で展開。
② 休日・夜間歯科診療を行う歯科医療機関への支援	3	市町村との役割分担のもと、休日・夜間における歯科診療体制を確保する医療機関を支援します。	夜間における歯科診療体制確保のため大阪府歯科医師会附属歯科診療所への支援を実施した。	○	引き続き、市町村との役割分担のもと、夜間緊急歯科診療を行っている大阪府歯科医師会への支援を実施する。	—
	4	大阪府における障がい児者の拠点施設として大阪急性期・総合医療センター(障がい者歯科)や障がい者歯科診療センターを関係機関と連携して運営します。	障がい者歯科診療体制確保のため、障がい者歯科診療センター(大阪府歯科医師会に委託)の運営および地域の障がい者歯科診療施設の支援を実施した。	○	引き続き、障がい者歯科診療センターの運営および地域の障がい者歯科診療施設の支援を実施する。	—
5	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい児者に対して、適切な診療機会の確保を図るため、高度かつ専門的な障がい者歯科診療の提供が可能な医療機関を支援します。	○				
④ 歯科医療従事者等の資質向上	6	関係機関と連携し、研修会の実施等により、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の資質向上に取組みます。	・がん患者に対応可能な歯科医師や歯科衛生士の資質向上研修を実施した。 【研修会開催回数】 2018~2021年度:14回(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を見送った) ・「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を作成し研修会を実施した。摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した。 【歯科チーム養成数】 2018~2021年度:43チーム、86人(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により実施を見送った) ・歯科医療関係者の疑義等に対応し、情報を保健所と共有した。	○	引き続き、関係団体と連携し研修会等を実施する。	効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。
			・歯科医師等ががん患者に対応するための手法や先進事例等を記載した医科歯科連携プログラムを作成した。 ・がん患者に対応可能な歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師等の資質向上研修を実施した。 【研修会実施回数】 2018~2021年度:歯科医師・歯科衛生士14回、医師112回、看護師185回(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を見送った) ・がん診療拠点病院に医科歯科連携推進員を派遣するなど、医科歯科連携を推進した(2018~2021年度:※2020年度は実施を見送った)。	○	引き続き、医科歯科連携推進にかか取組を実施する。	好事例を収集し、府域で展開。
⑤ 医科・歯科連携の推進	7	疾病の予防や重症化予防、早期回復を推進するため、疾病特性に応じて、研修会や普及啓発等により医科・歯科連携(病院とかかりつけ歯科医、かかりつけ医とかかりつけ歯科医等)を推進します。	・がん患者に対応可能な歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師等の資質向上研修を実施した。 【研修会実施回数】 2018~2021年度:歯科医師・歯科衛生士14回、医師112回、看護師185回(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を見送った) ・がん診療拠点病院に医科歯科連携推進員を派遣するなど、医科歯科連携を推進した(2018~2021年度:※2020年度は実施を見送った)。	○	引き続き、医科歯科連携推進にかか取組を実施する。	好事例を収集し、府域で展開。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他の医療体制第9節 薬事対策											
担当課名	薬務課											
参考(目標値)	(「各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの」及び「関連計画等で評価するもの」を除く)											
(第9節) 薬事対策	B	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料届出数	-	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する到達度	目標値	
				値	出典	値	調査年	出典	傾向		2020年度(中間年)	2023年度(最終年)
				1,960件(48.4%) (2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	2,637件(61.4%)	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗		2,299件(56.8%)	2,638件(65.2%)
				1,366か所(33.8%) (2017年)	近畿厚生局「施設基準届出」	2,020か所(47.1%)	2021年	近畿厚生局「施設基準届出」	↗		1,610件(39.8%)	1,830件(45.2%)
B	在宅患者調剤加算の届出数	-	31件(2017年)	大阪府「業務課届出受理件数」	241件	2021年	大阪府「業務課届出受理件数」	↗	◎	103件	174件	

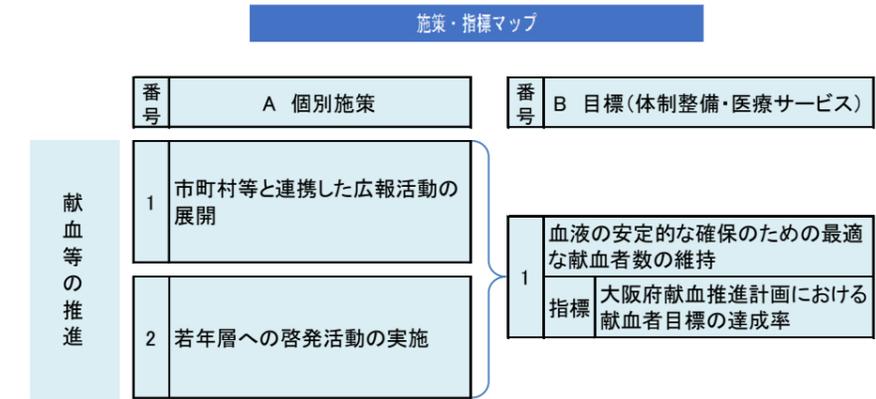


現状・課題 ◆お薬手帳の活用等による服薬情報の一元的・継続的管理等を通して、医薬品の適正使用を推進する必要があります。
◆薬剤師と他職種との連携を更に進め在宅医療を推進する等、地域医療の支援が必要です。

事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価	
				最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 服薬情報の一元的・継続的把握の推進	1	ブラウンバッグやお薬手帳等を利用した服薬管理等、かかりつけ薬剤師の職能を生かせるような取組を実施し、府民によるかかりつけ薬剤師・薬局の利用を促進します。	かかりつけ薬局の機能強化に向け、モデル地域において高齢者の多剤・重複投与について、地域での薬薬連携を活用した取組を実施した(2018～2020年度)。	○	モデル事業の成果を活用し、2021年8月から新たに開始された地域連携薬局等の認定薬局制度を推進する。府民への認定薬局の効果的な周知方法を検討。
② 薬と健康の週間の啓発イベントの開催	2	啓発イベントに訪れた府民を対象に、医薬品の適正使用に関連する薬局の機能の認知度を調査します。	「薬と健康の週間」の啓発イベント(府民のつどい)やアスマイルを活用し、かかりつけ薬局等の認知度アンケートを実施した(2018～2021年度)。	○	「薬と健康の週間」の広報啓発やアスマイル等を活用し、府民の医薬品の適正使用に関する薬局機能の認知度の調査を継続する。幅広い調査手法を検討。
③ 健康サポート機能の強化	3	(一社)大阪府薬剤師会の協力のもと、健康サポート薬局を府民に周知し、その利用を促進します。	各薬局における栄養相談や健康状態のチェックなど、効果的な取組の事例を収集し、府民からの活用推進に向けた府民向けの啓発資料(チラシ・パネル)を作成し、地域イベント等において周知活動を実施した(2018～2021年度)。	○	各薬局における健康サポートに関する取組の好事例を収集し、利用促進に向けた府民向けの啓発に活用し、健康サポート薬局の周知活動を継続する。ホームページやSNSの活用等の多角的なアプローチを検討。
④ 在宅医療への参入支援	4	入退院時における医療機関-薬局間での情報共有の円滑化等、多職種間、地域の薬局間の連携等を推進します。	・かかりつけ薬局の機能強化に向け、モデル地域において高齢者の多剤・重複投与等について、地域での薬薬連携を活用した取組を実施した(2018～2020年度)。 ・入退院時における医療機関と薬局間での連携推進に向けた病院薬剤師と訪問薬剤管理を行う薬局薬剤師の相互研修等を支援した(2020～2021年度)。	○	入退院時における医療機関と薬局間での情報共有等の連携推進に向けた病院薬剤師と訪問薬剤管理を行う薬局薬剤師の相互研修等の支援を継続する。感染症対策としてオンラインを併用しながら、顔の見える関係を構築できる実施方法を検討。

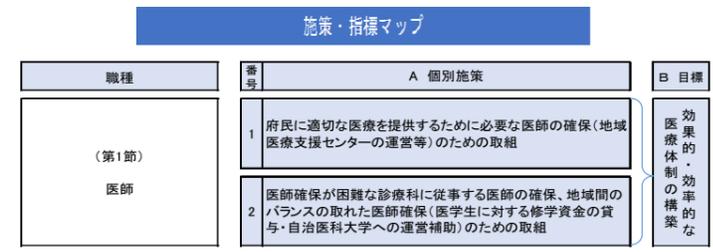
第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第7章その他の医療体制第10節 血液の確保対策											
担当課名	医療対策課											
参考(目標値)	〔各二次医療圏の保健医療協議会等で評価するもの〕及び〔関連計画等で評価するもの〕を除く)											
	分類 B 目標 B 目的	指標	対象 年齢	計画策定時		2021年度(中間評価年)の評価				目標値に対する 到達度	目標値	
(第10節) 血液確保対策	B	大阪府献血推進計画の目標献血者数の達成率	16歳以上	値	出典	値	調査年	出典	傾向	◎	2020年度 (中間年)	2023年度 (最終年)
				97.8%(2016年度)	大阪府 「医療対策課調べ」	100.2%	2020年度	大阪府 「医療対策課調べ」	↗		100%以上	100%以上
現状・課題	◆将来、献血者の減少による血液の安定供給に支障をきたすことが懸念されます。											



事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(1) ○: 概ね予定どおり(3) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 市町村等と連携した広報活動の展開	1	献血推進月間等を中心に、関係機関と連携した街頭キャンペーン等による広報活動を展開します。	関係機関と連携した街頭キャンペーン等の広報活動を展開した(2018年度、2019年度)。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため街頭キャンペーンは実施せず、デジタル媒体等を活用した広報活動に取組んだ。2021年度もデジタル媒体を積極的に活用した。	○	対面での広報活動が困難となるなか、FacebookやTwitter等のSNSだけではなく、デジタルサイネージ、動画配信等の新たなデジタル媒体を活用した手法を積極的に取り入れる。	デジタル媒体の活用。
	2	市町村献血推進事業主管課及び市町村献血推進協議会との会議を毎年開催し、関係機関との連携を強化します。	市町村献血推進事業主管課及び市町村献血推進協議会を開催した(2018年度、2019年度)。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため資料配付により事業の周知と連携強化に努めた。2021年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期し、資料配付による連携強化に努めた。	○	資料配付のみとせず、オンライン会議の開催を検討する。	オンライン会議の実施。
② 若年層への啓発活動の実施	3	若年層を対象としたポスター原画の募集等の啓発活動を実施します。	毎年、7月1日から9月30日までの期間に16歳から29歳までの若年層を対象にポスター原画を募集。応募数は、2018年度110作品、2019年度165作品、2020年度227作品と増加した。最優秀賞1名、優秀賞5名、入賞若干名を、選考委員会により選考。2021年度も募集を実施した。	◎	教育庁と連携し、応募数増加、若年層への啓発活動を強化する。	—
	4	大阪府赤十字血液センター及び(一社)大阪府薬剤師会が2016年度に府内のモデル地区において開始した献血サポート薬局の取組について、他の地域への拡大を進めます。	大阪府赤十字血液センターと(一社)大阪府薬剤師会との連携が、2018年度以降、順調に進んでいることを確認した。2018年度367件、2019年度374件、2020年度428件と、認定薬局が増加した。	○	大阪府赤十字血液センターと連携し、市町村献血推進協議会等との会議で周知する。	—

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名		第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第1節 医師		<div style="text-align: center;">  </div>			
担当課名		医療対策課					
現状・課題		◆医師の診療科偏在、地域偏在があり、偏在解消に向けた取組が必要となっています。					
事業概要 (A 個別施策)		取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点	
①	府民に適切な医療を提供するために必要な医師の確保(地域医療支援センターの運営等)のための取組	1	地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進するため、地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)を運営し、キャリア形成プログラムの策定、小児科、周産期、救急のセミナーを開催します(年3回参加者100人以上)。	地域医療や不足診療科への意識の涵養を図るため、各診療科セミナーを実施した。 【セミナー開催回数、参加者数】 2018年度 4回(セミナー:新生児、ER、救急科、産婦人科) 100人 2019年度 4回(セミナー:新生児、ER、救急科、産婦人科) 140人 2020年度 2回(セミナー:新生児、ER) 107人 2021年度 3回(セミナー:新生児、救急科、産婦人科) 120人	○	地域医療や不足診療科への意識の涵養を図るため、引き続き、各診療科セミナーを実施する。セミナー実施にあたり、新型コロナウイルス感染防止策を講じたハンズオン研修の実施を検討する。	新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、オンライン形式のセミナーを新たに実施。
		2	女性医師等の離職防止と定着を図るため、勤務環境の改善や復職支援への取組を実施する二次救急告示医療機関、総合・地域周産期母子医療センター等に対する支援を行います。	環境の改善や復職支援への取組を実施する二次救急告示医療機関、総合・地域周産期母子医療センターを対象に、補助の意向のあった医療機関に対して支援を実施した。(2018年度 32件、2019年度 35件、2020年度 37件、2021年度 44件)	○	女性医師等の離職防止と定着を図るため、引き続き、勤務環境の改善や復職支援への取組を実施する二次救急告示医療機関、総合・地域周産期母子医療センター等に対し支援を行う。	—
		3	女性医師及び看護師等の医療従事者の定着対策並びに再就業を促進するため、一定の要件を備えた院内保育施設に対する支援を行います。	医療従事者の定着促進を図るため、府内医療機関を対象に、施設整備補助及び運営費補助の意向のあった医療機関に対して支援を実施した。 【施設整備補助】 2018年度 1件、2019年度 1件、2020年度 0件、2021年度 2件 【運営費補助】 2018年度 104件、2019年度 105件、2020年度 99件、2021年度 90件	○	医療従事者の定着促進を図るため、引き続き、府内医療機関に対し支援を行う。	—
		4	医療勤務環境改善支援センターを運営し、病院又は診療所の管理者が、医師、看護師等の医療従事者その他の職員の協力のもと、自主的に勤務環境を改善するための過程を定め、継続して実施する活動に支援を行います。	勤務環境改善に関する継続支援の実施と新規のマネジメントシステム導入病院の確保のため、アンケート調査及び病院訪問を実施した。 【支援・訪問数】 2018年度 3病院支援、2019年度 55個別訪問 2020年度 17病院個別訪問、2021年度 18病院個別訪問(見込み)	○	医療勤務環境改善支援センターを運営し、引き続き、医療機関に対し勤務環境改善に関する支援を継続する。	2024年度から始まる医師の時間外労働時間上限規制を踏まえた支援を実施。
②	医師確保が困難な診療科に従事する医師の確保、地域間のバランスの取れた医師確保(医学生に対する修学資金の貸与・自治医科大学への運営補助)のための取組	5	医師不足に対応するため、地域枠を設定し府内の高等学校卒業生等の医学生に地域医療総合確保基金を活用した地域医療確保修学資金を貸与して周産期や救急等の医療分野、及び医師不足地域における医師確保を図ります(地域枠学生90人をめざします)。	地域枠学生を4年間で新たに57名(2018年度 12名、2019年度 15名、2020年度 15名、2021年度 15名)確保し、合計115名を確保した。	○	医師の偏在(地域偏在及び診療科偏在)対策として、引き続き、地域枠学生に対し、地域医療確保修学資金を貸与し、医師確保を図る。	—
		6	自治医科大学に府内の高等学校卒業生等を入学させ地域医療に対する気概と高度な医療能力を持つ医師を養成します。	・医学部受験対象の予備校で開催される医学部合同説明会に出席し、受験希望者及び保護者に対し、入試情報と併せて大学卒業後の進路や府の求める医師像等を説明した(2018年~2020年:全体説明20~30名参加、個別ブース約10名参加、2021年:全体説明15名参加)。 ・高校の進路指導担当教員に対し、広報活動を実施した(毎年3校程度)。	○	引き続き、府内高校及び予備校への広報活動を行い、自治医科大学への入学促進を図るなど、地域医療に対する気概と高度な医療能力を持つ医師を養成する。	—
		7	地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進するため、地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)を運営し、キャリア形成プログラムを策定します(再掲)。	医師確保計画に基づく医師派遣を実施するため、地域枠学生及び地域枠医師に対し、個別面談を通じてキャリア形成プログラムを策定した。	○	医師の偏在(地域偏在及び診療科偏在)対策として、地域医療センターを運営し、地域枠医師等に対するキャリア形成プログラムの作成及び医師の派遣調整を行う。	—
		8	新たな専門医制度については、(一社)日本専門医機構や厚生労働省の動きを注視しながら府内の偏在を助長しないよう対応します。	国に対して、専攻医が充実した研修環境のもと、希望する診療科や地域で研修を行うことができるよう、また、地域の医療需要を考慮し、現状の医師偏在対策を抜本的に見直すよう要望するとともに、医師不足県との連携によるシーリングの再考を提言した。	○	都市部で医療が逼迫した状況等、各地域の医療需要を踏まえた医師の確保が可能となるよう、引き続き国に要望する。	—
		9	母子保健医療を支える医師等を確保するため、研修医手当・分娩手当や新生児担当医手当を支給する医療機関に対する支援を行います。	産科医療保障制度に加入している医療機関を対象に、補助の意向のあった医療機関に対して支援を実施した。(2018年度 85件、2019年度 86件、2020年度 89件、2021年度 86件)	○	母子保健医療を支える医師等を確保するため、引き続き、研修医手当・分娩手当や新生児担当医手当を支給する医療機関に対し支援を行う。	—

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名		第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第2節 歯科医師																		
担当課名		健康づくり課																		
現状・課題		◆高齢化に伴い、高齢者特有の症状に対応する歯科医師の人材育成が必要となっています。																		
<div style="text-align: right;"> <table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">施策・指標マップ</th> </tr> <tr> <th>職種</th> <th>番号</th> <th>A 個別施策</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">(第2節) 歯科医師</td> <td>1</td> <td>在宅歯科診療を担う歯科医師を確保するための研修等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>摂食嚥下障がいに対応可能な歯科医師の人材育成</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>B 目標</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>効果的・効率的な医療体制の構築</td> </tr> </table> </div>				施策・指標マップ			職種	番号	A 個別施策	(第2節) 歯科医師	1	在宅歯科診療を担う歯科医師を確保するための研修等	2	摂食嚥下障がいに対応可能な歯科医師の人材育成			B 目標			効果的・効率的な医療体制の構築
施策・指標マップ																				
職種	番号	A 個別施策																		
(第2節) 歯科医師	1	在宅歯科診療を担う歯科医師を確保するための研修等																		
	2	摂食嚥下障がいに対応可能な歯科医師の人材育成																		
		B 目標																		
		効果的・効率的な医療体制の構築																		
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価																
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(2) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点														
①	1	在宅歯科診療を担う歯科医師を確保するための研修等 関係機関と連携し、歯科医師と医科や介護分野等他の職種との連携を進めるための研修会の実施等により、在宅歯科診療を担う歯科医師の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> がん患者に対応可能な歯科医師等の資質向上研修を実施した。 【研修会開催回数】 2018～2021年度 14回(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を見送った。) ・デイサービス施設職員等へ口腔ケアに係る研修を歯科医師等が実施した。 【研修実施数】 2018～2021年度 59施設(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施を見送った。) ・歯科医師等ががん患者に対応するための手法や先進事例等を記載した医科歯科連携プログラムを作成した。 	○	引き続き、関係団体と連携し研修会等を実施する。	効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。														
②	2	摂食嚥下障がいに対応可能な歯科医師の人材育成 関係機関と連携し、研修会の実施等により、摂食嚥下障がいに対応可能な歯科医師の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を作成し研修会を実施した。摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した。 【歯科チーム養成数】 2018～2021年度 43チーム 86人(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により実施を見送った。) 	○	引き続き、研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成する(目標:56チーム112人)。	効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。														

疾病・事業名		第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第3節 薬剤師																
担当課名		薬務課																
現状・課題		◆在宅医療を進めるにあたり、薬剤師と他職種との情報連携が不足しています。																
<div style="text-align: right;"> <table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">施策・指標マップ</th> </tr> <tr> <th>職種</th> <th>番号</th> <th>A 個別施策</th> </tr> <tr> <td>(第3節) 薬剤師</td> <td>1</td> <td>在宅医療に参画し、健康をサポートする薬剤師の育成</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>B 目標</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>医療効果の具体的な構築</td> </tr> </table> </div>				施策・指標マップ			職種	番号	A 個別施策	(第3節) 薬剤師	1	在宅医療に参画し、健康をサポートする薬剤師の育成			B 目標			医療効果の具体的な構築
施策・指標マップ																		
職種	番号	A 個別施策																
(第3節) 薬剤師	1	在宅医療に参画し、健康をサポートする薬剤師の育成																
		B 目標																
		医療効果の具体的な構築																
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価														
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(1) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点												
①	1	在宅医療に参画し、健康をサポートする薬剤師の育成 他職種との連携等により、円滑に在宅医療を進め、府民の健康をサポートすべく、これらに関連する知識・技術を研鑽する、薬剤師を対象とした研修を年1回以上実施し、その参加者数が毎年200人以上になることをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向け、訪問薬剤管理にかかる研修を支援した。 【研修参加者数】 2018～2021年度 年間のべ2,000人程度 	○	訪問薬剤管理業務を行う薬局数の増加に向けた研修の支援を継続する。	現場ニーズを取入れた実践的な内容とするため、関係団体等にヒアリング。												

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名		第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第4節 看護職員				
担当課名		医療対策課				
現状・課題		◆看護職員の養成・資質向上、定着対策、再就業支援を行ってきました。 ◆今後の急速な高齢化の進展により、在宅医療の需要の増加が見込まれ、看護職へのニーズも多様化し、看護職員の確保が必要となっています。				
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(11) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
① 看護職員養成施設への支援や一日看護体験、研修・講習会	1	今後の医療ニーズ等を見据え、看護職員養成施設の設置・運営等への支援により、教育環境の向上と運営の安定化を図り、質の高い看護職員を安定的に養成します(看護職員の養成(平成29年度入学定員)5,513人)。	看護職員養成施設の設置・運営等へ支援した。 【養成数】 2018年度 入学定員5,711人(大学院新設1校、大学新設1校、養成所学科新設3校) 2019年度 入学定員5,691人(大学新設2校、養成所新設1校) 2020年度 入学定員5,576人 2021年度 入学定員5,479人(養成所新設1校) 【運営費補助件数】 2018年度 57件、2019年度 57件、2020年度 57件、2021年度 51件	○	看護職員確保に向けた教育環境の向上と養成所運営の安定化を図るため、引き続き、養成所の運営費補助による支援を行う。	—
	2	府内の高校2年生を対象とした1日看護師体験事業を実施し、看護学校への進学者確保に努めます。	府内の高校2年生を対象とした1日看護師体験事業を実施した。 【体験事業実施数、参加数】 2018年度 7月23日～8月24日開催、医療機関138、生徒1031人 2019年度 7月22日～8月23日開催、医療機関127、生徒937人 (※2020～2021年度は新型コロナの影響により事業見合わせ)	○	府内の看護学校への進学者確保に向け、新型コロナウイルス感染症対策に留意し事業を実施する。	—
	3	養成施設の新規設置計画に係る指導・助言、既設校への運営指導・助言により養成所の適切な運営を確保するとともに、専任教員・実習指導者養成講習会を実施し、指導体制の確保向上を図ります。	・養成施設の新規設置計画に係る指導・助言・実地調査(新規設置2019年度1校、2021年度1校。)及び既設校からの運営及び各種届出等にかかる相談に応じ指導・助言を行うとともに定期指導調査により養成所の適切な運営を支援した。 【定期指導調査実施数】 2018年度 2件、2019年度 4件 (※2020年度はコロナの影響により見合わせ) ・専任教員養成講習会(1回/年)、実習指導者講習会(3回/年)、実習指導者講習会(特定分野)(1回/年)を開催した。 【養成数】 2018～2020年度 専任教員139人、実習指導者589人、実習指導者(特定分野)84人 2021年度 専任教員50人、実習指導者238人、実習指導者(特定分野)20人	○	養成所の適切な運営を確保するとともに、指導体制の確保向上を図るため、引き続き、養成施設への指導・助言、専任教員養成講習会、実習指導者講習会を実施する。	—
	4	医療の高度化や在宅医療等、今後必要となる看護職員を確保するため、医療機関に対して特定行為研修の実施を働きかけるとともに、大阪府看護協会等特定行為研修を実施する機関と協力し、広報に努める等受講者の確保に努めます。	2018～2020年度は府内約500の医療機関、関係団体、府HPにおいて特定行為に係る研修会(国主催)の周知案内、チラシ配布等の広報を行った。 (※2021年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会中止)	○	医療の高度化や在宅医療の必要性を見据え、引き続き、大阪府看護協会をはじめ関係団体等と連携を図りながら、特定行為研修に係る支援を行う。	—
	5	専任教員養成講習会修了者数延べ2,700人、実習指導者養成講習会修了者数延べ5,800人をめざします。	専任教員養成講習会(1回/年)、実習指導者講習会(3回/年)、実習指導者講習会(特定分野)(1回/年)を実施した。 【修了者数(2021年度まで)】 専任教員養成講習会 のべ2,848人 実習指導者講習会(特定分野含む) のべ6,602人	○	指導体制の確保向上を図るため、引き続き、専任教員養成講習会、実習指導者講習会を実施する。	—
② 出産や育児による離職を防止するための院内保育所運営への支援や新人看護職員への研修	6	病院内保育所の設置・運営への支援により、育児を理由とした離職の防止に努めます。	2018～2021年度までの4年間で病院内保育所の施設整備補助4件、運営費補助のべ415件、看護職員のための勤務環境改善施設整備補助5件など設置・運営のための支援を実施した。 【施設整備補助】 2018年度 1件、2019年度 1件、2020年度 0件、2021年度 2件 【運営費補助】 2018年度 104件、2019年度 105件、2020年度 99件、2021年度 90件	○	出産や育児による離職防止を図るため、引き続き、病院内保育所の設置・運営に対し支援を行う。	—
	7	新人看護職員研修を単独の医療機関で実施できない場合に、多施設での合同研修及び卒業後3年程度の定職を目的とした研修を実施し、新人看護職員等の離職防止に努めます。	多施設合同研修を府内8圏域で全4回実施した。 【研修会参加者数】 2018年度 295人、2019年度 266人、2020年度 220人、2021年度 294人(見込)	○	新人看護職員の離職防止と定着促進を図るため、引き続き、府内医療機関に対し支援を行う。	—

事業概要 (A 個別施策)	取組 番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(O) ○: 概ね予定どおり(11) △: 予定どおりでない(O) -: 未実施(O)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
③ 大阪府 ナースセ ンターを通 じた職業 紹介や再 就業支援	8	ハローワークと連携して無料職業紹介事業を行います。	ナースセンター・ハローワーク連携事業によりハローワーク巡回相談事業を開催し、4年間で908人の再就職につながった。 【事業実施数】 2018年度 7か所、2019年度 8か所、2020年度 10か所、2021年度 10か所	○	引き続き、ナースセンターとハローワークとの連携を図りながら看護職員等の就業支援を行う。	—
	9	再就業支援講習会及び実習体験講習会を行います。	潜在看護師等のための再就業支援講習会及び採血演習を毎年開催し、4年間で1,086人が受講した。 【講習会・演習開催数】 2018年度 26回、2019年度 24回、2020年度 21回、2021年度 8回	○	引き続き、ナースセンターをはじめ関係機関との連携を強化し、潜在看護師等の就業支援のための講習会・演習を開催する。	—
	10	看護職員及び看護に関する相談に応じます。	2018～2021年度までの4年間で求人就職・採用相談件数1,753件、求職就職・採用相談件数12,175件の相談に応じた(見込み)。	○	引き続き、就業を希望する看護職のニーズに沿った相談支援を行う。	対面相談に加えリモートでの相談も新たに取り入れ。
	11	看護職員の地域偏在化解消のため、地域の病院を対象とした無料就職フェアを年3回以上実施します。	看護職員の地域偏在化解消のため、地域の病院を対象とした無料就職フェアを毎年開催し、4年間で625人が受講した。 【開催回数】 2018年度 5回、2019年度 7回、2020年度 7回、2021年度 7回	○	看護職員の地域偏在化解消のため、開催案内など近隣市町村へ周知するとともに、引き続き、求人施設や就業を希望する全ての看護職員のニーズに応えられるよう支援を継続する。	対面相談に加えリモートでの相談も新たに取り入れ。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名 第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第5節 診療放射線技師			
担当課名 保健医療企画課			
現状・課題 ◆質の高い診療放射線技師の養成に向けた教育の確保が必要です。			
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)
			最終年度までの取組の概要
① 養成施設等に対する計画的な指導調査・助言	1	「指導調査実施要綱」に基づく計画的な指導調査・助言の実施を通じて、養成所の適切な運営を図ります(養成所単位で、概ね5年に1回程度の割合で実地調査を実施します)。	◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(1) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)
		・各養成校等が行う定期報告については、毎年度審査を実施し、報告内容に不備や改善すべき項目について補正指示及び改善指導を行った。 ・新規指定に係る実地調査を2018年度(1校)実施。 ・定期指導調査については、未実施(2018年～2019年度:他課程で実施、2020～2021年度:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施)。	○
			引き続き、各養成校等が行う定期報告内容の審査、定期指導調査を実施する。
			事業実施にあたっての改善点
			-

疾病・事業名 第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第6節 管理栄養士・栄養士			
担当課名 健康づくり課			
現状・課題 ◆管理栄養士・栄養士は生活習慣病の発症予防と重症化予防、子どもや高齢者の健康・社会環境の整備の促進に関わるため、引き続き、資質向上が必要です。			
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)
			最終年度までの取組の概要
① 各職種等に関する研修	1	多岐にわたる健康・栄養課題に対応するため、栄養士会等関係機関と連携し、研修会の実施等により、必要な人材の配置促進と資質向上を図ります。	◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(1) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)
		・特定給食施設の管理栄養士等を対象とした講演会を年2回開催(2018～2019年度)し、2年間で2,973人が参加した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 2回 1,368人、2019年度 2回 1,605人 ・保健所・保健センターの管理栄養士等を対象とした研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2018年度 2回 114人、2019年度 1回 160人 2020年度 1回 147人、2021年度 1回 96人 ・在宅療養を担う管理栄養士の育成及びスキルアップのため、他職種と連携した訪問栄養ケア研修を実施した。 【研修会参加者数】 2018年度 37人 ・栄養士・管理栄養士の育成及びスキルアップのため、在宅療養者の栄養ケアに関する研修会を実施した。 【研修会開催回数、参加者数】 2019年度 3回 209人	○
			多岐にわたる健康・栄養課題に対応するため、引き続き、研修会等を開催し、管理栄養士・栄養士の資質向上に取組む。
			効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名		第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第7節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士	
担当課名		保健医療企画課	
現状・課題		◆質の高い理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士の養成に向けた教育の確保が必要です。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">職種</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">(第5節～第10節)</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">(5)診療放射線技師 (6)管理栄養士・栄養士 (7)理学療法士・作業療法士 言語聴覚士・視能訓練士 (8)歯科衛生士・歯科技工士 (9)福祉・介護サービス従事者 (10)その他の保健医療従事</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">番号</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">A 個別施策</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">1 (5)(7)(9)(10) 養成施設等に対する計画的な指導調査・助言</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">2 (6)(8)(9) 各職種等に対する研修等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">B 目標</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">効果的・制 度的・効 率的な 構築</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">施策・指標マップ</p>			
事業概要 (A 個別施策)		医療計画に記載された個別施策の詳細	
取組番号		中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	
		中間評価年までの取組に対する評価	
		最終年度までの取組の概要	
		事業実施にあたっての改善点	
①	養成施設等に対する計画的な指導調査・助言	1	<p>「指導調査実施要綱」に基づく計画的な指導調査・助言の実施を通じて、養成所等の適切な運営を図ります(養成所の単位で、概ね5年に1回程度の割合で実地調査を実施します)。</p> <p>・各養成校等が行う定期報告については、毎年度審査を実施し、報告内容に不備や改善すべき項目について補正指示及び改善指導を行った。 ・定期指導調査については、2018年(2校)実施。2019～2021年度は未実施(2019年度:他課程で実施、2020～2021年度:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施)。</p>
			○
			引き続き、各養成校等が行う定期報告内容の審査、定期指導調査を実施する。
			—

疾病・事業名		第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第8節 歯科衛生士・歯科技工士	
担当課名		健康づくり課	
現状・課題		在宅歯科医療の需要の増加や多様化する歯科医療ニーズに対応できる歯科衛生士・歯科技工士の人材育成が必要です。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">職種</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">(第5節～第10節)</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">(5)診療放射線技師 (6)管理栄養士・栄養士 (7)理学療法士・作業療法士 言語聴覚士・視能訓練士 (8)歯科衛生士・歯科技工士 (9)福祉・介護サービス従事者 (10)その他の保健医療従事</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">番号</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">A 個別施策</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">1 (5)(7)(9)(10) 養成施設等に対する計画的な指導調査・助言</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">2 (6)(8)(9) 各職種等に対する研修等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">B 目標</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">効果的・制 度的・効 率的な 構築</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">施策・指標マップ</p>			
事業概要 (A 個別施策)		医療計画に記載された個別施策の詳細	
取組番号		中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	
		中間評価年までの取組に対する評価	
		最終年度までの取組の概要	
		事業実施にあたっての改善点	
①	各職種等に対する研修等	1	<p>「経口摂取支援に係る研修対応ガイドライン」を作成し研修会を実施した。摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した。 【歯科チーム養成数】 2018～2021年度:43チーム、86人(見込み) (※2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により実施を見送った)</p>
			○
			引き続き、研修会を実施し、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成する(目標:56チーム112名)。
			効果的な研修の実施手法(小規模での開催、オンラインの活用等)を検討。

第7次大阪府医療計画 中間評価 <中間評価年までの取組の評価(個票)>

疾病・事業名	第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第9節 福祉・介護サービス従事者					
担当課名	介護支援課・福祉人材・法人指導課					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護支援専門員のケアマネジメント能力のさらなる向上が必要です。 ◆質の高い社会福祉士等の養成に向けた適正な教育の確保のため、指定養成施設に対して必要な指導・監督を行う必要があります。 					
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(3) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
①	1	養成施設等に対する計画的な指導調査・助言	指定養成施設に対して必要な指導・監督を行った。	○	指定養成施設に対し、必要な指導・監督などを行い、養成課程の適正化を引き続き、行う。	—
②	2	各職種等に対する研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に関する入門的研修を実施した。 【研修受講者数】 2018～2020年度 266人 ※2020年度で事業終了 ・介護情報研修センター事業を実施した。 【受講者数】 2018～2020年度 4,162人、2021年度 894人(2021年12月末現在) ・職員研修支援事業を実施した。 【受講者数】 2018～2020年度 23,402人、2021年度 4,500人(2021年12月末現在) 	○	研修の周知方法や研修内容を必要に応じて見直し、介護情報研修センター事業、職員研修支援事業を引き続き、実施する(年間受講者10,000人以上)。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の周知手法について検討。 ・オンライン研修の実施、研修内容について検討。
	3	介護支援専門員の資格取得及び資格維持のため、介護支援専門員に関する各種研修(介護支援専門員実務研修・専門研修・更新研修・再研修・主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修)を実施します。	研修実施機関において、介護支援専門員に関する各種研修(介護支援専門員実務研修・専門研修・更新研修・再研修・主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修)を実施した。 【修了者数】 2018年度 9,613人、2019年度 6,400人 2020年度 2,551人、2021年度 約5,500人(見込) 計約24,000人	○	介護支援専門員の質の向上を図るため、関係団体と連携しながら、研修を円滑に実施するとともに、大阪府介護支援専門員研修向上委員会において、実施した研修について評価する。	向上委員会からの助言を踏まえ、評価手法や研修カリキュラム等を改善。

疾病・事業名	第8章保健医療従事者の確保と資質の向上第10節 その他の保健医療従事者					
担当課名	保健医療企画課・感染症対策企画課					
現状・課題	◆質の高い人材の養成に向けた教育の確保が必要です。					
事業概要 (A 個別施策)	取組番号	医療計画に記載された個別施策の詳細	中間評価年までの取組 (2018年度から2021年度までの取組)	中間評価年までの取組に対する評価		
				◎: 予定以上(0) ○: 概ね予定どおり(2) △: 予定どおりでない(0) -: 未実施(0)	最終年度までの取組の概要	事業実施にあたっての改善点
①	1	「指導調査実施要綱」に基づく計画的な指導調査・助言の実施を通じて、養成施設等の適切な運営を図ります(養成施設等の単位で、概ね5年に1回程度の割合で実地調査を実施します)。	【臨床検査技師・衛生検査技師】 ・養成所3校について、2018年度1校、2021年度2校、実地調査を実施した。(※2019～2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施) 【臨床工学技士・救急救命士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師】 ・各養成校が行う定期報告については、毎年度審査を実施し、報告内容に不備や改善すべき項目について補正指示及び改善指導を行った。 ・定期指導調査については、2018年(2校)、2019年(5校)実施した。(※2020～2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施)	○	引き続き、各養成校等が行う定期報告内容の審査、定期指導調査を実施する。	—
	2	特に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師については、養成施設等における臨床実習の充実や職業倫理等の履修を通じてより質の高い施術者を養成することを目的に、平成30年度から、養成施設等における履修単位数の引上げ等に係る規則改正が予定されていることから、当該改正内容が適切に実施されるよう、指導していきます。	養成施設等における履修単位数の引上げ等に係る学則変更等の手続きは、2017年度末までに完了した。	○	—	—